

検察における取調べの録音・録画についての検証

平成24年7月4日

最高検察庁

平成23年4月8日、法務大臣から、「検察の再生に向けての取組」の一つとして、被疑者取調べの録音・録画に関する指示がなされた。具体的には、既に最高検が試行指針を示して特別捜査部において開始していた被疑者取調べの録音・録画の試行については、同指示で示された留意点に従った試行が行われるようにするための措置を1か月以内を目途に講じた上、1年後を目途として録音・録画の有効性及び問題点等について多角的な検証を実施すること、特別刑事部における被疑者取調べの録音・録画については、3か月以内を目途として試行を開始するよう努め、1年後を目途に多角的な検証を実施すること、知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に対する検察官の取調べの録音・録画については、3か月以内を目途に試行に着手し、1年後を目途に多角的な検証を実施することとされた。

他方で、裁判員裁判対象事件における検察官による被疑者取調べの録音・録画については、平成21年4月1日以降、裁判員裁判における自白の任意性の効果的・効率的な立証を趣旨として実施してきたところ、平成23年8月8日、法務大臣から、「取調べの録音・録画に関する取組方針」として、録音・録画の範囲を試行的に拡大するよう指示がなされ、具体的には、同方針で示された留意点に従った録音・録画が実施されるようにするための措置を1か月以内を目途に講じた上、1年後を目途として録音・録画の有効性及び問題点等について多角的な検証を行うこととされた。

これらを受けて、最高検においては、特別捜査部・特別刑事部における被疑者取調べの録音・録画の試行、裁判員裁判対象事件における被疑者取調べの録音・録画の試行的拡大、知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に対する取調べの録音・録画の試行に取り組んできたところであり、今般、それぞれの検証結果を、以下のとおり取りまとめた。

- 特別捜査部・特別刑事部における被疑者取調べの録音・録画の試行について
- 裁判員裁判対象事件における被疑者取調べの録音・録画の試行的拡大について
- 知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に対する取調べの録音・録画の試行について

特別捜査部・特別刑事部における被疑者取調べの 録音・録画の試行について

特別捜査部・特別刑事部における被疑者取調べの録音・録画の試行について

(目次)

第1 試行の概要	1
1 試行の経緯	1
2 試行の内容	2
(1) 試行の趣旨	2
(2) 試行の対象事件	2
(3) 録音・録画の対象場面及び実施時期等	3
第2 録音・録画の試行の実施状況	3
1 録音・録画を実施した事件数	3
2 罪種別内訳	4
3 録音・録画の範囲別内訳	5
(1) 取調べの全過程の録音・録画を実施した事件について	5
(2) 取調べの一部の録音・録画を実施した事件について	6
4 録音・録画の実施回数等	7
(1) 総論	7
(2) 取調べの全過程の録音・録画を実施した事件について	7
(3) 取調べの一部の録音・録画を実施した事件について	7
5 録音・録画の開始時期	8
6 被疑者の認否別内訳	9
7 録音・録画時間	11
(1) 録音・録画の総時間数	11
(2) 取調べ時間に占める録音・録画時間の割合	12
8 公判における録音・録画のDVD等の使用状況等	13
第3 録音・録画の不実施理由について	14
1 総論	14
2 被疑者が録音・録画を拒否した事例	14
(1) 録音・録画を全く実施しなかった事例	14
(2) 録音・録画を実施していたものの、途中から拒否した事例	16
ア 緊張・羞恥心・自尊心等の心理的影響を理由とするもの	16
イ 他人のプライバシーや共犯者等に供述場面等を見られる可能性があること等を理由とするもの	17

3 個別の取調べにおけるその他の不実施理由	18
第4 録音・録画の有効性及び問題点	20
1 録音・録画の有効性について	20
(1) 取調べの適正確保に資すること	20
(2) 供述の任意性・信用性についての判断に資すること	21
ア 取調官と被疑者とのやり取りを逐一記録できることを理由とするもの	21
イ 書面では表現しにくい被疑者の供述態度を記録することができることを理由とするもの	22
ウ 録音・録画の範囲との関係について	23
(3) 被疑者の供述が客観的に記録されること	26
(4) その他	27
2 録音・録画の問題点について	28
(1) 被疑者が録音・録画を意識して供述態度を変化させること	28
ア 録音・録画下では供述がしづらいこと	28
㌦ 緊張・羞恥心・自尊心等の心理的影響を理由とするもの	28
㌧ 供述内容の即時記録化を理由とするもの	30
㌨ 本人のプライバシーを理由とするもの	32
㌩ 共犯者や事件に関係する第三者についての供述がしづらくなること	33
イ 録音・録画の影響で被疑者の供述内容が後退した事例	34
(2) 取調官側への影響その他の捜査・公判への影響等	36
ア 取調官側への影響	36
イ DVD等の再生・視聴等に長時間を要することによる捜査・公判への影響	37
(3) 関係者の名誉等を害するおそれがあること等	38

特別捜査部・特別刑事部における被疑者取調べの録音・録画の試行について

第1 試行の概要

1 試行の経緯

最高検は、平成23年2月23日、「録音・録画試行指針」を定め、東京地検、大阪地検及び名古屋地検の特別捜査部(以下「特捜部」という。)が取り扱う独自捜査事件について、同年3月18日以降に被疑者を逮捕した事件において取調べの録音・録画の試行を実施することとした。

その後、同月31日には、検察の在り方検討会議において、特捜部における取調べの録音・録画の試行に当たっては、できる限り広範囲の録音・録画を行うよう努めるべきであるなどとの提言がなされ、さらに、同年4月8日には、法務大臣指示において、「被疑者取調べの録音・録画は、今後、より一層、その範囲を拡大するべきである。特捜部における被疑者取調べの録音・録画の試行は、それを前提とするものであることに鑑み、その実施に当たっては、以下の点に特に留意して方策を講じることとする。」とされ、次のとおり、特に留意すべき事項が示された。すなわち、

- ① 試行指針上の対象となり得る事件については、原則として全事件において試行を行う。
- ② 全過程の録音・録画を行った場合に何らかの弊害が生じることとなるのかといった問題点についての検討に資するよう、取調べの全過程の録音・録画を含めて試行の対象とする。
- ③ 検察官の恣意を排した積極的な運用が確実に行われるような方策を講じる。
- ④ 最高検は、多角的な検証を行うため、試行状況について逐次報告を受け把握する。

との4点の留意事項が示された上、1年後を目途として、録音・録画の有効性及び問題点等についての検証を行うこととされた。

これを受けて、最高検では、同月26日、「録音・録画の試行に関する運用要領」を作成し、取調べの全過程の録音・録画を含めて試行の対象とするなど、上記法務大臣指示の趣旨に沿った試行が行われるようにするための措置を講じた上、同年夏ころまでに、関係する地検に録音・録画に必要な機器を追加整備するなどして執務環境を整えた。

また、全国10庁の特別刑事部(以下「特刑部」という。)が取り扱う独自

捜査事件の取調べの録音・録画の試行についても、同年5月17日から各庁の実情に応じて可能な範囲で実施することとし、同年7月8日からは、特捜部に準じて試行を実施することとした。

そして、平成24年4月末日までに実施したものとして最高検に報告がなされた限りでは、全国の特捜部及び特刑部で事件数にして合計91件、取調べ回数にして合計1769回の録音・録画が実施されており、現在も試行を継続中である。

最高検では、特捜部及び特刑部における取調べの録音・録画の試行について、担当検察官等から報告を受けるとともに、必要に応じ、録音・録画に係る記録媒体（以下「DVD等」ともいう。）の視聴や担当検察官等からのヒアリング等を行って、試行の結果を取りまとめた。

2 試行の内容

特捜部における試行の趣旨・実施方法等は、「録音・録画試行指針」及び「録音・録画の試行に関する運用要領」に記載されたとおりであり、特刑部についても、平成23年7月8日以降、それらに準じて試行を実施することとした。試行の趣旨・実施方法等の概要は、次のとおりである。

(1) 試行の趣旨

特捜部又は特刑部が取り扱う身柄事件に関し、被疑者の検察官面前調書が適正な取調べにおいて作成され任意性・信用性等に疑念を生ずるものではないことを的確に明らかにし、裁判所の公正な判断に資する立証方策の在り方を検討するため、立証責任を有する検察官の判断と責任において試行するものとする。

(2) 試行の対象事件

試行の対象とする事件は、次の①～③に該当する場合を除き、特捜部又は特刑部の取り扱う独自捜査事件であって、当該被疑者の検察官面前調書を証拠調べ請求することが見込まれる事件等において実施するものとする。

① 被疑者が録音・録画を拒否した場合

② 録音・録画を行うことにより、取調べの真相解明機能が害されたり、関係者の身体、名誉、プライバシー等の保護やその協力確保に支障を生じるおそれ等がある場合

③ 取調べに関与する通訳人の協力が得られない場合、録音・録画を実施することが時間的又は物理的に困難である場合等、録音・録画の実施に障害がある場合

(3) 録音・録画の対象場面及び実施時期等

録音・録画の対象とする場面については、検察官において、前記1の試行の趣旨を踏まえ、取調べの持つ真相解明機能を損なわない範囲内で、検察官による取調べのうち相当と認められる部分を適切に選択する。

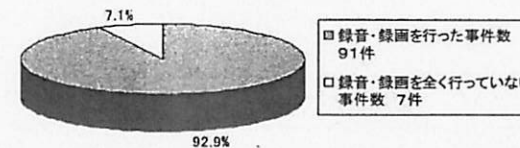
録音・録画の実施時期については、当該事件等で被疑者の身柄拘束中の取調べについて実施するものとする。

第2 録音・録画の試行の実施状況

1 録音・録画を実施した事件数

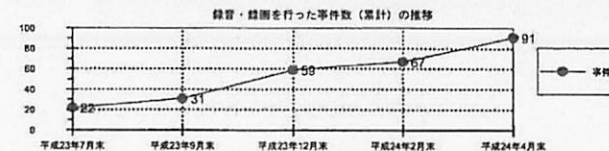
試行開始後の平成23年4月から平成24年4月末日までの間（以下「試行期間」という。）に、全国の特捜部及び特刑部において、合計98件の試行対象事件のうち、91件（約92.9パーセント）の事件について取調べの録音・録画が実施された（注1、注2）。【図1、表1】

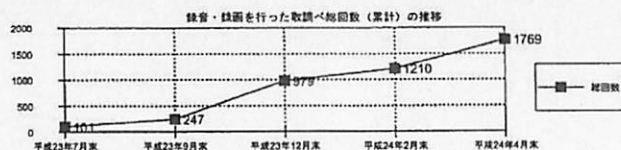
【図1】対象事件における録音・録画の実施状況



【表1】取調べの録音・録画を実施した事件数等（累計）の推移

	23年7月末	23年9月末	23年12月末	24年2月末	24年4月末
事件数	22件	31件	59件	67件	91件
総回数	101回	247回	979回	1210回	1769回





(注1) 平成24年5月末時点で集計可能であった平成23年4月から平成24年4月末日までに実施したものとして最高検に報告があったものを集計したものであり、数字はいずれも累計数である。なお、以下、本文及び図表中のパーセンテージは、小数点第2位以下を四捨五入しているため、各項目のパーセンテージの合計が100にならない場合がある。

(注2) 事件数は、共犯事件については、被疑者ごとに1件として計上した。また、同一の被疑者を特捜部又は特刑部で再逮捕した場合には、先の逮捕・勾留に係る事件とは別に取り扱って事件数を計上した。

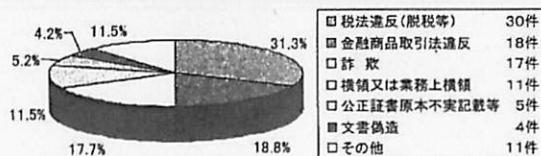
2 罪種別内訳

試行期間中に特捜部及び特刑部において取調べの録音・録画を実施した91件について、勾留事実の罪種別に分類すると、税法違反(脱税等)が最も多く、次いで、金融商品取引法違反、詐欺の順に多くなっている(注3)。(表2、図2)

【表2】取調べの録音・録画を実施した事件の罪種別内訳

罪 種	事件数(件)
税法違反(脱税等)	30
金融商品取引法違反	18
詐 欺	17
横領又は業務上横領	11
公正証書原本不実記載等	5
文書偽造	4
(そ の 他)	11

【図2】取調べの録音・録画を実施した事件の罪種別内訳



(注3)「罪種」については、この図表に記載された罪種が勾留事実の一部である場合(他の罪種が勾留事実に含まれている場合)も含む。また、「金融商品取引法違反」には証券取引法違反を含み、「文書偽造」には公文書偽造及び私文書偽造を含む。複数の罪名で立件されている場合には重複計上されるため、合計事件数は96件となっており、録音・録画を実施した事件数(91件)よりも多くなっている。

3 録音・録画の範囲別内訳

今回の試行では、前記法務大臣指示において、「全過程の録音・録画を行った場合に何らかの弊害が生じることとなるのか」といった問題点についての検討に資するよう、取調べの全過程の録音・録画を含めて試行の対象とする。」とされたことから、取調べの一部の録音・録画だけではなく、取調べの全過程の録音・録画についても試行を実施することとし、それら事件の全てについて報告を受け、これを整理した。

(1) 取調べの全過程の録音・録画を実施した事件について

今回の試行期間において取調べの録音・録画を実施した91件のうち、身柄拘束期間中の取調べの全過程(弁解録取手続を含む逮捕直後から事件の処理に至るまでの間に行われた取調べの全過程)を録音・録画した事件は、合計39件(約42.9パーセント)であった。

今回の試行では、必ずしも全ての事件について取調べの全過程の録音・録画を求めたものではなく、取調べのどの部分について録音・録画を実施するかは、個別事案ごとに具体的に判断し、取調べの真相解明機能を損なわない範囲内において積極的かつ柔軟に取り組むこととしたところであるが、全過程の録音・録画を実施した事件については、その事情として、例えば、①被疑者が当初から一貫して自白していた事件であり、取調べの全過程の録音・録画を実施しても真相解明機能が損なわれるおそれなかったこと、②否認事件を含め録音・録画によって被疑者の供述態度や供述内容に特段の影響が生じているとは認められなかったことから、当初の取調べから録音・録画を継続して実施し、全過程の録音・録画を行うことができたこと、③被疑者が録音・録画の下での取調べにおいて供述を躊躇するような事情(例えば、組織的犯罪で共犯者間に上下関係がある場合、親しい人間にとって不利益な事実を述べなければならない場合、被疑者が家族等には秘密にしている事柄について取り調べる必要がある場合など)が存在しなかったこと等を挙げることができる。一方で、そのような事件の中にも、後記第4の2(2)及び(3)のとおり、被疑者と著名人との交際状況に関して、客観的裏付けがなく、著名人の名誉を侵害するおそれがある被疑者の供述内容が録音・録画された例や、

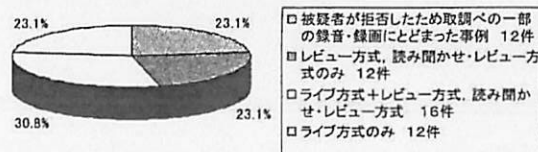
録音・録画されている状況下であったために、営業秘密や被疑者が接触した人物のプライバシー等の機密性の高い情報を用いて取調べを行うことが困難であった例があった。

(2) 取調べの一部の録音・録画を実施した事件について

他方、取調べの一部の録音・録画を実施した事件は52件であり、この中には、被疑者が身柄拘束期間の途中で録音・録画を拒否した関係で録音・録画時間が短くなったものが12件含まれている(注4)。

これらを除く40件について、どのような場面(方式)で録音・録画を実施したかを見ると、①レビュー方式(被疑者の供述を録取した供述調書作成後に当該供述調書の作成過程、供述調書に録取されている供述内容、供述の動機・経過、取調べの状況等について質問し、被疑者が応答する場面を録音・録画する方式)又は読み聞かせ・レビュー方式(被疑者の供述を録取した供述調書について、被疑者が読み聞かせを受け、閲読する場面及びこれらにより内容を確認して署名指印する場面を録音・録画し、引き続き当該供述調書を中心として、供述調書の作成過程、供述調書に録取されている供述内容、供述の動機・経過、取調べの状況等について質問し、被疑者が応答する場面を録音・録画する方式)のみを1回又は複数回実施したものが12件、②ライブ方式(被疑者の供述を録取した供述調書の存在を前提とせずに、犯行に至る経緯、犯行状況、犯行後の行動等について質問し、被疑者が応答する場面をそのまま録音・録画する方式)による録音・録画を1回又は複数回実施し、さらに事件を処理する直前にレビュー方式又は読み聞かせ・レビュー方式を実施したものが16件、③複数回のライブ方式のみによる録音・録画を実施したものが12件となっている。【図3】

【図3】録音・録画の実施場面別内訳(一部録音・録画事件)



(注4) 特捜部・特刑部が取り扱う独自捜査事件は、大規模かつ複雑な事案が多く、また、警察における取調べが行われないことから、事案の真相を解明する上で、一から事実関係を丁寧に確認して取調べを行う必要性が高い。そのため、勾留期間中、1日に複数回の取調べを継続的に行うことが多く、個々の取調べの連続性

が強いため、個別の取調べを録音・録画の方式ごとに分類・整理することは困難である。

4 録音・録画の実施回数等

(1) 総論

試行期間中に特捜部及び特刑部において取調べの録音・録画を実施した回数は、合計1769回であり、1事件当たりの平均回数は約19.4回であった(注5)。

事件ごとの録音・録画の実施回数を見ると、表3のとおりであり、実施回数1回の事件が6件、2回の事件が5件、3回の事件が10件などとなり、回数の多いものでは51回以上の事件が4件で、最も多い事件では59回であった。

(2) 取調べの全過程の録音・録画を実施した事件について

取調べの全過程の録音・録画を実施した39件について、各事件における録音・録画の実施回数を見ると、いずれも合計10回以上となっており、最も回数の多い事件では合計59回であった。なお、取調べの全過程の録音・録画を実施した1事件当たりの録音・録画の実施回数の平均は、約31.6回であった。

(3) 取調べの一部の録音・録画を実施した事件について

取調べの一部の録音・録画を実施した52件について、各事件における録音・録画の実施回数を見ると、1回のみの実施にとどまるものが6件(うち4件は、被疑者が録音・録画を拒否したために、以後の録音・録画を中止したもの)があるが、それ以外は、いずれも複数回実施されており、最も回数の多い事件では合計41回であった。なお、取調べの一部の録音・録画を実施した1事件当たりの録音・録画の実施回数の平均は、約10.3回であった。

【表3】各事件における録音・録画の実施回数別による分類

録音・録画の実施回数	事件数(件)		
	全体	全過程	一部
1回	6	—	6
2回	5	—	5
3回	10	—	10
4回	5	—	5
5回	2	—	2
6回～10回	12	1	11

11回～20回	17	13	4
21回～30回	6	4	2
31回～40回	15	9	6
41回～50回	9	8	1
51回以上	4	4	—
(合計)	91	39	52

(注5) 録音・録画を1日に2回以上に分けて実施する場合もあることから、録音・録画の実施回数が身柄拘束日数を上回る事件もある。なお、裁判員裁判対象事件、知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に係る事件における取調べの録音・録画の検証では、取調べの回数を取調べ日数単位で計上して検証を行っている。これらの事件は、通常、警察送致事件であり、検察庁における取調べの回数は比較的少なく、検察庁における取調べの回数と取調べの日数が、基本的に一致するのに対し、特捜部・特刑部が取り扱う独自捜査事件は、大規模かつ複雑な事案が多い上、警察における取調べが行われず、勾留期間中、1日に複数回の取調べを継続的に行うことが多いため、取調べ日数単位では実態を正しく理解することができない。そこで、本検証において、以下、特に断りなく「取調べ回数」や「録音・録画の実施回数」というときは、個別の取調べ単位で数えた場合の数字である。

5 録音・録画の開始時期

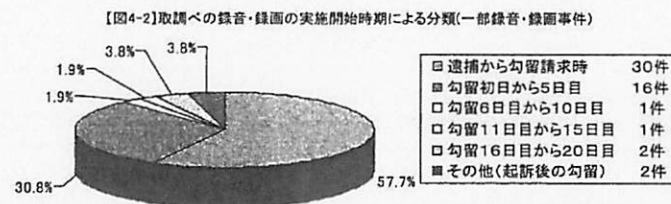
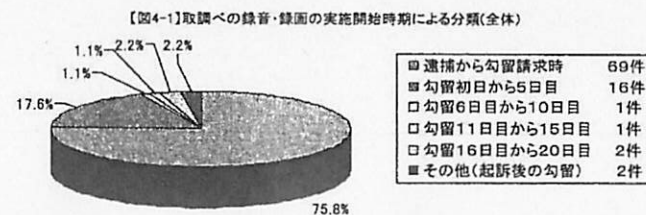
試行期間中に特捜部及び特刑部において取調べの録音・録画を実施した91件について、録音・録画の実施開始時期を見ると、逮捕から勾留請求時までに録音・録画を開始した事件は69件(約75.8パーセント)、勾留5日目までに録音・録画を開始した事件は85件(約93.4パーセント)となっており、90パーセント以上の事件において身柄拘束後の早い段階から録音・録画が開始されていたことが分かる。【表4、図4-1】

さらに、取調べの一部の録音・録画を行った事件(52件)に関して、実施開始時期別の内訳を見ると、逮捕から勾留請求時までに録音・録画を開始した事件は、30件(約57.7パーセント)となっており、勾留5日目までの累計では46件(約88.5パーセント)となり、取調べの一部の録音・録画を行ったものに限っても、身柄拘束後の早い段階から録音・録画が開始されていると言える。【図4-2】

【表4】取調べの録音・録画の実施開始時期による分類

録音・録画の実施開始時期	事件数(件)		
	全体	全過程	一部
逮捕から勾留請求時	69		30
勾留初日から5日目	16		16

勾留6日目から10日目	1	39	1
勾留11日目から15日目	1		1
勾留16日目から20日目	2		2
その他(起訴後の勾留)	2		2
(合計)	91	39	52



6 被疑者の認否別内訳

前記第2の1のとおり、特捜部・特刑部が取り扱う独自捜査事件について取調べの録音・録画を実施した事件数は、平成24年4月末までに実施したものとして報告があったものは91件あり、そのうち取調べの全過程の録音・録画を実施したものが39件、取調べの一部の録音・録画を実施したものが52件となっている。

特捜部・特刑部が取り扱う独自捜査事件は、大規模かつ複雑な事案が多く、また、事案の真相を解明する上で、一から事実関係を丁寧に確認して取調べを行う必要性が高いことから、勾留期間中、1日に複数回の取調べを継続的にやっていることも多く、個々の取調べの間の連続性が強いので、個々の取調べをその直前の認否の別によって分類することは困難であるが、弁解録取手続の時

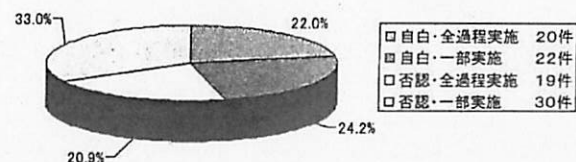
点で被疑事実をおおむね認めていた場合を自白事件とし、それ以外の事件を否認事件として事件単位の認否別に分類・整理すると、取調べの録音・録画を実施した91件のうち、自白事件は42件、否認事件は49件であった。

このような自白・否認の別に従って取調べの全過程の録音・録画を行ったものと、取調べの一部の録音・録画を行ったものの別に分類すると、表5-1、5-2、図5-1、5-2のとおりである。

【表5-1】被疑者の認否別内訳

	全過程	一部
自白	20件 (約22.0%)	22件 (約24.2%)
否認	19件 (約20.9%)	30件 (約33.0%)

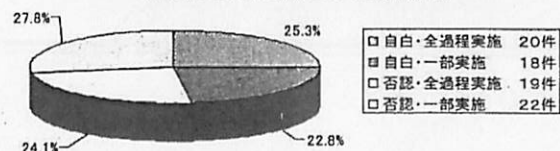
【図5-1】録音・録画を実施した事件(91件)の被疑者の認否別内訳



【表5-2】上記全体数から、被疑者が録音・録画を途中で拒否した事件(12件)を除いた79件についての被疑者の認否別内訳

	全過程	一部
自白	20件 (約25.3%)	18件 (約22.8%)
否認	19件 (約24.1%)	22件 (約27.8%)

【図5-2】録音・録画を実施した事件(被疑者が録音・録画を途中で拒否した事件を除いたもの(79件))についての認否別内訳



7 録音・録画時間

(1) 録音・録画の総時間数

取調べの全過程の録音・録画を実施した事件について、各事件における録音・録画の合計時間を見ると、10時間未満の事件はなく、最長は合計127時間28分であった。なお、取調べの全過程の録音・録画を実施した1事件当たりの録音・録画時間の平均は、約54時間35分であった。

取調べの一部の録音・録画を実施した52件について、各事件における録音・録画の合計時間を見ると、1時間未満が10件、1時間以上2時間未満が12件、2時間以上3時間未満が4件などとなっている一方、10時間以上20時間未満が5件、20時間以上40時間未満が5件、40時間以上60時間未満が3件、60時間以上80時間未満が4件、80時間以上100時間未満が1件であり、長時間録音・録画しているものも見られた。録音・録画の方式別に分類すると、レビュー方式又は読み聞かせ・レビュー方式のみを実施した場合の録音・録画時間の合計は、いずれも4時間未満となっており、録音・録画時間の合計が短くなっている傾向があるのに対し、ライブ方式を実施した場合の録音・録画時間の合計は、1時間未満のものから80時間以上100時間未満のものまで幅広く分布している。【表6】

【表6】録音・録画を実施した事件の録音・録画の合計時間による分類

各事件における録音・録画の合計時間		事件数 (件)	
		全過程	一部
10時間未満	1時間未満	—	10
	1時間以上2時間未満		12
	2時間以上3時間未満		4
	3時間以上4時間未満		1
	4時間以上5時間未満		2
	5時間以上6時間未満		3
	6時間以上7時間未満		1
	7時間以上8時間未満		1
	8時間以上9時間未満		—
	9時間以上10時間未満		—
10時間以上20時間未満		7	5
20時間以上40時間未満		8	5
40時間以上60時間未満		7	3

60時間以上80時間未満	9	4
80時間以上100時間未満	4	1
100時間以上	4	—
(合 計)	39	52

(2) 取調べ時間に占める録音・録画時間の割合

今回の試行期間において取調べの録音・録画を実施した事件91件について、取調べ時間の合計は、5691時間4分、録音・録画時間の合計は、2927時間36分で、1事件当たりの録音・録画時間の平均は、約32時間10分、録音・録画を実施した事件の総取調べ時間に占める録音・録画時間の割合は、約51.4パーセントとなっている。

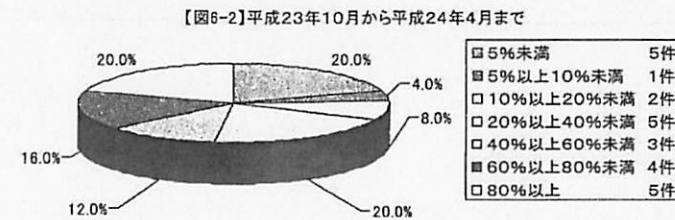
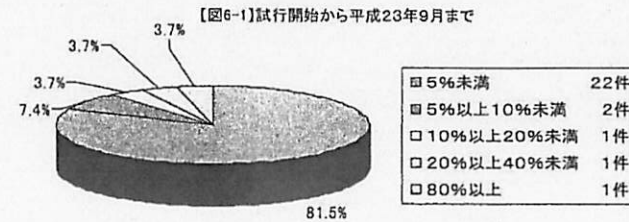
また、取調べの一部の録音・録画を実施した事件52件について見ると、表7のとおりであり、全体の取調べ時間の合計は、3562時間0分、録音・録画時間の合計は、798時間32分で、1事件当たりの録音・録画の平均は、約15時間21分、取調べの一部の録音・録画を実施した事件の総取調べ時間に占める録音・録画時間の割合は、約22.4%である。

これを実施の時期ごとに分類すると、平成23年4月から同年9月末までに実施された27件については、取調べ時間の合計は、1879時間10分、録音・録画時間の合計は、57時間44分で、1事件当たりの録音・録画時間の平均は約2時間8分、取調べ時間に占める録音・録画時間の割合は、約3.1パーセントであったが【図6-1】、同年10月から平成24年4月末までに実施された25件については、取調べ時間の合計は、1682時間50分、録音・録画時間の合計は、740時間48分で、1事件当たりの録音・録画時間の平均は約29時間38分、取調べ時間に占める録音・録画時間の割合は、約44.0パーセントとなっている。【図6-2】

【表7】取調べの一部の録音・録画を実施した事件（52件）における各事件の総取調べ時間に占める録音・録画時間の割合別の分布

実施率	全体	平成23年4月 ～同年9月末	平成23年10月 ～平成24年4月末
5%未満	27	22	5
5%以上10%未満	3	2	1
10%以上20%未満	3	1	2
20%以上40%未満	6	1	5
40%以上60%未満	3	—	3
60%以上80%未満	4	—	4

80%以上	6	1	5
(合 計)	52	27	25



8 公判における録音・録画のDVD等の使用状況等

今回の試行で録音・録画を実施した事件（91件）について、公判請求されたものは80件で、そのうち、既に第一審判決が言い渡されたものは43件（被告人死亡による公訴棄却1件を含む。）である。この43件のうち、弁護人からの証拠開示請求があったことなどから、取調べを録音・録画したDVD等が弁護人に証拠開示された事例は6件であり、同DVD等を証拠調べ請求した事例や同DVD等が公判で証拠調べされた事例は報告されておらず、検察官面前調書の任意性が争われた事件も現在のところ報告されていない。

なお、弁護人からDVD等の任意の証拠開示を求められた際、対象となるDVD等に事件に関係ない複数の著名な第三者のプライバシーに関する内容等が録音・録画されていたことから、開示の弊害が大きく、開示しない旨を弁護人に通知した上で、一部については開示をしなかった事例が1件報告されている。

第3 録音・録画の不実施理由について

1 総論

今回の試行では、前記第2の3(1)のとおり、必ずしも全ての事件について取調べの全過程の録音・録画を求めたものではなく、取調べのどの部分について録音・録画を実施するかは、個別事案ごとに具体的に判断し、取調べの真相解明機能を損なわない範囲内において積極的かつ柔軟に取り組むこととしたところである。

今回の試行期間中において、取調べの録音・録画を全く実施しなかった事件は、7件であるところ、これらは、いずれも、被疑者が身柄拘束の当初から録音・録画を拒否した事例であった。

また、特捜部・特刑部が取り扱う独自捜査事件については、通常、警察送致事件である裁判員裁判対象事件とは異なり、弁解録取手続以降の取調べの全てを検察官が行うことから、1事件当たりの取調べ回数が極めて多く、個々の取調べの間の連続性も強いとため、録音・録画の不実施理由について取調べごとに把握・分析することは困難であるものの、被疑者が身柄拘束期間の途中で録音・録画を拒否したため、録音・録画を中止したものが12件報告されている。

そのほか、個別具体的な事情を勘案し、共犯者や関係者多数の複雑な事案において真相解明機能が損なわれるおそれがあることや関係者のプライバシーの保護等の理由から、一部の取調べについて録音・録画を行うことが不適当であると判断した事例や、立証上の必要性や時間的・物理的困難を理由に一部の取調べについて録音・録画を行わなかった事例も報告されている。

2 被疑者が録音・録画を拒否した事例

(1) 録音・録画を全く実施しなかった事例

取調べの録音・録画を全く実施しなかった7件については、被疑者が取調べの録音・録画を拒否した理由の詳細が必ずしも明らかではないものもあるが、例えば、以下のような報告がなされている。

- 被疑者は、逮捕当初、被疑事実を否認し、関係証拠から、事件関係者と通謀している可能性もうかがわれ、録音・録画を実施することによる供述態度への影響が懸念される事案であったところ、被疑者は、取調べの当初から、「このような高齢になって、そんな恥ずかしいことはしたくない。」旨述べて、取調べを受けている状況を録音・録画されることを拒否したため、録音・録画を全く実施しなかった。その後、

被疑者は、録音・録画していない取調べの中で、事件について全面自白するに至った。

- 被疑者が、逮捕後の取調べ全体を通して、罪体のみならず犯行に至る経緯等を供述するに際し、これに関連して社会的地位のある著名人との交流状況等を詳細に供述していた事案において、被疑者は、弁解録取手続の直後に検察官から取調べの録音・録画を実施する旨申し入れた際、「被疑者として取り調べられる姿が保存されたり証拠として使われるのは嫌であるし、取調べ中に名前が出る著名人のプライバシー等を傷つけてしまうおそれがあるので、録音・録画をしないでほしい。」旨申し立て、取調べの録音・録画を拒否した。また、弁護人からも、「本件は、録音・録画が必要な事案ではなく、被疑者自身、取調べ状況を映されたくないという希望を持っているので、録音・録画は実施しないでほしい。」旨の強い申入れがあったことから、録音・録画を実施すれば、他人の名誉やプライバシー保護の観点から問題があるほか、それをおもんばかって被疑者が十分な供述ができなくなるおそれがあると考えられたことから、録音・録画を実施しなかった。

- 被疑者は、検察官が勾留当初の取調べで録音・録画を実施する旨申し入れた際、「取調べでは、話の流れで、私や家族、関係者のプライバシーに関する事柄も出てくるが、録音・録画されると、それらが後で表に出てしまう可能性があり、話がしにくくなる。」「録音・録画をする必要性も感じないし、録音・録画はしないでほしい。」旨述べて録音・録画を拒否した。その後、被疑者は、弁護人の勧めもあり、録音・録画に応じてよいような態度を示す一方で、将来的に共犯者の弁護人に開示される可能性や公判廷で再生される可能性を懸念する様子も示し、「よく考えたいので、少し時間が欲しい。」旨述べるようになった。しかし、被疑者は、結局は、その後の取調べにおいて、「よく考えたが、やはり録音・録画はしたくない。」と述べて、改めて録音・録画を拒否した。結局、検察官としては、このような被疑者の態度に鑑み、事案の解明に支障が出るのではないかと考え、録音・録画を実施しなかった。

- 被疑者は、逮捕後の取調べにおいて、大筋で犯行を自白していたものの、事案が複雑であり、かつ、被疑者が高齢であったことなどあって、被疑者の記憶に曖昧な部分も見受けられる事案であったところ、

被疑者は、逮捕当初から、弁護人と相談の上で、録音・録画を頑なに拒否しており、その理由として、「現段階では、記憶が曖昧なところもあり、間違った話をしてしまった場合には、関係者にも迷惑がかかるかもしれない、そのようなことを考えると話しぶい。」「録音・録画をする必要も感じていないので、取調べを録音・録画することはお断りします。」などと述べていたため、録音・録画を実施すれば、被疑者がこのような思いから自発的な供述を控えることも考えられたため、録音・録画を全く実施しなかった。

(2) 録音・録画を実施していたものの、途中から拒否した事例

被疑者が身柄拘束期間の途中で録音・録画を拒否したため、以後の録音・録画を中止した12件については、被疑者が拒否の理由を明確にしなかったものもあり、全ての事件について拒否の理由が判明しているわけではないが、大別すると、緊張・羞恥心・自尊心等の心理的影響を理由とするものと、他人のプライバシーや共犯者等から見られる可能性があること等を理由とするものに分けられる。具体的には、例えば、以下のような報告がなされている。

ア 緊張・羞恥心・自尊心等の心理的影響を理由とするもの

○ 被疑者は、弁解録取手続の録音・録画に応じ、その際、犯意を否認したが、その後、録音・録画しない取調べにおいて自白に転じた。自白した後、複数回、録音・録画を実施しようとしたが、被疑者は、「録音・録画は勘弁していただきたい。逮捕勾留されている私の顔などが録音・録画されて残っていくと思うと非常に恥ずかしい。無理とは分かっていますが、以前（弁解録取手続）にした録音・録画を消してほしい。」旨供述して、録音・録画を一切拒否した。

○ 被疑者は、逮捕時点では、逮捕事実の中核的部分を否認していたが、その後、録音・録画しない取調べで自白したことから、録音・録画を実施した。被疑者は、録音・録画した取調べにおいて、自白に転じた理由等について自分の言葉で供述したが、やや感情が高ぶり、目に涙を浮かべたり、それを拭うなどし、そのような場面も録画された。その後、被疑者が自白を翻すことはなかったが、自尊心が傷つくので録音・録画は拒否する旨の申出をしたため、以降、録音・録画を実施することはできなかった。

○ 被疑者は、身柄拘束後相当の期間、取調べの全過程の録音・録画に応じていたが、その途中で「検察官からは丁寧な取調べを受けているので不満はないし、以後の取調べでは、録音・録画を行わないでほしい。」旨申し立て、録音・録画を拒否するようになった。録音・録画を拒否した理由について、被疑者は、①取調べの録音・録画が行われている状況で供述するということは、結局、供述する事柄について、逐一、その全てを供述調書に取られているのと変わらないことから、うかつなことは言えないと感じて身構えてしまい、検察官からの質問の意図もあれこれ深読みして自分が思ったことをそのまま話すのをためらってしまうので、話しぶい、②自分自身悪いことをしたという思いがあるだけに、取調べを録音・録画されると、自分が悪いことを認めている姿をみんなに見られているようで恥ずかしいし、自尊心も傷つくなどと説明した。

○ 被疑者は、いわゆる全面可視化推進論者であり、当初、弁解録取手続時からの取調べの録音・録画に応じていたが、その後、録音・録画の拒否に転じたため、録音・録画を中止し、結果として、取調べの一部の録音・録画にとどまった。被疑者は、録音・録画していない取調べにおいても、最後まで、録音・録画の中止を申し出た理由については明確に説明しなかった。

イ 他人のプライバシーや共犯者等に供述場面等を見られる可能性があること等を理由とするもの

○ 事件関係者として著名人である被疑者の親族が関わっている事案において、被疑者は、録音・録画の実施中に、この親族の立場などを気にして、録音・録画したDVD等を法廷で取り調べることはできる限り避けてほしい旨申し立てしていたところ、その後の取調べにおいて、録音・録画の実施を拒否するに至った。被疑者は、この親族の関わり等について、録音・録画した取調べではほとんど供述をしなかった一方、録音・録画しない取調べでは、立証に不可欠とまではいえない事項も含め、具体的かつ詳細な供述をしたが、供述調書の作成に際しては、被疑者の心情や親族のプライバシー等を考慮し、立証上真に必要な事項のみを記載するにとどめた。

○ 共犯事件において、被疑者は、否認している上位の共犯者Aの関与を含め、事実関係をおおむね認めていた。被疑者は、録音・録画しない取調べにおいて、Aについて、「以前に暴力団とも関係のあった人で、今後は関わり合いたくない。」旨を供述するなどしていたが、録音・録画した取調べにおいては、Aについての質問を受けると動揺し、「これはAも見ろんですか。そうであれば録音・録画をやめてほしい。」などと言って、録音・録画の中止を申し出た。

3 個別の取調べにおけるその他の不実施理由

前記のような拒否事例のほか、個別具体的な事情を勘案し、共犯者や関係者多数の複雑な事案において真相解明機能が損なわれるおそれがあることや関係者のプライバシーの保護等の理由から、一部の取調べについて録音・録画を行うことが不適当であると判断した事例や、立証上の必要性や時間的・物理的困難を理由に一部の取調べについて録音・録画を行わなかった事例も報告されている。具体的には、次のような報告がなされている。

<不適当と判断した事例>

○ 被疑者は、当初、逮捕事実の主要部分を否認していた上、極めて多数の利害関係者が錯綜する複雑かつ非正規の経済実態を背景とする事案であり、録音・録画下ではどうしても口が重くなりがちであったことなどから、録音・録画を実施していない取調べにおいて、検察官が被疑者との信頼関係の構築に努めた上で、利害関係者の隠れた経済活動の実態等も含め、事案の背景や実態を解明していく必要があった。そのため、全過程の録音・録画は不適当であると判断したが、他方で、否認段階も含め、ライブ方式も活用しつつ、複数回の録音・録画を実施した。結果として、被疑者は、録音・録画しない取調べにおいて、証拠物を提示しての質問等によって自白するに至り、録音・録画した取調べにおいても、その供述を維持した。また、事案の背景や実態に関しては、幅広く具体的な供述を得たが、供述調書の作成に当たっては、立証上真に必要な範囲の記載にとどめた。

○ 夫婦間の共犯事件で、共犯者に不利な供述を聞き出す必要があり、そうした供述をすること自体被疑者にとって心理的抵抗が大きいと

考えられた上、被疑者は、そもそも口数の少ないタイプであり、実際に、録音・録画の下では、明らかに緊張して、自らも「録音・録画中は緊張するので、ずっと録音・録画するということは必要もないし、自由に話せなくなる。」などと述べるなどした。検察官は、被疑者の言動等から、全過程の録音・録画は不適当と判断し、まず録音・録画していない状況で被疑者の話を聞き、被疑者に録音・録画を意図することなく自分のペースで自由に話をさせた後、供述調書作成の場面から録音・録画を実施したり、供述調書作成後にはレビュー方式による録音・録画を実施したりする方法で、数回の録音・録画を実施した。結果として、被疑者は、逮捕当初否認していたものの、その後自由に転じ、事案の実態を解明するため、十分な供述を得ることができた。

○ 共犯事件において、被疑者は、共犯者の役割やその犯行を裏付ける事実については具体的に供述する一方で、自らの犯意や共犯者との共謀については否認していた。被疑者は、逮捕前に、共犯者との間で捜査情報を共有し、通謀していた様子もうかがえたため、その供述の信用性の判断を慎重に行う必要があったところ、被疑者自身も、「カメラの前では、なかなか全面的に真実を語ることは困難である。」旨述べ、録音・録画を行わない取調べの時間も作ってほしいと希望していたことから、取調べの全過程の録音・録画は、真相を解明する上で不適当であると判断し、しばらくは録音・録画を実施せずに取調べを行って被疑者の言い分を聴取し、その後、ライブ方式により被疑者の供述状況の録音・録画を行った。

○ 取調べの全過程の録音・録画を予定していたものの、被疑者が、録音・録画をした弁解録取手続において、事実を全面的に否認し、その際、自分が弁解をしている状況を撮影した録音・録画が裁判で使われ、被害者を含めた第三者に捜査段階における自己の供述の内容の全てを見られることを非常に気にしていた様子であったことから、それ以降は、取調べの一部の録音・録画に切り替えた。なお、本件において、被疑者は、その後自由に転じたが、録音・録画について、「録音・録画されていると、自分が他の人について話したことが全部記録に残ってしまうので、話しにくくなる。」などと述べていた。

<不必要と判断した事例>

- 被疑者は、逮捕当初から、犯行を自白しており、被疑者、弁護人とも録音・録画を明確に拒否したわけではないが、弁護人が「争うつもりもなく、録音・録画は拒否はしないができればやめてほしい。」旨を申し立て、供述調書の任意性・信用性が争われる見込みもなく、全過程を含む広範囲な録音・録画を行う必要性が乏しかったため、複数回のレビュー方式及び読み聞かせ・レビュー方式による録音・録画を実施した。

<時間的物理的困難を理由とするもの>

- 被疑者が遠隔地の他の地検管内に居住していたため、被疑者の逮捕後、逮捕地の地検で弁解録取手続を行い、被疑者の身柄を捜査を行う地検に航空機で移動する予定としていたが、逮捕当日、フライトスケジュールの関係で、弁解録取手続を短時間で行うことを余儀なくされたことから、弁解録取手続の録音・録画は実施しなかった。

第4 録音・録画の有効性及び問題点

前記第1の2③で述べたとおり、取調べの録音・録画を実施するかどうかは、取調べの真相解明機能を損なわない範囲内において、個別事案ごとに具体的に判断されているところであるが、今回の試行期間中に、個々の事件を担当している検察官や決裁官から報告された録音・録画の有効性・問題点を整理すると以下のとおりである。

1 録音・録画の有効性について

(1) 取調べの適正確保に資すること

取調べの録音・録画を実施することにより、取調べ自体に変化が生じ、取調べが丁寧になるなど、取調べの適正確保に資するとの報告がなされている。例えば、以下のとおりである。

- レビュー方式や読み聞かせ・レビュー方式の録音・録画を実施する場合であっても、供述調書に記載した主要内容について、録音・録画の下で被疑者本人の言葉による説明を求めることになるので、検察官としては、従来以上に、被疑者が実際に用いた表現を使って供述調書を作成しようという意識が強く働き、また、その前提として、な

るべく誘導せずに、被疑者本人の言葉で供述させようとするなど、必然的に、丁寧な取調べを十分に尽くすことになるという効果があった。

- 犯意を一部否認していた被疑者について、全過程の録音・録画を実施した。検察官としては、必要以上に、自己の経験や心情を吐露することを躊躇したり、発言に慎重にならざるを得なかったという面もあったものの、被疑者は、以前に自身が別件で逮捕・勾留されたときの取調べと比較して、丁寧な取調べを受けているとの認識を述べ、検察官に対する信頼を見せていた。

- 弁解録取手続を録音・録画したほか、各供述調書を作成する都度レビュー方式の録音・録画を実施し、頻繁に録音・録画を行うことにより、被疑者から各取調べ状況等について臨場感を伴う供述を得て、それを記録することができた。同時に、検察官としては、録音・録画の各機会に被疑者が取調べや供述調書への不満等を述べる可能性があることを強く意識せざるを得ず、録音・録画していない場面であっても、録音・録画をすることを常に念頭に置きながらの取調べとなることから、録音・録画を実施していない取調べでも、必然的に、取調べが丁寧なものとなった。

他方、この点に関しては、後記2②アのとおり、取調べにおいて本来必要な追及が十分にできなくなったとして、取調べの録音・録画の問題点の一つとして位置づける報告もある。

② 供述の任意性・信用性についての判断に資すること

一般に、取調べの録音・録画を実施することにより、供述の任意性等についての判断に資すると指摘されているところ、今回の試行においては、前記第2の8のとおり、供述の任意性や信用性が争われて公判でDVD等が取り調べられた例は報告されていないものの、供述の任意性・信用性についての判断に資することになるとの有用性を指摘する報告がなされている。

- ア 取調官と被疑者とのやり取りを逐一記録できることを理由とするもの
まず、取調べの録音・録画を行った事件では取調官と被疑者とのやり取りが逐一記録されることから供述の任意性・信用性についての判断に資する旨の報告がある。例えば、以下のような具体的事例が報告されている。

- 弁解録取手続をライブ方式で録音・録画することにより、被疑者が

自発的に事実を認めている状況や検察官による押し付けがないことなどを客観的な形で記録することができた。当該事件では、被疑者がその他の取調べの録音・録画を拒否したものの、弁解録取手続を録音・録画していたことから、被疑者供述の任意性・信用性を的確に判断するために有用な資料を確保することができた。

- 犯行の一部を否認している被疑者について、全過程の録音・録画を実施したが、弁解録取手続の際、被疑者が検察官の質問を遮るなどして一方的に独自の弁解を延々と繰り広げている状況が録音・録画され、被疑者に十分な弁解の機会を与えていることが記録された。また、客観的な証拠を示されても、被疑者は自己の記憶が喚起されるまでは頑として事実関係を認めないという状況が録音・録画されたり、供述調書作成の際に、被疑者が、検察官に代わって、検察事務官に対して供述調書に記載すべき内容を口述するなど、自己の主張を供述調書に盛り込むよう強く要求し、検察官がこれに応じている状況が録音・録画されるなど、被疑者の供述や供述調書の任意性には全く問題がないことが記録された。
- ライブ方式を中心として、数回の録音・録画を実施した。録音・録画の下では、被疑者が、精神的に昂揚し、事件とは無関係な事柄について話し続けるような場面もあったが、検察官として、被疑者の供述を遮ったりすることなく、被疑者自身の言葉で語らせるように努めたことにより、被疑者が一連の取調べの過程において途中で一部否認した事情や黙秘した事情を含め、取調べが適正に行われたことについて、被疑者自身の生の言葉で説明している状況を録音・録画することができ、自白の任意性・信用性を判断するに当たって有用な記録を作成することができた。

イ 書面では表現しにくい被疑者の供述態度を記録することができることを理由とするもの

次に、録音・録画により、書面では表現しにくい被疑者の供述態度等を記録することができることから供述の任意性・信用性についての判断に資する旨の報告がある。例えば、以下のような具体的事例が報告されている。

- 取調べの一部の録音・録画を実施した事件において、録音・録画し

ない取調べで被疑者が否認から自白に転じたことから、レビュー方式の録音・録画を行ったところ、録音・録画の下において、被疑者が、自白した理由等について、涙を浮かべつつ、自分なりの表現で具体的に述べる様子を記録することができた。

- ライブ方式の録音・録画を多数回実施し、被疑者が、証拠書類（偽造文書）を指し示しながら、自ら記憶を喚起して供述し、さらには自らの偽造した部分に自分で印をつけている状況を録音・録画することができた。また、検察官が物証を示して質問したところ、被疑者は、それまでのうその供述を撤回して真実を供述するに至ったが、その際に、検察官がうそをついていた理由を確認したのに対して、被疑者自身が「その場しのぎのうそをいっぺん言ってしまったので、身から出たさびで、次から次にうそを言わなければいけなくなりました。」、「ばれるもんやねえ。」などと素直にうそを認める状況も録音・録画された。

ウ 録音・録画の範囲との関係について

供述の任意性・信用性についての判断との関係で、取調べの全過程の録音・録画を実施した場合に被疑者の供述内容が全て記録されることの有用性については、以下のような報告がなされている。

- 被疑者が取調べの全過程において一貫して犯行を自発的に認める供述をしていること、検察官による供述の押し付け等がないことを客観的に記録することができた。特に、公判で否認に転じる可能性がある事項についても、検察官の質問に対し、被疑者が明確に自白している状況を記録することができ、自白の任意性・信用性についての判断に有用なものとなった。
- 取調べの全過程の録音・録画を実施し、その中で、被疑者が涙を流しながら、自発的に被疑事実を認める状況、被疑者が実際に証拠物を確認しながら自ら説明している状況、被疑者が落ち着いた、時ににこやかな表情を見せながら、真摯に記憶喚起に努めて供述している状況、被疑者が、共犯者との謀議の際の会話について、当時の具体的なやり取りを思い出して供述し、取調官がそれに基づいて供述調書を作成している状況等を録音・録画することができた。

○ 逮捕当初は主要な外形的事実や犯意を否認していた被疑者について、取調べの全過程の録音・録画を実施した。被疑者は、最終的に自白したものであるところ、例えば、取調べの当初のうちは、自己の弁解を堂々と主張する態度を取っていたが、取調べが進むにつれて、自己の弁解が苦し紛れの虚偽であることを言葉の端々に示すようになるなど、自白するに至っていない段階でも徐々に事実を認める趣旨と思われる供述を断片的にするようになり、最終的に自らの口で自白を始めたものであり、その場面を含め、否認から自白に至った経過を記録することができた。

なお、取調べでは、一般に、犯罪事実それ自体のみならず、動機や経緯等に関連して、被疑者の生活状況や交友関係等のプライバシーを含む様々な事項についてのやり取りが行われるが、必ずしも、その全てが供述調書に録取されるものではなく、また、被疑者自身が検察官との信頼関係に基づいて、いわゆるオフレコで供述をする場面も少なくない。このような取調べの実情から、必ずしも取調べの全過程の録音・録画を実施していない、又は、実施することができなかった事例もあるが、そのような事例においても、録音・録画は供述の任意性・信用性についての判断に十分有用な証拠となり得ると指摘する報告もなされている。

具体的には、一部の取調べについて、被疑者の供述調書の存在を前提とせず、犯行状況等に関して取調べにおける被疑者の受け答えをする場面を録音・録画するライブ方式による録音・録画のほか、取調べを行って供述調書を作成した後に、当該供述調書の内容等を確認する場面等の録音・録画を行うレビュー方式又は読み聞かせ・レビュー方式による録音・録画であっても、任意性・信用性についての判断における有用性を指摘するものとして、以下のような事例が報告されている。

○ 被疑者は、感情の起伏が激しくなるなど精神的に不安定なところがあり、一時、犯意を否認したり、黙秘をするなどの場面も見られたことから、全過程の録音・録画を実施するなどして、やみくもに録音・録画を開始した場合には、被疑者の供述態度にも影響を与え、その後、真摯な供述をしなくなるおそれがあったところ、被疑者が精神的に落ち着いている状況において、犯行の経緯や犯行状況等の核心部分に絞

って自ら供述する様子を録音・録画することで（ライブ方式）、被疑者には密室下での取調べとは異なるという安心感を与えることもでき、検察官に対する不信感を払拭し、信頼関係の構築に功を奏した面があったとともに、供述の任意性・信用性に問題がないことを示す内容のものとなった。

- 取調べの一部を録音・録画した事件において、検察官が供述調書を面前口述により作成する場面からの録音・録画を実施したところ、面前口述の段階や供述調書の読み聞かせ・閲覧の段階において、被疑者が供述調書の内容について追加訂正を申し立てる場面が録音・録画され、供述調書の任意性・信用性についての判断に有用なものとなった。
- 取調べの最終段階において、レビュー方式の録音・録画を実施したところ、被疑者が号泣しながら検察官や検察事務官に感謝の念を述べるとともに、勾留期間中の取調べに何らの問題もなかったことを切々と訴えるシーンが録音・録画された。取調べの一部の録音・録画であったものの、取調べの任意性に問題がないことを的確に示すため有用な資料となった。

さらに、録音・録画による取調べを実施した場合に被疑者の供述態度への影響等が懸念される事案においても、録音・録画の有効性を最大限にいかすため、次のように、複数回のライブ方式による録音・録画やレビュー方式による録音・録画を繰り返すなどの工夫をした事例が報告されている。

- 弁解録取手続の録音・録画を実施したが、その後、被疑者が、録音・録画について、「拒否まではしないが、やはり恥ずかしい気持ちになり、供述しにくい。」との意向を示した。そのため、まずは、録音・録画をしていない取調べで被疑者と人間関係を作りつつざっくりばらんに話をさせた上、その後の供述調書作成の場面から録音・録画を行い、供述調書作成後には、取調べ状況についての自由な感想のほか、事実関係についても自身の言葉で述べさせる読み聞かせ・レビュー方式による録音・録画を行うこととし、このような形で録音・録画を繰り返して実施したことにより、被疑者に事案の実態を語らせる目的と任意性・信用性についての判断に資する目的の双方を満たすことができる

ように努めた。

- 被疑者は、社会的地位が高く、自己の体面を重視する傾向が見られた上、組織的背景も強うかがわれる事件であったことなどから、弁解録取手続を録音・録画した後は、録音・録画をしていない取調べで被疑者の供述を聞き、その後、供述調書を作成する都度、毎回、レビュー方式による録音・録画を実施するという方法を採用することにより、被疑者の心理的負担を軽減して事件の実態を供述しやすくさせるとともに、各供述調書の任意性・信用性を担保するよう努めた。
- 多数の関係者が絡む複雑な背景を有する事件であったことから、複数回のライブ方式による録音・録画を実施したほか、被疑者において供述がしやすいようにするため、録音・録画下で被疑者が供述をためらった事項の聴取については、録音・録画しない取調べを実施した後にレビュー方式による録音・録画を実施した。このように全過程の録音・録画を実施するのではなく、複数回のライブ方式とレビュー方式を織り交ぜた広範囲な取調べの一部の録音・録画を行うことにより、録音・録画による被疑者の供述態度等への影響を緩和しつつ、録音・録画のメリットを追求したところ、結果として、被疑者の供述を引き出すとともに、被疑者の供述態度も含めて記録に残すこともできた。

(3) 被疑者の供述が客観的に記録されること

取調べの録音・録画は、供述調書が作成されていない段階でも、被疑者の供述が客観的に記録されることや、それによって、その後の取調べ等において被疑者が合理的理由なく供述を変遷させにくくなる点で有用であるとの報告がなされている。具体的には、次のとおりである。

- 被疑者は早い段階で、「緊張してうまく話せなくなる。」などと言った録音・録画を拒否するに至ったが、録音・録画を拒否する前の取調べを録音・録画していたことにより、被疑者が自発的に犯行を認める供述をしていたことを映像及び音声により客観的に記録することができた。
- 録音・録画の下での取調べでは、後に被告人が捜査段階の供述を変更するなどして公判で新たに主張することもあり得る弁解について、真実はそのような事実がないことを被疑者に確認して、その状況を記

録化しておけば足り、それ以上に、被疑者に確認した事項の全てを供述調書に録取しておくまでの必要はなかった。

- 被疑者は、取調べにおいて、供述調書への署名指印は拒否するものの、検察官の質問に対して、証拠物に関する説明をするなど、部分的に供述はしていたことから、録音・録画により、その供述状況・供述内容を記録することができた。

特に、取調べの全過程の録音・録画を実施した事例においては、被疑者の供述内容がもれなく記録されることから、被疑者が供述を変遷させた場合にそれが不合理であることを明確に示すことができる点や、それによって、供述が不合理に変遷すること自体を防止できることがある点で有用性がある旨報告されている。

- 被疑者が犯意を一貫して否認していた事件について、被疑者は、取調べの過程で、具体的な弁解内容を再三にわたり変遷させていたが、全過程の録音・録画を実施し、従前の弁解内容及びその変遷状況が逐一記録されていたため、被疑者は、以前に異なる弁解をしたこと自体を否定することができず、弁解を変遷させる理由を説明しつつ新たな弁解をしていかざるを得なくなった。そして、このような過程も全て記録されたことから、被疑者の供述の内容や変遷が極めて不自然・不合理であることを明らかにすることが容易となった。
- 取調べの過程で、被疑者は、それまで隠していた共犯者との共謀状況を自白し始めたが、供述をしているうちにやはり共犯者の関与を隠し通したいと思ったのか、「やっぱり一人でやりました。」などと元の供述に戻そうとした。この事件では、取調べの全過程の録音・録画を実施していたことから、検察官において、録音・録画されていることを改めて指摘した上で、供述変更の真意を確認したところ、被疑者は、「そうですね。」などと言って、供述の変更を撤回し、共犯者の関与や共犯者との共謀状況についての供述を継続した。

(4) その他

以上のほか、取調べの録音・録画の有効性について、次のような報告もなされている。

- 取調べの録音・録画を実施すると、被疑者の供述状況がそのまま記録されることから、共犯事件の捜査において、各検察官がDVD等を視聴して共犯者の供述内容を直接確認することにより、捜査打合せ等をより正確に行うことができた。
- 取調べの録音・録画を実施し、主任検察官等が、取調べを録音・録画したDVD等を視聴して取調べ状況を確認することで、取調べ担当検察官に対し、取調べの手法等につきの確なアドバイスをすることが可能となった。
- 被疑者が、事実関係の一部につきうその供述をしていたことが判明した後に、改めて、被疑者がうそをついていた時期の取調べを録音・録画したDVD等を見ることにより、被疑者がうそをつく際の癖を知ることができ、その後の取調べの参考となった。

2 録音・録画の問題点について

今回の試行においては、前記第4の1のとおり、取調べの録音・録画の有効性について多くの報告がなされている一方で、前記第3の2のとおり、被疑者自身が録音・録画を意識し、供述を躊躇するなどした結果、録音・録画を拒否した事例が報告されているほか、取調べの録音・録画の問題点についても、以下のような多くの報告がなされている。

(1) 被疑者が録音・録画を意識して供述態度を変化させること

まず、録音・録画を実施した取調べにおいては、被疑者は、録音・録画を意識し、録音・録画をしていない取調べと比較して、供述がしづらく、供述態度を変化させたり、供述内容を後退させることがあるとする報告がなされている。

ア 録音・録画下では供述がしづらいこと

(ア) 緊張・羞恥心・自尊心等の心理的影響を理由とするもの

録音・録画の下では一般的に自由な供述がしづらくなることを示唆する報告の中には、録音・録画下における被疑者の緊張・羞恥心・自尊心等の心理的影響を理由とするものが見受けられる。具体的には、前記第3の2で紹介したもののほか、以下のような事例が報告されている。

- 逮捕当初から自白しており、比較的饒舌な被疑者であったが、ライ

ブ方式で録音・録画を実施したところ、被疑者は、録音・録画の下での取調べでは、声のトーンが下がり、口数も少なくなり、その後の録音・録画していない取調べの中で、「録音・録画されている状況では緊張して話すことができない。」「後で裁判官等に見られるのであれば軽率に発言することができない。」などと述べて、録音・録画に対する警戒心や嫌悪感を示した。そこで、被疑者の心情にも配慮して、比較的短時間のレビュー方式や読み聞かせ・レビュー方式の録音・録画を実施することとし、その旨を被疑者に対して数回打診したが、被疑者は、いずれも拒否した。

- ライブ方式とレビュー方式を組み合わせて複数回の録音・録画を行った事案において、被疑者は、「緊張してしまって、記憶が思うように出てこない。話したいことが話せなくなるので、録音・録画はやめてほしい。」と申し出たが、検察官において、適正な取調べを確保する観点からも有用なものであるなどと録音・録画の趣旨を説明したところ、しづしぶ録音・録画に応じた。しかし、被疑者は、録音・録画下の取調べにおいては、自らが積極的に共犯者に犯行を持ちかけたことなど、録音・録画をしていない取調べで供述していた自己に不利な事柄に関する部分について供述を避け、録音・録画終了後に、「録音・録画は非常に緊張する。」「思っていることをうまく話せなくなる。」「今回の事件の関係先の中には、私の身内のところもあるが、録音・録画されてしまうと、やはり、こういった身内のことは話しにくい。」「録音・録画されていると思うと、自分に不利なことはどうしても言いにくくなってしまふ。録音・録画がない方がちゃんと話せる。被疑者の立場から言っても、録音・録画は嫌なものである。」などと述べた。

- 被疑者は、逮捕当初、犯意について曖昧な供述を繰り返していたが、その後の取調べによって自白に至ったものであり、レビュー方式の録音・録画を数回実施した。被疑者は、最終の録音・録画下における取調べにおいて、本件について何か話しておきたいことはないかと問われた際、自ら、録音・録画の感想について語り出し、「自分が逮捕・勾留されて取調べを受けるのは、自分の人生の汚点であり、そのような惨めな自分の姿が録音・録画されて残ること、将来、他人が見ることが出来るものを残すことには抵抗がある。録音・録画を拒否まではしないが、本当は気が進まない。また、録音・録画では緊張して話しに

くい。しかも、取調べというのは、被疑者と取調べ官が1対1で信頼関係を作って腹を割って話をするものだと思っているが、録音・録画されているとそれができないのではないか。」などと述べた。

また、上記のほか、弁解録取手続を除く取調べの全過程の録音・録画を実施したところ、被疑者（女性）が、録音・録画により取調べを受けている姿を撮影されること自体に抵抗があるとして、録音・録画の開始から終了まで終始うつむいたままで萎縮した状態であったという事案があり、カメラに映されること自体が被疑者にとって心理的・身体的負担となる場合があるとの報告もなされている。

(4) 供述内容の即時記録化を理由とするもの

前記第4の1②ウのとおり、取調べにおいては、一般に、犯罪事実それ自体のみならず、動機や経緯等に関連して、被疑者の生活状況等のプライバシーを含む様々な事項について幅広いやり取りが行われるが、必ずしも、その全てが供述調書に録取されるものではなく、また、被疑者自身が、検察官との信頼関係に基づいて、いわゆるオフレコで供述する場合も少なくない。他方で、取調べの録音・録画を実施した場合には、供述内容が即時記録化されるため、録音・録画時には、被疑者は口が重くなり、自由な供述をしづらくなる場合があるとの報告がなされている。具体的には、前記第3の2で紹介したもののほか、以下のような報告がなされている。

○ ライブ方式の録音・録画を多数回実施したが、被疑者は、録音・録画している取調べでは、カメラを意識して発言に慎重になり、「共犯者に見られたら、商売が終わってしまうかもしれない。生活もかかっているから、見られるのはすごい重荷ですよ。」「『奴は裏切った』とかなったら、非常につらいなというのがある。」旨述べて、自己の供述している場面が撮影されてこれを関係者に見られることを強く懸念しており、こちらから話しかけても黙秘することもあったが、録音・録画していない取調べでは、このような黙秘していた事項についても何事もなかったように話し出し、録音・録画時と、そうでないときの被疑者の態度に大きな違いがあった。特に、主犯格である共犯者との関係、利得の配分状況等に話が及ぶと、被疑者は、カメラを指さして、「これ

をやっているから言わない。」などと言って口を閉ざしたが、その後の録音・録画していない取調べでは、カメラが停止していることを確認した上で、「録音・録画しているから言わなかったが、さっき言おうとしたのは」などと切り出し、共犯者間の主従関係の裏付けとなる、共犯者との平素の人間関係や、本件犯行に対する報酬についての認識等を具体的に述べていた。しかし、結局、被疑者は、これらの点については、録音・録画下の取調べでは供述せず、検察官は、こうした被疑者の意向にも配慮して、その詳細について供述調書の内容に盛り込むことも控えざるを得なかった。

- 被疑者が逮捕当初から事実関係を全面的に自白していた事案において、被疑者は、拒否まではしないものの、録音・録画に消極的な態度を示していたが、ライブ方式の録音・録画を数回行った。被疑者は、録音・録画下の取調べでは、録音・録画をされていることを非常に気にしており、録音・録画を実施していない取調べの際に、「やっぱり、録音・録画をしていると本当のことが話しづらい。」「録音・録画をしていないときのとりとめの会話の中から糸口が出てきて、そこを発端にして、事実が明らかになるということの方がいいんじゃないですか。」などと述べた。
- 否認している被疑者について、取調べの全過程の録音・録画を実施していたが、勾留期間延長後になって、弁護人から、主任検察官に対し、「被疑者が録画を開始する前に検察官に話したいことがあると言っているので、対応していただきたい。」旨の申出があったため、次の取調べの冒頭、取調べ担当検察官が被疑者に確認したところ、被疑者は、「取調べの録音・録画が始まる前に、検察官に話したいことがある。」旨申し立てた。被疑者は、「自分としては、反省の気持ちをきちんと検察官に伝えたいと思っている。」「事件について他の人に相談して以来、ちぐはぐなことになってしまい、本件についてどのように供述すればいいのか分からず、検察官に相談したいと思っていたが、そのような相談を検察官にしているのか、本音をどこまで言っているのか分からず、取調べの録音・録画が実施されている状況では相談ができなかった。」などと供述した。そして、被疑者の録音・録画を拒否する旨の申出を受けて、録音・録画をせずに取調べを実施したところ、被疑者は、録音・録画実施時に比べてリラックスした態度となり、従前の取調べ

では曖昧な供述をしていた犯行状況を明確に認め、犯行の重要な背景事情となっていた女性関係についても認めるに至った(この点につき、被疑者は、「録音・録画されている状況でそんなことを認められるわけがない。」旨供述するとともに、供述調書への記載も拒否した。)。なお、作成済みの供述調書の任意性・信用性の立証に資するため、最終の取調べ時に、被疑者の承諾を得て、レビュー方式による取調べの録音・録画を行った。

- 取調べの全過程を録音・録画したが、被疑者は、犯行を自白した後も、カメラを意識し、例えば、プライベートな交友関係について黙秘したり、第三者に関わる事柄について供述を控えるなど、表層的な事実関係しか供述せず、結果として、犯罪事実自体についての自白は得られたものの、事案の背景や実態についての供述を十分に得ることはできなかった。実際に、被疑者は、最後に、「録音・録画がなければもっと突っ込んだ話ができた。発言に抑制が働いた。」旨述べた。

(ウ) 本人のプライバシーを理由とするもの

さらに、取調べにおいて、自らのプライバシーが録画されることの躊躇から、録音・録画の下では被疑者が自由に供述することができないことがあることを示唆する事例として、前記第3の2で紹介したもののほか、例えば、以下のような報告がなされている。

- 犯行に被疑者の関係団体の組織的関与がうかがわれる事案であり、犯行前後の被疑者と関係者らとの連絡状況を解明する必要があったところ、被疑者が犯行前後に頻繁に通話している先があり、犯行との関連性が強く疑われたことから、その通話先について追及したものの、被疑者は、取調べ当初、曖昧な供述に終始していた。その後、被疑者は、オフレコを前提として、その通話先が不倫相手であったことを供述するに至ったが、社会的地位があり、自己の経歴や立場に誇りを持っている人物であったため、「家族などには絶対に言わないでほしい。」旨を懇願するとともに、「録音・録画されていたら、黙秘するしかなかった。」旨述べた。本件については、供述調書の作成の都度、レビュー方式による録音・録画を実施したものであるが、被疑者は、録音・録画していない取調べにおいては、上記のような女性関係のほか、犯行

の背景について、自己の関係団体の一部に暴力団関係者が絡んでいることや利権に絡む悪評等についても供述していたものの、録音・録画下の取調べにおいては、官業を濁して曖昧な供述をした。これらの点については、概括的な供述調書の作成にしか至らなかったが、取調べの全過程を録音・録画していた場合には、被疑者が黙秘する可能性があった。

- (四) 共犯者や事件に関係する第三者についての供述がしづらくなること
特捜部・特刑部が取り扱う独自捜査事件においては、社会の耳目を集める事案や、著名人を含む多数の関係者が関わっている事案も少なくないところ、そのような事案においては、録音・録画下の取調べで共犯者や事件に関係する第三者に関する供述を得ることが困難な場合があると報告がなされている。

まず、共犯者についての供述がしづらいことを理由とするものとして、前記第3の2で紹介したもののほか、例えば、以下のような事例が報告されている。

- 共犯事件において、被疑者は、上位の共犯者の関与も含めて、事実関係を認めており、他方で、上位の共犯者は関与を否認していた。レビュー方式の録音・録画を実施したところ、被疑者は、共犯者のことを意識して緊張している様子であり、その後の録音・録画をしていない取調べにおいて、「カメラが回っているときは、誰に見られるか分からないという気持ちから緊張した。最初から全部の取調べが録音・録画されていたなら、共犯者等への配慮もあり、言いたいことが言えなかったと思うし、黙秘していたかもしれない。」などと述べた。
- 被疑者は、勾留当初は、「是非、可視化をお願いしたい。」と述べており、録音・録画(ライブ方式)に応じていたが、いざ録音・録画を開始したところ、「実際にやってみると、しゃべりにくい。」などと申し向け、実際に、雇用主であり、かつ主犯格である共犯者が利得した状況等の共犯者のことに話が及ぶと、口ごもるそぶりを見せ、「録音・録画されているので言にくい。」と述べ、供述した経緯を含む取調べの一部始終を録音・録画されることを拒む態度に出た。そこで、被疑者が否認から自由に転じた後の供述調書及び勾留期間満了前の最終的

な自白の内容・反省状況等について録取した供述調書の作成過程等について質問し、被疑者が応答する場面について録音・録画を実施した。

また、事件関係者のプライバシー等への配慮から供述がしづらいことがあるとするものとして、例えば、以下のような事例が報告されている。

- 被疑者は、犯意を含め一貫して事実を認めており、比較的録音・録画（全過程）を気にすることなく供述していたが、事件に関係する第三者の話をすると、後に裁判官に見られる可能性があることを意識し、プライバシー上問題があるなどと述べて、供述を控えた。
- 録音・録画実施時は、被疑者は犯行の動機について記憶がない旨の弁解に終始したが、被疑者の拒否による録音・録画中止後、被疑者は、「もうカメラ回っていないでしたよね。」などと言って確認した後、犯行の動機に関連して、他者の名誉に関わる事実についても供述するようになった。なお、録音・録画中止後は、被疑者は、「こんなこと言ったら迷惑がかかるかもしれないので心配だ。」などと言って、他者の名誉や信用を害しないかどうかを気にしながらも、録音・録画実施時に比して、多くの話をするようになった。
- 被疑者が拒否したため、録音・録画を全く実施することができなかったが、被疑者は、身柄拘束期間中の取調べにおいて、罪体のみならず、事案の背景、金員の使途等に関し、交友関係を有する著名人の実名や自働等を交えつつ、詳細に供述しており、仮に本件において録音・録画を実施した場合には、他人の名誉やプライバシーとの関係で著しく問題があった。この点、被疑者自身も、取調べの最終段階で、取調べの録音・録画に関し、「仮に取調べの録音・録画を行っていたとしても、私の場合には何もメリットがなく、デメリットが生じていたと思う。いろいろな人のプライバシーを傷つけてしまうことになるし、逮捕・勾留されている被疑者の立場でも、取調べが録音・録画されていたら、言えなくなってしまうことがある。」旨供述した。

イ 録音・録画の影響で被疑者の供述内容が後退した事例

取調べの一部の録音・録画を実施した事件（52件）において録音・録画を実施した合計535回の取調べについて、同一の身柄拘束期間中に行

ったそれ以前の録音・録画を実施していない取調べと比較した結果、118回（約22.1パーセント）の取調べについて、録音・録画の実施前後で、供述態度や供述内容に変化が生じたとの報告がなされている。

これらの報告のうち、被疑者が、録音・録画下の取調べにおいて、それまでの供述内容を後退させたとする報告としては、例えば、次のようなものがある。

- レビュー方式及び読み聞かせ・レビュー方式による録音・録画を数回実施した事案で、被疑者は、犯行による利得の使途に関し、一部を知人に供与していたことや女性との交遊に充てていたことについて、録音・録画実施前の取調べでは素直に供述し、その概要を記載した供述調書の作成にも応じたが、録音・録画の下では繰り返し質問されても供述しなかった。その理由について、被疑者は、「録音・録画されている取調べでは、全てを正直に話せない。」と供述した。
- ライブ方式を活用しつつ、多数回の録音・録画を実施した事案において、被疑者は、本件犯行による利得により、マンションを購入して愛人を住ませたり、暴力団関係者から高級車を購入していたところ、録音・録画をしていない取調べにおいては、このような女性関係や暴力団関係等を含む事件関係者間の人間関係等についても、それら関係者の氏名等も隠さず赤裸々に供述して、事件の背景事情を説明していたが、録音・録画されている場面では、「家族などにも迷惑がかかってしまうと思うので、録音・録画が行われている状況では、関係者の氏名等は話せない。」旨供述し、愛人や暴力団関係者の氏名等を供述することを拒み、表面的な事実関係しか供述しなかった。被疑者は、これらの供述の詳細については、供述調書の作成を拒んだものの、被疑者の供述を踏まえた裏付け捜査の実施等が可能となり、事案の実態の把握や捜査の遂行に極めて有用であった。
- 組織的背景が強く疑われた事案について、供述調書を作成する都度、多数回のレビュー方式の録音・録画を実施するなどしたが、被疑者は、社会的地位があり、組織内でのしごらみも強かったところ、被疑者は、繰り返し、「関係者の悪口になるようなことは言いたくない。」旨供述し、録音・録画下の取調べでは言葉を濁していたものの、録音・録画をしていない取調べにおいては、関係者の人となりや人間関係、金銭

関係、暴力団との関係、利権絡みの活動実態等についても相当程度の供述をした。これらの供述内容の詳細については、被疑者の意向もあり、ほとんどについて供述調書化せず、また、組織的背景も必ずしも十分には解明できなかったが、検察官は、録音・録画をしていない取調べの下で、早期のうちに、率直なやり取りを通じ、被疑者との人間関係をある程度構築できたことにより、比較的スムーズに取調べを進めることができたほか、捜査情報の収集という観点からも有用であった。

(2) 取調官側への影響その他の捜査・公判への影響等

ア 取調官側への影響

次に、取調べの録音・録画の実施による取調官側への影響として、録音・録画を意図して十分な説得・追及ができなかったとする報告が少なからず見受けられる。例えば、次のとおりである。

○ 事件の背景として、関係者の人となりや相互関係、事件への関与の度合い等についても被疑者の詳細な取調べを行う必要があった。検察官としては、捜査の結果、関係者に薬物事犯による前科前歴があること、暴力団関係者も多数いること、さらには、相互の人間関係には地域の特異な事情も絡んでいることなどについて把握していたが、たとえその情報が真実であったとしても、第三者である事件関係者に関する特殊事情等に触れることになり、それがそのまま直ちに記録されることになるため、検察官としては、録音・録画の下では、そのような事項に関して質問することに慎重にならざるを得ず、背景に関する取調べを尽くすことが困難であった。

○ 取調べの全過程の録音・録画を実施した事案において、被疑者は、検察官の質問を遡るなどして、自己の主張を延々と述べていた。被疑者の主張の内容に様々な矛盾点や不自然・不合理な点も認められたのであるから、検察官としては、被疑者が一方的に主張をまくし立てているのを強い態度で制止してでも、被疑者に正面から取調べに向き合わせ、必要な質問や追及を行う必要があったが、後の公判段階で、録音・録画における一言一句を取り上げられて、被疑者に十分な弁解の機会を与えなかったとか、供述を押し付けようとしたなどとして争わ

れることを意識して、過度に萎縮してしまい、本来、必要であり、かつ、当然許容される説得や追及を十分に行うことができなかった。

○ 全過程の録音・録画の下での取調べでは、関係会社の営業秘密に属する事項や被疑者が接触した人物のプライバシー等のように機密性の高い情報を用いて取調べを行うことが困難であった。

イ DVD等の再生・視聴等に長時間を要することによる捜査・公判への影響

前記第2の7のとおり、特捜部・特刑部が取り扱う独自捜査事件については、裁判員裁判対象事件、知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に係る事件における取調べの録音・録画の試行に比べても、一般的に長時間の録音・録画が行われている。また、特捜部・特刑部が取り扱う独自捜査事件においては、被疑者の取調べを担当する検察官と事件の主任検察官とが異なる場合が多く、取調べの録音・録画を実施した場合には、主任検察官等が、押収物の精査や必要な報告書作成、参考人の事情聴取などの捜査を自ら行う一方で、被疑者の取調べ状況等を的確に把握するため、当該取調べを録音・録画したDVD等を視聴することになる。そのため、主任検察官等によるDVD等の視聴や、DVD等の写しの作成等に極めて長時間を要しており、業務の負担や捜査全体への影響が大きいとの報告がなされている。具体的には、以下のような事例が報告されている。

○ 被疑者数名の共犯事件について取調べの全過程を録音・録画したため、録音・録画に係るDVDが合計200枚以上、録音・録画時間は合計150時間以上という膨大な分量のものとなった。各検察官の取調べ状況も全て踏まえた上で、適切な判断を行うため、捜査を統括した検察官は全てのDVDを視聴して確認したが、証拠関係の整理や捜査全体の指揮・管理を行いつつ、限られた勾留期間の中で、各被疑者の毎日の録音・録画内容を適時に全て視聴することは極めて負担が重かった。

○ 共犯事件で取調べの全過程の録音・録画を実施したが、録音・録画機器を拘置所に設置するのに手間がかかったほか、録音・録画機器の調整のための取調べ開始の遅延、録音・録画機器設置場所の都合によ

る取調べ日時・時刻の制約、録音・録画したDVD等の複製作業、その視聴・確認等、全過程の録音・録画の実施による物理的な負担の増加には非常に大きなものがあった。

その他、録音・録画機器のトラブルが頻発したため、取調べに従事した検察官及び検察事務官はその対応に時間を要するなどの負担を強いられる結果となったとする報告もある。

(3) 関係者の名誉等を害するおそれがあること等

取調べの全過程の録音・録画に特有の問題点であるが、全過程の録音・録画においては、取調べにおける供述内容がもれなく記録化されることから、供述調書化されていない録音・録画された供述内容が開示等されて関係者の知るところとなった場合には関係者の名誉等を害するおそれがあることが報告されている。具体的には、以下のような事例が報告されている。

- 被疑者が、政治家等との交際状況について実名を挙げての具体的な供述をし、その内容が録音・録画されたが、当該供述内容については客観的裏付けがないことから、これが開示あるいは証拠調べされれば、第三者である政治家等の名誉等を害するおそれがあった。
- 事案の背景について取調べを進めていったところ、被疑者が、その人間関係等について幅広く供述をする過程で、後に国会議員となった人物についての必ずしも適切とは言えないエピソードを語り出し、それが記録された。取調べ検事において、慎重を期して、それ以上の話を聞くことを避け、取調べを終了した。

裁判員裁判対象事件における被疑者取調べの 録音・録画の試行的拡大について

裁判員裁判対象事件における被疑者取調べの録音・録画の試行的拡大について

(目次)

第1 試行的拡大の概要	1
1 試行的拡大の経緯	1
2 試行的拡大の内容	2
(1) 試行的拡大の趣旨	2
(2) 試行的拡大後の対象事件	2
(3) 録音・録画の対象場面及び実施時期等	2
第2 試行的拡大後の録音・録画の実施状況	3
1 録音・録画を実施した事件数	3
2 録音・録画の範囲別内訳	4
(1) 取調べの全過程の録音・録画を実施した事件について	4
(2) 取調べの一部の録音・録画を実施した事件について	5
3 録音・録画の実施回数等	6
(1) 総論	6
(2) 録音・録画の実施時期別内訳	7
(3) 実施場面別内訳	8
(4) 実施直前の被疑者の認否別内訳	12
(5) 1事件当たりの実施回数	13
4 録音・録画時間	15
第3 録音・録画の不実施理由について	16
1 総論	16
2 不実施理由別内訳	16
(1) 録音・録画を全く実施しなかった事件について	16
(2) 取調べの一部の録音・録画を実施した事件について	18
3 不実施理由別の具体的事例	18
(1) 不必要を理由とする事例	18
(2) 時間的・物理的困難を理由とする事例	19
(3) 不相当を理由とする事例	19
(4) 被疑者が拒否した事例	21
ア 拒否理由別内訳	21
イ 拒否場面の録音・録画状況	23

ウ 署名指印拒否を伴うものの状況	23
(5) 組織犯罪等に当たることを理由とする事例	24
4 録音・録画下における供述拒否	24
第4 録音・録画のDVD等の使用状況等	25
1 捜査段階における使用状況	25
2 公判段階における使用状況等	26
(1) 公判の状況	26
ア 公判前整理手続の状況	26
イ 第一審判決言渡しの状況	27
(2) 任意性に関する争いの状況	28
(3) DVD等の開示状況	28
(4) DVD等の証拠調べ請求の状況	29
(5) DVD等の証拠調べ請求に対する裁判所の判断等	30
第5 録音・録画の有効性及び問題点	33
1 録音・録画の有効性について	33
(1) 供述の吟味(任意性・信用性の判断)が行いやすいこと	33
(2) 署名指印拒否の被疑者の供述内容を記録化できること	36
(3) 争点の解消に資すること	36
(4) 取調べが適正になされていることが記録されること	37
2 録音・録画の問題点について	39
(1) 被疑者側への影響	39
ア 被疑者が供述をしづらくなること	39
(7) 自白していないながら録音・録画を拒否した事例	39
(4) 被疑者の緊張等	40
(9) 供述内容の変更等	40
イ 組織や共犯者についての供述がしづらくなること	42
(2) 取調官側への影響	44
(3) 関係者のプライバシーへの影響等	45

裁判員裁判対象事件における被疑者取調べの録音・録画の試行的拡大について

第1 試行的拡大の概要

1 試行的拡大の経緯

裁判員裁判対象事件の被疑者の取調べの録音・録画については、平成21年4月1日以降、「裁判員裁判において、自白の任意性に関し、裁判員にも分かりやすく、効果的・効率的な立証を遂げ立証責任を果たすため、裁判員裁判対象事件に関し、検察官の判断と責任において、取調べの機能を損なわない範囲内で、検察官による被疑者の取調べのうち相当と認められる部分の録音・録画を実施する。」との趣旨の下に実施されてきたところである。

一方、法務省では、平成21年10月、省内に、政務三役を中心とする勉強会等を設けて検討を行い、平成23年8月8日、「被疑者取調べの録音・録画に関する法務省勉強会取りまとめ」（以下「法務省勉強会取りまとめ」という。）を公表した。また、同日、法務大臣から「取調べの録音・録画に関する取組方針」が示された。その概要は次のとおりである。

「えん罪の防止を図りつつ、国民の安全・安心を求める期待に十分にに応えることのできる取調べの録音・録画制度の実現に向け、その具体的な制度設計の検討に資するよう、最高検において、以下の取組を推進する。

2 録音・録画の拡大

現在実施している裁判員制度対象事件における検察官による被疑者取調べの録音・録画については、以下の点に特に留意し、その範囲を試行的に拡大することとする。

- ① 現在の実施指針上録音・録画の対象となる事件については原則として全事件において録音・録画を行う。
- ② 例えば、否認している被疑者に弁解を尽くさせる場面を録音・録画するなど否認事件についても録音・録画の対象とするほか、身柄拘束の初期段階の取調べ、主要な供述調書の作成に係る取調べ、未だ供述調書を作成していない事項にかかる取調べ等を含め、様々な録音・録画を行う。

最高検においては、1か月以内を目途として、これらの留意点に従った録音・録画が実施されるようにするための措置を講じた上、それに基づく録音・録画を速やかに実施し、1年後を目途として、録音・録画の有効性及び問題点等について多角的な検証を行い、その結果を公表する

こととする。」

これを受けて、最高検は、裁判員裁判対象事件における被疑者の取調べの録音・録画の試行的拡大に取り組むこととなったが、この試行的拡大においては、検察官が普段行っている取調べをそのまま録音・録画するいわゆるライブ方式も実施することとし、自白調書の任意性立証を念頭に置いた従来の録音・録画の実施の趣旨にとらわれることなく、被疑者の取調べの録音・録画に積極的に取り組むこととした。

2 試行的拡大の内容

(1) 試行的拡大の趣旨

今回の試行的拡大の大きなポイントは、自白調書の存在を前提にその任意性立証を念頭に置いた従来の録音・録画の趣旨にとらわれることなく録音・録画を行うこととしたことである。

(2) 試行的拡大後の対象事件

録音・録画の趣旨の拡大を受け、自白調書の存在する事件に限らず、自白調書のない事件についても、事案に応じて録音・録画を実施することとした。

そのため、自白事件に限らず、否認事件や被疑者が黙秘している事件についても、事案に応じて録音・録画を実施することとした。

また、自白調書の任意性立証を目的とする従来の整理からは、被疑者が供述調書への署名指印を拒否している事案は録音・録画の対象とならなかったが、今回の試行的拡大においては、このような場合についても、自白と否認とを問わず、事案に応じて録音・録画を実施することとした。

(3) 録音・録画の対象場面及び実施時期等

録音・録画を実施する場面や時期についても、拡大して行うこととした。

すなわち、従来は自白調書の任意性立証を念頭に置いたため、既に作成し、証拠調べ請求を予定している自白調書を被疑者に示すなどして特定した上で、自白の動機・経過、取調べの状況、当該自白調書の作成過程、同自白調書に録取されている自白内容等について質問し、被疑者が応答する場面を録音・録画する方式（レビュー方式）や、被疑者の供述を録取した自白調書について、被疑者が読み聞かせを受け、閲読する場面及びこれらにより内容を確認して署名指印する場面を録音・録画し、引き続き当該自白調書を中心として、自白の動機・経過、取調べの状況、自白内容等について質問し、被疑者が応答する場面を録音・録画する方式（読み聞かせ・レビュー方式）によるものがほとんどであり、録音・録画を実施した時期は、事件処理の数日前

に実施することが多く、回数も1回で、録音・録画時間も比較的短時間のものがほとんどであった。

これに対し、今回の試行的拡大においては、任意性立証の趣旨に限られないうとしたことを受け、録音・録画の場面については、被疑者の供述を録取した供述調書の存在を前提とせず、検察官が普段行っている取調べ、すなわち犯行に至る経緯、犯行状況、犯行後の行動等について質問し、被疑者が応答する場面をそのまま録音・録画する方式（ライブ方式）によっても実施することとした。

また、録音・録画の時期についても、弁解録取時等身柄拘束の初期段階であるとか、否認から自白に転じた後など供述内容が大きく変化した場合等においても録音・録画を試みることとした。録音・録画の回数についても、同一の事件について、複数回の実施を試みることとした。

さらに、被疑者が録音・録画を拒否する場合に、拒否した事実の有無について争いとなることを回避し、拒否の理由を正確に把握する観点から、被疑者に対して、録音・録画の実施について意向を確認している場面についても、事案に応じて録音・録画を試みることとした。

第2 試行的拡大後の録音・録画の実施状況

試行的拡大後の取調べ及び録音・録画の実施状況は以下のとおりである。

なお、最高検においては、今回の検証を行うに当たり、裁判員裁判対象事件として送致を受け又は処理した事件等における被疑者の取調べ及び録音・録画の状況、当該事件の処理状況、公判結果等について報告を求めるとともに、必要に応じて、録音・録画の記録媒体（以下「DVD等」という。）を視聴し、担当者からヒアリングするなどしており、以下の統計や事例への言及はこれらに基づくものである。

1 録音・録画を実施した事件数

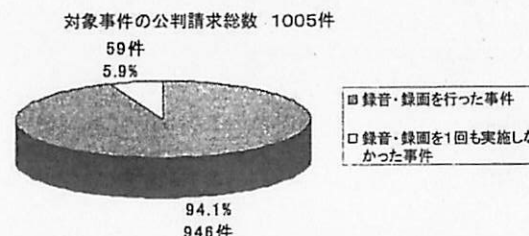
平成23年9月から平成24年4月末までの間に処理をした裁判員裁判対象事件等として報告があった事件（2465件）のうち、録音・録画を行った事件は、1906件（約77.3パーセント）で、録音・録画を1回も実施しなかった事件は、559件（約22.7パーセント）である。

もっとも、最高検が録音・録画に関する報告を求めている事件の中には、裁判員裁判対象事件として送致を受けたが、家庭裁判所送致等公判請求以外の処理をした事件や、死体遺棄事件など裁判員裁判対象事件ではないが、裁判員裁

判対象事件と併合審理の見込みのある事件も含まれており、上記は、公判請求以外の処理をした事件や、非対象事件の罪名で公判請求したものまで含めた数である。

裁判員裁判対象事件の罪名で公判請求した事件（総数1005件）に限ってみると、録音・録画を行った事件は、946件（約94.1パーセント）で、録音・録画を1回も実施しなかった事件は、59件（約5.9パーセント）である。【図1】

【図1】裁判員裁判対象事件の罪名で公判請求した事件の録音・録画実施率



2 録音・録画の範囲別内訳

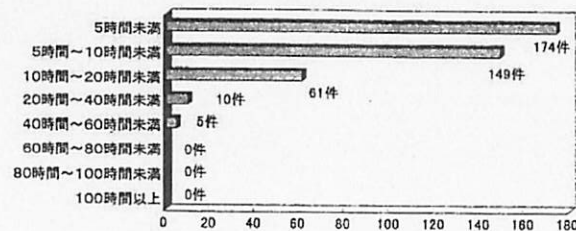
(1) 取調べの全過程の録音・録画を実施した事件について

取調べの録音・録画を実施した1906件のうち、「全過程の録音・録画」すなわち、弁解録取手続を含めて検察官による取調べの全てを録音・録画したものは、399件（約20.9パーセント）である。このうち、裁判員裁判対象事件の罪名で公判請求した事件（946件）に限ってみると、検察官の取調べの全過程を録音・録画したものは、182件（約19.2パーセント）である。

全過程の録音・録画を行った399件について、録音・録画の合計時間別内訳で見ると、多い順に、5時間未満が174件、5時間～10時間未満が149件、10時間～20時間未満が61件となっている。【図2】

【図2】全過程録音・録画事件の録音・録画時間別内訳

全過程録音・録画事件総数 399件



取調べの全過程の録音・録画を行った事件の例として、例えば、以下のよう具体的な事例が報告されている。

- 強制わいせつ致傷で公判請求した事件において、弁解録取手続を含めて3回にわたって行った取調べの全てを録音・録画した。被疑者は一貫して事実関係を認めていた。
- 共犯者1名と共謀の上、ホームレス仲間の被害者に暴行を加えて死亡させたとして傷害致死で公判請求した事件において、弁解録取手続を含めて5回にわたって行った取調べの全てを録音・録画した。被疑者は、逮捕当初から、自ら暴行を加えたことはない旨否認していた。
- 妻に殴る蹴るの暴行を加えた上、胸部をナイフで刺突した殺人未遂等事件において、精神鑑定のための鑑定留置期間の前後4回にわたって行った取調べの全てを録音・録画した。被疑者は殺意及び実行行為について供述が二転三転する状態であった。最終的には心神喪失を理由に不起訴処分とした。
- スーツケース内に覚せい剤を隠匿して密輸入したとして覚せい剤取締法違反及び関税法違反で公判請求した事件において、弁解録取手続を含めて6回にわたって行った取調べの全てを録音・録画した。被疑者は終始否認していた。

(2) 取調べの一部の録音・録画を実施した事件について

取調べの録音・録画を実施した1906件のうち、検察官の取調べの一部を録音・録画したもの、言い換えると、取調べの録音・録画を行っているが全過程の録音・録画までには至らなかったものは、1507件(約79.1パーセント)である。

3 録音・録画の実施回数等

(1) 総論

平成23年9月から平成24年4月末までの間に処理した裁判員裁判対象事件等として報告があった事件(2465件)について、取調べの状況を見ると、取調べの総回数は、8717回である。報告のあった事件総数は2465件であるから、1事件当たりの平均取調べ回数は、約3.5回である。

この取調べの総回数8717回のうち、録音・録画を実施した取調べは、4702回(約53.9パーセント)であり(注1)【図3】、その中には、取調べの全過程の録音・録画を行った事件(399件)に関するものと、取調べの一部の録音・録画を行った事件(1507件)に関するものがある。

【図3】取調べ総回数中の録音・録画実施率(全体)

取調べ総回数 8717回



(注1) 上記4702回は取調べを行った回数を日数単位で数えた場合の数字であるが、同一日に休憩を挟むなどして複数回の取調べを行う場合も少なくない。このような場合について、実態に沿って複数回と数えた場合の録音・録画の実施総回数は、7887回となる。以下言及する取調べ回数や録音・録画の実施回数は、特に断りのない限り、日数単位で数えた場合の数字である。

他方、8717回の取調べのうち、録音・録画を実施しなかった取調べは、4015回(約46.1パーセント)であり、その中には、取調べの一部の録音・録画を行った事件(1507件)に関するものと、録音・録画を一切行わなかった事件(559件)に関するものがある。

取調べの一部の録音・録画を行った事件(1507件)に限ると、取調べ

の総回数は5626回で、うち録音・録画を実施した取調べ回数が、3162回(約56.2パーセント)、録音・録画を実施しなかった取調べ回数が、2464回(約43.8パーセント)である。【図4】

【図4】 取調べ総回数中の録音・録画実施率(一部録音・録画事件)

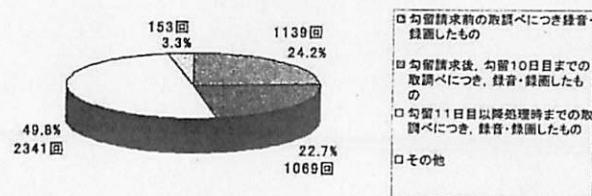


(2) 録音・録画の実施時期別内訳

録音・録画を実施した事件(1906件)の合計4702回の取調べについて、実施時期別内訳を見ると、勾留請求前の取調べにつき録音・録画を実施したものが1139回で、勾留請求後、勾留10日目までの取調べにつき録音・録画を実施したものが1069回、勾留11日目以降処理時までの取調べにつき録音・録画を実施したものが2341回などとなっている。【図5】前記のとおり、録音・録画を実施した事件が1906件であることからすると、録音・録画を実施した事件のうち多くの事件では、勾留請求前に録音・録画を実施していることが分かる。

【図5】 録音・録画の実施時期別内訳(全体)

録音・録画総実施回数 4702回

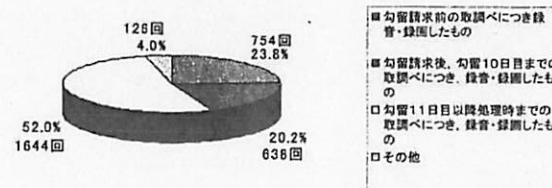


さらに、取調べの一部の録音・録画を行った事件に関する3162回の取調べに限って、実施時期別内訳を見ると、勾留請求前の取調べにつき録音・録画を実施したものが754回で、勾留請求後、勾留10日目までの取調べ

につき録音・録画を実施したものが638回、勾留11日目以降処理時までの取調べにつき録音・録画を実施したものが1644回などとなっている。【図6】

【図6】 録音・録画の実施時期別内訳(一部録音・録画事件)

録音・録画総実施回数 3162回

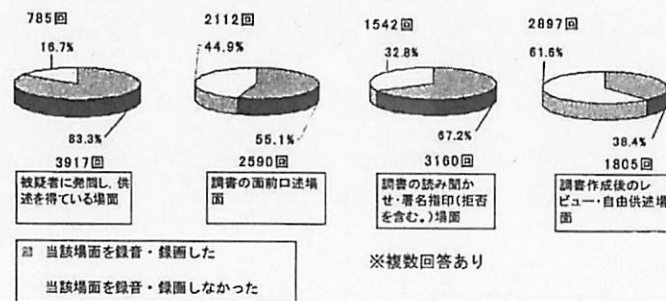


自白調書の任意性立証を念頭にいた従来の取調べの録音・録画は、その性質上、事件処理の数日前に実施することが多かったのに対して、試行的拡大後は、取調べの一部の録音・録画にとどまる事件であっても、勾留請求前や勾留10日目までの取調べにおいて録音・録画を行っている場合が少なくないことが分かる。

(3) 実施場面別内訳

録音・録画を実施した4702回の取調べについて、録音・録画を実施した場面別の内訳を見ると、被疑者に発問し、供述を得ている場面を録音・録画したものは3917回、供述調書の面前口述場面を録音・録画したものは2590回、供述調書の読み聞かせ・署名指印(拒否を含む。)場面を録音・録画したものは3160回、供述調書作成後のレビュー・自由供述場面を録音・録画したものは1805回などとなっている。【図7】

【図7】録音・録画の実施場面別内訳(全体)



録音・録画を実施した取調べの中には、供述調書作成前の、被疑者に発問し、供述を得ている場面から、供述調書の作成、レビューに至る一連の過程を全て録音・録画したものもあれば、一部の場面のみを録音・録画したものもある。

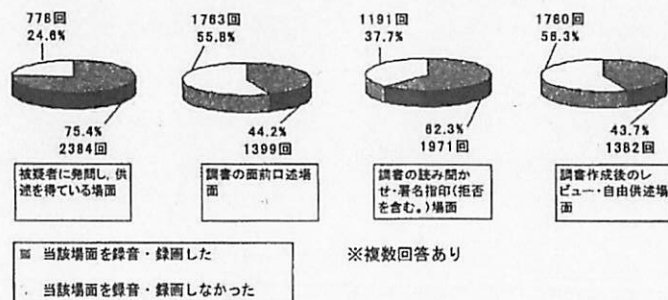
そこで、録音・録画を実施した場面の組合せ等で見ると、読み聞かせ・署名指印場面及びレビュー場면을録音・録画したものが478回、レビュー場面のみを録音・録画したものが98回であるのに対し、供述を得ている場面から供述調書の読み聞かせ・署名指印場面までを録音・録画したものが1447回、供述を得ている場面から供述調書の署名指印に至る場面に加えて、それまでの取調べの状況等について確認するなどした場面(レビュー場面)まで録音・録画したものが1024回などとなっている。【図8】

【図8】録音・録画の実施場面の組合せ別内訳(全体)

被疑者に発問し、供述を得ている場面	調書の面前口述場面	調書の読み聞かせ・署名(拒否を含む。)場面	調書作成後のレビュー・自由供述場面	回数
○				1298
○	○	○		1447
○	○	○	○	1024
		○	○	478
			○	98
その他の組合せ				357
録音・録画総実施回数				4702

さらに、取調べの一部の録音・録画を行った事件(1507件)に関する3162回の取調べに限って、実施場面別内訳及び組合せ別内訳を見ると、図9、図10のとおりである。これらにおいても、被疑者に発問し、供述を得ている場면을録音・録画したものが、2384回と多いこと、組合せを見ても、読み聞かせ・署名指印場面及びレビュー場면을録音・録画したものよりも、供述を得ている場面から読み聞かせ・署名指印場面までを録音・録画したものの方が多くなっていることが分かる。

【図9】録音・録画の実施場面別内訳(一部録音・録画事件)



【図10】録音・録画の実施場面の組合せ別内訳(一部録音・録画事件)

被疑者に発問し、供述を得ている場面	調書の面前口述場面	調書の読み聞かせ・署名指印(拒否を含む。)場面	調書作成後のレビュー・自由供述場面	回数
○				954
○	○	○		681
○	○	○	○	604
		○	○	478
			○	98
その他の組合せ				347
録音・録画総実施回数				3162

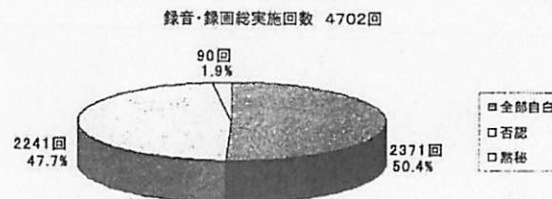
自白調書の任意性立証を念頭に置いた従来の録音・録画においては、作成済みの自白調書について、読み聞かせ場面ないしレビュー場面を録音・録画することが大半であったが、試行的拡大以降は、被疑者に発問し、供述を得ている場面を録音・録画するものが非常に多くなっており、読み聞かせ場面や供述調書作成後のレビュー場面を録音・録画した回数よりも多くなっていることが特徴的である。全過程の録音・録画を行った場合は必然的にそうな

るところであるが、前記のとおり、一部の録音・録画であっても、供述調書作成に先立って、被疑者に発問し、供述を得ている場面を録音・録画していることが多いことが注目される。

(4) 実施直前の被疑者の認否別内訳

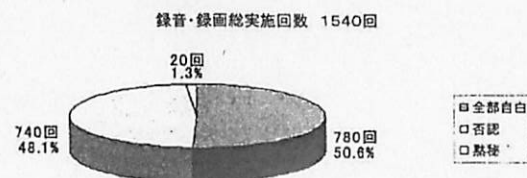
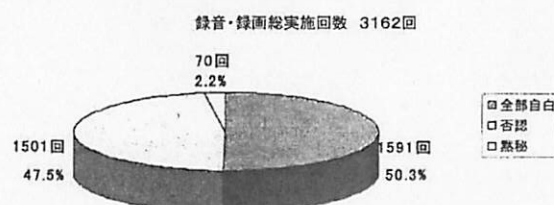
録音・録画を実施した4702回の取調べについて、録音・録画を実施する直前の認否別にその内訳を見ると、全部自白が2371回(約50.4パーセント)、否認が2241回(約47.7パーセント)、黙秘が90回(約1.9パーセント)となっている。【図11】

【図11】録音・録画の実施直前の認否別内訳(全体)



従来の自白調書の任意性立証を目的とした録音・録画においては、否認や黙秘している被疑者について取調べの録音・録画を行うことは想定されていなかったところであり、試行的拡大後においては、否認や黙秘している被疑者の取調べの録音・録画回数が多くなっていることが分かる。

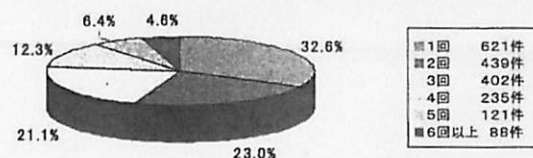
さらに、取調べの全過程の録音・録画を行った事件に関する1540回の取調べと、取調べの一部の録音・録画を行った事件に関する3162回の取調べとに分けて、実施直前の認否を見ると、取調べの全過程の録音・録画を行った事件においては、全部自白が780回、否認が740回となっているのに対して、取調べの一部の録音・録画を行った事件においては、全部自白が1591回、否認が1501回となっており【図12、図13】、全部自白と否認との割合はほぼ変わりのないことが分かる。

【図12】録音・録画の実施直前の認否別内訳
(全過程録音・録画事件)【図13】録音・録画の実施直前の認否別内訳
(一部録音・録画事件)

(5) 1事件当たりの実施回数

録音・録画を実施した事件(1906件)について、1事件当たりの実施回数を見ると、1回のものが一番多く、次いで、2回、3回の順となっており、平均としては、約2.5回となっている。【図14】

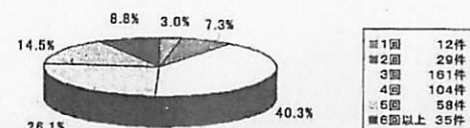
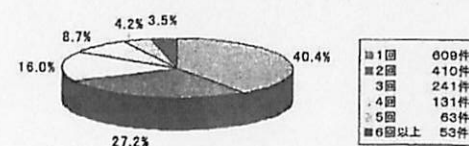
【図14】1事件当たりの録音・録画の実施回数別内訳(全体)



なお、平成22年6月1日から平成23年5月31日までの1年間における裁判員裁判対象事件の録音・録画実施回数は、1790件の事件について、1802回となっており(法務省勉強会取りまとめ14頁)、1事件当たりの実施回数は、約1.0回である。

従来の任意性立証を目的とした録音・録画においては、1つの事件において複数回の録音・録画を実施することはあまり想定されなかったが、試行的拡大後においては、1つの事件において複数回の録音・録画を行うことがまれではなくなっていることが分かる。

さらに、取調べの全過程の録音・録画を行った事件(399件)と取調べの一部の録音・録画を行った事件(1507件)とに分けて、1事件当たりの実施回数を見ると、取調べの全過程の録音・録画を行った事件では、3回のが一番多く、次いで、4回、5回の順となっている(1事件当たりの平均は約3.9回)のに対し、取調べの一部の録音・録画を行った事件では、1回のが一番多く、次いで、2回、3回の順となっている(1事件当たりの平均は約2.1回)が、4回以上行っているものも少なくないことが分かる。【図15】【図16】

【図15】1事件当たりの録音・録画の実施回数別内訳
(全過程録音・録画事件)【図16】1事件当たりの録音・録画の実施回数別内訳
(一部録音・録画事件)

4 録音・録画時間

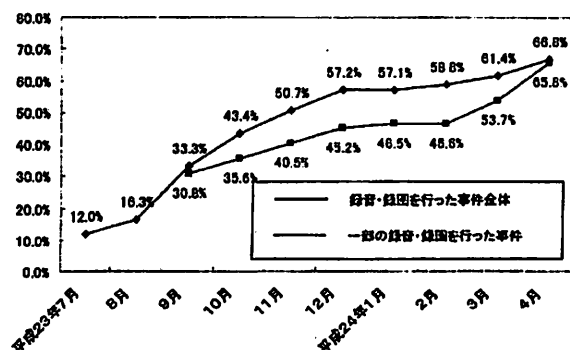
平成23年7月以降（注2）、録音・録画を行った事件について、取調べ時間の総合計と録音・録画時間の総合計を月別に見ると、図17のとおりである。

青色の線は、取調べの全過程を録音・録画した事件と取調べの一部を録音・録画した事件とを含め、録音・録画を行った事件における取調べ時間中に占める録音・録画時間の割合を示すものであるが、これによると、平成23年7月の約12.0パーセントから、平成24年4月の約66.8パーセントまで増加していることが分かる。

赤色の線は、録音・録画を行った事件のうち、取調べの一部を録音・録画した事件について見たものである。これによると、取調べの一部を録音・録画した事件であっても、取調べ時間中に占める録音・録画の時間は増加傾向にあり、平成24年4月では、約65.8パーセントに及んでいることが分かる。

なお、取調べの全過程を録音・録画した事件（399件）における1事件当たりの平均録音・録画時間は、約7時間12分であり、取調べの一部を録音・録画した事件（1507件）における1事件当たりの平均録音・録画時間は、約4時間21分である。

【図17】 取調べ時間中の録音・録画時間割合



（注2）録音・録画を行った事件について、取調べ時間や録音・録画時間の報告を求めるようになったのは、平成23年7月以降である。

第3 録音・録画の不実施理由について

1 総論

録音・録画を実施しなかった取調べについては、1つの事件における複数回の取調べの一部について録音・録画を実施しなかったものと、当該事件における取調べの全てについて録音・録画を実施しなかったものがあるが、両者を含め、録音・録画を実施しなかった取調べは、4015回である。

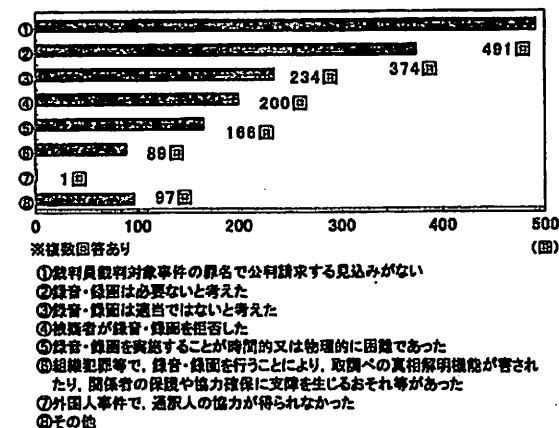
このうち、取調べの一部の録音・録画を行った事件（1507件）に関するものは、2464回であり、録音・録画を一切行わなかった事件（559件）に関するものは、1551回である。

2 不実施理由別内訳

(1) 録音・録画を全く実施しなかった事件について

録音・録画を一切行わなかった事件（559件）の合計1551回の取調べについて、取調べごとの録音・録画の不実施の理由別の内訳で見ると、図18のとおりであり、「裁判員裁判対象事件の罪名で公判請求する見込みがない」の割合が高い（491回、注3）ことが分かる。

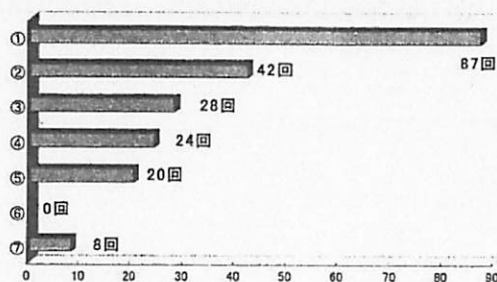
【図18】 不実施の理由別内訳（録音・録画を一切行わなかった事件）



さらに、裁判員裁判対象事件の罪名で公判請求した事件のうち、録音・録画を1回も実施していない事件は、前記のとおり59件にとどまるところ、それらの事件における取調べ回数を合計すると、203回となる。この20

3回の取調べについて、不実施の理由別内訳を見ると、図19のとおりであって、被疑者が録音・録画を拒否したことを理由とするものの割合が非常に高くなっていることが分かる。

【図19】 不実施の理由別内訳(裁判員裁判対象事件の罪名で公判請求した事件のうち、録音・録画を一切行わなかった事件)



※複数回答あり

- ①被疑者が録音・録画を拒否した
- ②録音・録画は必要ないと考えた
- ③録音・録画は適当ではないと考えた
- ④録音・録画は必要ないと考えた
- ⑤組織犯罪等で、録音・録画を行うことにより、取調べの真相解明機能が害されたり、関係者の保護や協力確保に支障を生じるおそれ等があった
- ⑥外国人事件で、通訳人の協力が得られなかった
- ⑦その他

(注3) いずれも、その後裁判員裁判対象事件の罪名での公判請求はされていない。

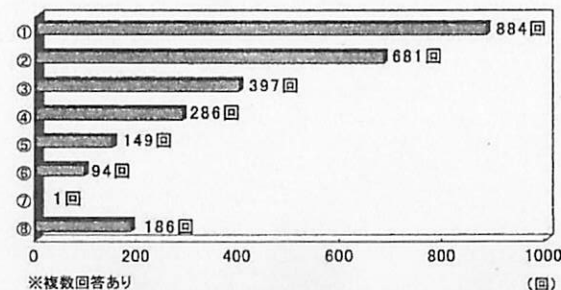
被疑者が一切の録音・録画を拒否した事例としては、例えば、以下のようない具体的な事例が報告されている。

- 暴力団幹部による覚せい剤密売事件において、被疑者は、覚せい剤の営利目的譲渡の事実で逮捕された当初から、密売相手に関する供述をすることを避けていた。その後、内偵捜査や通信傍受等の証拠を示すなどした結果、少しずつ供述するに至ったが、暴力団幹部が関係者について供述しているという姿を録音・録画されることに対して抵抗があったためか、7回の取調べのいずれにおいても、「取調べを受けている姿を他人に見られたくない。」という理由で録音・録画を拒否した。

(2) 取調べの一部の録音・録画を実施した事件について

取調べの一部の録音・録画を行った事件において、個々の取調べにおいて録音・録画を実施しなかった2464回について、不実施の理由別内訳で見ると、「録音・録画は必要ないと考えた」とするものが884回で一番多く、「録音・録画を実施することが時間的又は物理的に困難であった」が681回、「裁判員裁判対象事件の罪名で公判請求する見込みがない」が286回(注4)、「被疑者の拒否」を理由とするものが149回となっている。また、「組織犯罪等で、録音・録画を行うことにより、取調べの真相解明機能が害されたり、関係者の保護や協力確保に支障を生じるおそれ等があった」が94回、それ以外の理由で「録音・録画は適当ではないと考えた」が397回などとなっている。【図20】

【図20】 不実施の理由別内訳(一部録音・録画事件)



※複数回答あり

- ①録音・録画は必要ないと考えた
- ②録音・録画を実施することが時間的又は物理的に困難であった
- ③録音・録画は適当ではないと考えた
- ④裁判員裁判対象事件の罪名で公判請求する見込みがない
- ⑤被疑者が録音・録画を拒否した
- ⑥組織犯罪等で、録音・録画を行うことにより、取調べの真相解明機能が害されたり、関係者の保護や協力確保に支障を生じるおそれ等があった
- ⑦外国人事件で、通訳人の協力が得られなかった
- ⑧その他

(注4) いずれも、その後、裁判員裁判対象事件の罪名での公判請求はされていない。

3 不実施理由別の具体的な事例

(1) 不必要を理由とする事例

不実施の理由について、「録音・録画は必要ないと考えた」とする報告と

しては、例えば、以下のような具体的事例が報告されている。

- 通行中の女性を襲った強姦致傷事件において、弁解録取手続の際に冒頭から供述調書作成に至るまでの全体を通して録音・録画を実施し、その録音・録画において被疑者供述の詳細について聴取しており、その後警察における取調べでも、供述内容に変更がなかったため、さらなる録音・録画の必要はないと考えた。
- 覚せい剤の営利目的譲渡事件において、事実関係を認めている被疑者について、4回目の取調べまで録音・録画を行ったが、被疑者の供述内容に変更はなかったため、5回目の取調べについては、録音・録画の必要はないと考えた。
- 保険金詐取目的で自宅等に放火した事件において、12回の取調べ中11回目までは録音・録画を行ったものの、12回目については、処分予定を被疑者に告げるための取調べであったため、必要ないと判断した。

上記のような事例のほか、強姦致傷罪で送致を受けた事件について、最終的に裁判員裁判非対象事件である傷害罪で略式命令請求するに当たり、略式手続に異議がないことを確認し、その申述書に署名指印を得るだけの取調べであったため、録音・録画の必要はないと判断した事例も報告されている。

(2) 時間的・物理的困難を理由とする事例

「録音・録画を実施することが時間的又は物理的に困難であった」とする報告の内容を見ると、検察官が検察庁外において取調べを行ったため、録音・録画機器の使用ができなかったことを理由とするものが少なくない。

(3) 不適当を理由とする事例

「録音・録画は適当ではないと考えた」とする報告について、その内容を見ると、「説得又は追及をする上で録音・録画になじまないと考えたため」、「被疑者との信頼関係を構築するための取調べであるため」、「被害者・関係者のプライバシーが害されるおそれがあるため」を掲げるものが少なくない。

具体的事例としては、例えば、以下のような報告がされている。

- 配偶者のある女性と交際していた被疑者が、女性から別れ話を持ちかけられたことから女性宅に侵入し、ナイフで胸部を刺突した殺人未遂事

件において、被疑事実を認めている被疑者に対して、弁解録取手続時及び勾留6日目の取調べ時に録音・録画を行おうとしたところ、被疑者がこれを拒否したため、いずれの際も被疑者に拒否理由を確認している場面のみを録音・録画した。これをきっかけに被疑者は、「男女関係の痴情のもつれが原因の事件で録音・録画するのは、嫌がらせではないか。自分は見せ物ではない。録音・録画をするなら話す気分にならない。」などと述べ、取調官に対して敵対心・不信感をあらわにするようになった。この事件では、犯行の動機を理解する上で、犯行に至る経緯が重要な事実であり、被疑者の取調官に対する敵対心・不信感を取り払い、信頼関係を築くことによって供述を得ることが必要であり、そのためには被疑者に対する説得も必要であったので、録音・録画をしないで取調べを行うこととした。被疑者は、録音・録画をしない取調べの中でも、当初は、被害者との交際状況などについて何を聞いても答えない状態であったが、「男女間の事件であるからあなたにも言い分があるはずである。被害者の話を一方的に信じるという訳ではない。あなたの方の言い分も聞かせてほしい。」などと言って説得に努めた結果、被疑者は、次第に態度を軟化させ、被害者と知り合った経緯、交際していた状況などについて供述をするようになった。しかし、被疑者は、被害者に悪かれて交際するようになった状況や、肉関係を含めた具体的な交際状況についてまで供述調書化することには抵抗したため、抽象的な記載にとどめるなどの配慮をした。最終処理の前日の取調べの際に、録音・録画をしようとしたが、被疑者が拒否したために行わなかった。

- 同棲相手の女性が別の男性と電話で話していたことに嫉妬して、包丁で頭部を切り付けた殺人未遂事件において、事件送致当日はライブ方式で取調べの録音・録画を行ったが、被疑者は、殺意を否認していた。本件犯行当時の被疑者と被害女性の交際状況や性交渉の有無、被害女性の人となりなどについて被疑者から詳細に供述を得て、犯行に至る経緯や動機を明らかにする必要があったが、これらは、被害女性のプライバシーに関わる内容が多分に含まれているものであり、公開の法廷で再生することとなれば、プライバシー侵害のおそれ大きいと考えられたため、録音・録画は不適当と判断し、その後は録音・録画を行わなかった。録音・録画をしない取調べの中では、被害者の男性との交遊関係等について具体的な供述が得られたが、供述調書化するに当たっては、曾段の被

被害者の異性交遊に関するエピソードについては盛り込まないこととした。

(4) 被疑者が拒否した事例

今回の試行的拡大においても、被疑者が録音・録画を拒否する意向を明らかにした場合には、録音・録画を行わないこととしているところ、被疑者が録音・録画を拒否したものについて、拒否理由別内訳等は以下のとおりである。

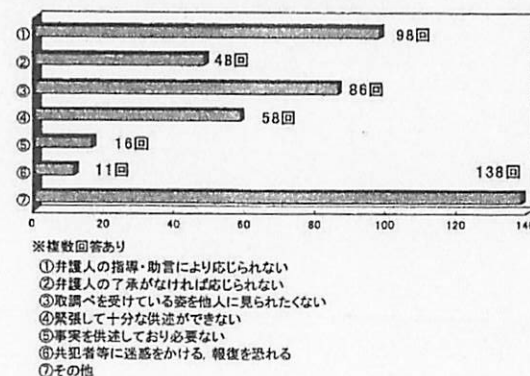
なお、録音・録画の実施に難色を示す被疑者に対して検察官が説明・説得を行う例としては、被疑者の供述した内容等について、公判において「話したが供述調書にしてもらえなかった。」などとして争いとなり、水掛け論となることを避けるために有用である旨を説明する事例や、録音・録画したからといって、その映像を必ず裁判官・裁判員や関係者が見ることになるとは限らない旨を説明したりする事例がある。

もっとも、録音・録画のDVD等について証拠開示が問題となる場合、最終的な判断は裁判所が行うことになる。また、DVD等を証拠調べ請求する必要が生ずるか否かは、公判における争点いかんにもよるので、録音・録画の時点で証拠調べ請求をしないと断言することはできない。さらに、法廷での再生についても、裁判員が見ないということは観念できない上、当事者の意見にかかわらず、裁判所の判断次第では、傍聴席からも見える大型モニター等に映して行われる場合もある。録音・録画に難色を示す被疑者に対する検察官の説明はこれらを前提とせざるを得ないから、証拠開示や法廷での再生の可能性を示しつつの説明とならざるを得ない。

ア 拒否理由別内訳

被疑者が録音・録画を拒否した事例について、拒否理由別内訳を見ると、「弁護人の指導・助言により応じられない」と「弁護人の了承がなければ応じられない」が合計146回で、次いで「取調べを受けている姿を他人に見られたくない」の86回となっている。【図21】

【図21】録音・録画拒否理由別内訳



「取調べを受けている姿を他人に見られたくない。」の中には、次のように、DVD等に記録されること自体についての拒否感が強いと考えられるものも含まれている。

- 4名共謀の上の監禁・傷害致死事件において、被疑者（女性）は事実関係を認めていたが、自らも共犯者から度々虐待を受けていたため、口唇部に裂傷があったり、髪を抜かれて薄くなっているなど顔面・頭部に痕が残っていた。被疑者は、録音・録画しない取調べでは普通に話をしていたが、録音・録画については、「自分の顔には傷が残っており、その姿がカメラに残ることに抵抗がある。」旨述べてこれを拒否した。

「その他」で報告されているものとして、例えば、以下のような具体的事例がある。

- 強姦目的で、深夜帰宅中の女性に背後から抱きつき胸を揉むなどした上、さらに脇道に引き込んで押し倒し、下着をずり下げて陰部に手指を挿入するなどした強姦致傷事件として送致された事件で、被疑者は一貫して強姦の目的を否認していた。処理の前日に録音・録画した取調べを実施しようとしたところ、被疑者は、「録音・録画が裁判でどう使われ

るか分からない。自分に不利に使われるかも知れないので、録音・録画をしてほしくない。」旨述べて録音・録画を拒否した。被疑者は、それまでの録音・録画をしない取調べにおいて、検察官の追及（わいせつ目的だけなら、なぜ脇道に引き込んだのか。なぜ押し倒して下着までずり下げたのか。）に対して、答えに窮して黙ってしまうこともあった。そういった場面が録音・録画によって記録されることが自分の不利に作用するのではないかと警戒したのではないかと思われた。

イ 拒否場面の録音・録画状況

前記のとおり、様々な録音・録画の一環として、被疑者が録音・録画を拒否する意向を述べ、その理由を供述する場面を録音・録画することも、事案に応じて適宜実施されているが、その中で被疑者が供述している内容として、例えば、以下のような報告がある。

- 「申し訳ありませんが、担当していただいている弁護士さんの指示で、録音・録画には応じないようというのでしたので、私としてはそれに従いたいと思います。」
- 「こういった事件（殺人）になったいきさつについては、被害者の酒癖やいろいろ悪いことも言わないといけなくて、録音・録画を拒否する。」「被害者は亡くなったんだから、被害者の家族や子どもたちに対して、被害者の悪口を聞かせたくない。自分も言いたくない。」
- 「取調べに納得しているし、不満も一切ないので、録音・録画をしても意味がない。」

ウ 署名指印拒否を伴うものの状況

被疑者が録音・録画のみならず、供述調書への署名指印も拒否している場合には、被疑者にとって有利不利を問わず、被疑者の捜査段階の供述内容を記録化することは一層困難となるが、被疑者が録音・録画を拒否するとともに、供述調書への署名指印も拒否した事例が報告されている。例えば次のとおりであり、一連の取調べの一部に署名指印拒否と録音・録画拒否を伴っていたものを含めて37件ある。

- 被疑者が勤務する飲食店の経営者と口論となり、同人の頭部をハンマ

一で殴打して殺害した後、財布等を窃取した殺人・窃盗の事案において、逮捕直後の警察の取調べでは、犯行を認め、殺意についても若干曖昧ながらも認めた上で供述調書に署名指印をし、録音・録画にも応じていた被疑者が、弁護人に接見した後は、署名指印を拒否し、録音・録画も拒否した。

- かねて好意を寄せていた被害女性から冷たくされたことに憤慨して、包丁で腹部を刺突したとされる殺人未遂事件において、「脅すつもりで包丁を突き出しただけである。」旨弁解していた被疑者が、署名指印を拒否し、録音・録画についても、「自分がしたことは悪いことなので、世間に知られたら恥ずかしいし、自分が話すことができるだけ世間に漏れないようにしたいので録音・録画には応じられない。」として拒否したため、被疑者の弁解内容を記録化することができなかった。

(5) 組織犯罪等に当たることを理由とする事例

組織犯罪等に当たることを理由に録音・録画を実施しなかったとする例として、以下のような具体的事例が報告されている。

- 3名共謀の上、大麻を栽培したという事件で、弁解録取手続の録音・録画を行ったところ、被疑者は被疑事実を認め、自己の関与を認める供述をした。一方、同事件は、倉庫を借り切って大規模に行っていた大麻栽培事件で、1000万円以上の資金が必要と見込まれる事件であり、地元の悪連グループの組織的関与が疑われた。共犯者が上位者や資金提供者について曖昧な供述をしていたこともあり、録音・録画した取調べでは、上位者・資金提供者についての供述を得ることは困難と判断し、4回の取調べのうち、2回については録音・録画しないで取調べを行った。

4 録音・録画下における供述拒否

取調べの録音・録画をめぐる、録音・録画をしない取調べでは、事実関係の全部又は一部を否認していながらも、取調官の質問に対しては応答をし、弁解をしていた被疑者が、録音・録画下においては一切の供述を拒否するという事例や、当初は録音・録画の下で供述をしていたが、その後録音・録画下では供述を拒否するようになった事例が、9件報告されている。例えば、以下のよう

な具体的事例が報告されている。

- 強姦未遂事件において、被疑者は、当初「録音・録画をする必要がないので拒否する。」旨述べて録音・録画を拒否していたが、録音・録画しない取調べについては、これに応じて「やっていない。事件当日どこにいたかは覚えていない。」旨述べて犯人性を否認するとともに、取調官から示された犯行場所の地図や写真についても、「その場所にこれまで行ったかどうかは分からない。」旨弁解する供述をしていた。また、学校の制服の好みなどの周辺事項についても供述していた。被疑者は、3回目の取調べの際に、「録音・録画される場合は何もしゃべらない。」と述べつつも録音・録画に応じたが、録音・録画中は終始無音であった。
- 通行人に因縁をつけて金品を強取し傷害を負わせた強盗致傷事件で、被疑者は犯行を否認していた。被疑者が別件で逮捕された場所の近くで、本件被害品とともに被疑者名義の免許証等が拾得物として発見されたことが本件犯行の重要な証拠となっていたところ、被疑者は、録音・録画しない取調べでは、免許証等について紛失したものである旨弁解していたが（ただし、供述調書は署名指印拒否）、ライブ方式で録音・録画をした取調べの中では、「被疑事実については、身に覚えがない。」とだけ述べて黙秘した。

第4 録音・録画のDVD等の使用状況等

1 捜査段階における使用状況

録音・録画のDVD等の捜査段階における使用としては、精神鑑定の資料として使用することが考えられるところ、録音・録画のDVD等を捜査段階における精神鑑定の資料として使用したものは、89件である。

使用した結果に関する報告としては、例えば、以下のような報告がある。

- 焼身自殺しようと自室に放火した現住建造物等放火未遂事件において、ライブ方式で録音・録画した取調べのDVD等を、簡易鑑定の際に、鑑定医に示したところ好評であった。同医師は、簡易鑑定を含む精神鑑定の経験が豊富な人物であるところ、同医師によると、簡易鑑定は本鑑定と異なり被疑者を診る時間が短いため、的確な鑑定を行うためには、問

診時に効率よく被疑者への質問を重ねていく必要があるが、問診前にDVD等を見て、被疑者の生の供述状況から想定される精神疾患の見当をつけたり、詐病の可能性の有無を想定して、質問事項を事前に考えておくことは有効であるとのことであった。

- 現住建造物等放火事件において、ライブ方式で録音・録画した取調べのDVD等を鑑定医に提供したところ、鑑定医から、「精神鑑定の際の一資料として、大変参考になった。」旨伝えられた。同医師によると、「鑑定を行う医師は、被疑者の供述内容だけでなく、受け答えの仕方、供述の揺れや変化、表情や口調などの供述態度にも注目している。医師が実際に被疑者と面談するのは、鑑定留置後のため、事件からかなり時間が経過していることが多く、記憶の減退や、精神疾患の改善等により、供述内容・態度が犯行当時と変わっていることが多い。このような観点からは、捜査初期の録音・録画があれば、犯行に近い時期の供述内容・態度が明らかになり有用である。」とのことであった。

精神鑑定の資料以外の使用例としては、例えば、以下のような報告がある。

- 5歳の男児が騒いで仮眠ができないことに業を煮やし、男児の両肩をつかんで前後に揺さぶるなどの暴行を加えた結果、急性硬膜下血腫の傷害を負わせて死亡させたという傷害致死事件において、録音・録画をした取調べの中で、被疑者に、殴った状況、揺さぶった状況、「高い高い」をしたときの状況を再現させた。「高い高い」をしたときの首の動きのために急性硬膜下血腫ができた可能性があれば、被疑者の暴行と死亡結果との因果関係に影響するため、被疑者の供述状況をライブ方式で録音・録画したDVD等を脳外科医に見せたところ、「(高い高いをしたときの状況について)これくらいでは、急性硬膜下血腫にはならない。」との意見が得られた。

2 公判段階における使用状況等

(1) 公判の状況

ア 公判前整理手続の状況

裁判員裁判対象事件の罪名で公判請求した事件（注5）のうち、平成23年9月以降に公判前整理手続が終了した事件として報告があったのは、

861件である。この中には、試行的拡大を開始する前に捜査処理した事件も多く含まれているところ、861件のうち、同月以降に裁判員裁判対象事件の罪名で公判請求した事件に係るものは、198件である。

(注5) 裁判員裁判対象事件の罪名で公判請求した事件については、必要的に公判前整理手続に付されることになるが、裁判員裁判対象事件として送致されたものの、最終的に非対象事件の罪名で公判請求したものについては、一般的には、公判前整理手続に付されない。

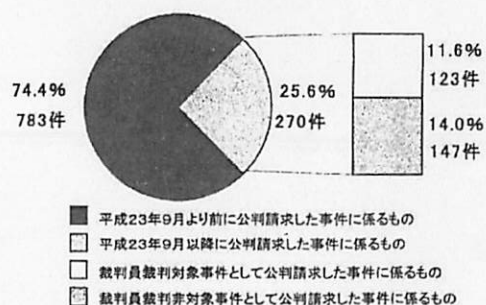
イ 第一審判決言渡しの状況

裁判員裁判対象事件の罪名で送致を受けて公判請求した事件においては、裁判員裁判対象事件の罪名で公判請求したものと、非対象事件の罪名で公判請求したもの（例えば、殺人未遂事件として送致されたが傷害で公判請求した事件など）とがあるが、両者を含め、平成23年9月以降に第一審判決の言渡しがあったとして報告のあった事件数は、1053件である。この中には、試行的拡大を開始する前に捜査処理した事件や公判前整理手続が終了していた事件が多く含まれている。報告総数のうち、同月以降に公判請求した事件に係るものは、270件である。

この270件のうち、同月以降に裁判員裁判対象事件の罪名で公判請求し、公判前整理手続を経て、平成24年4月30日までに第一審判決の言渡しにまで至った事件は、123件にとどまる。【図22】

【図22】 第一審判決言渡しの状況

平成23年9月以降に第一審判決の言渡しがあった事件の報告総数 1053件



(2) 任意性に関する争いの状況

法務省勉強会取りまとめにおいて言及されているとおり、平成22年6月1日から平成23年5月31日までの1年間に、第一審判決があった裁判員裁判対象事件は1653件であるところ、このうち被告人の捜査段階の供述の任意性が争われた事件は61件（約3.7パーセント）である（法務省勉強会取りまとめ8頁）。

平成23年6月1日から平成24年4月30日までの11か月間に、第一審判決があった裁判員裁判対象事件は、1457件であり、このうち被告人の捜査段階の供述の任意性が争われた事件は66件（約4.5パーセント）である。

もつとも、平成23年9月以降に公判請求した裁判員裁判対象事件であって平成24年4月30日までに第一審判決の言渡しに至った前記123件について見ると、任意性が争われた事件は1件にとどまる。

(3) DVD等の開示状況

平成23年9月以降に公判前整理手続が終了した事件であって、その捜査段階において録音・録画を行っている事件（671件）について、公判前整理手続終了時点におけるDVD等の開示の状況を見ると、DVD等を開示したものが、457件（約68.1パーセント）であって、開示に至っていないものが、214件（約31.9パーセント）である。【図23】

【図23】 記録媒体の開示状況

録音・録画を行った事件数 671件



録音・録画のDVD等は、検察官が証拠調べ請求をしているときは、刑訴法316条の14により、また、証拠調べ請求をしていないときであっても、

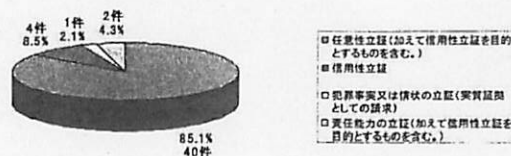
「被告人の供述録取書等」として、刑訴法316条の15第1項に基づく証拠開示の対象となるものである。弁護人から開示請求があったにもかかわらずDVD等を不開示としたものは報告されていない。

(4) DVD等の証拠調べ請求の状況

平成23年9月以降に公判前整理手続が終了した事件であって、検察官が録音・録画のDVD等の証拠調べ請求を行った（双方請求を含む。）事件数（証拠調べ請求後に請求を撤回したものを除く。）は、47件である。このうち試行的拡大の実施以降に処理した事件に係るものは、7件にとどまる。

上記47件について、立証趣旨別内訳を見ると、供述調書の任意性立証を目的とするもの（任意性及び信用性を立証趣旨とするものを含む。）が40件、責任能力の立証を目的とするもの（加えて供述調書の信用性を立証趣旨とするものを含む。）が2件、供述調書の信用性立証を目的とするものが4件となっている。また、前記のとおり、今回の試行的拡大のポイントの一つは、録音・録画の趣旨を拡大し、自白調書の任意性立証を目的とするものに限らずに実施することにあるから、DVD等自体を犯罪事実又は情状の立証のために使用する（いわゆる実質証拠として使用する。）ことが考えられるところ、実質証拠として証拠調べ請求した事例は1件である。【図24】

【図24】 記録媒体の証拠調べ請求・立証趣旨別内訳



実質証拠として請求した事例は、以下のとおりである。

- 覚せい剤をスーツケース内に隠匿して密輸入した事件で、当初は覚せい剤の認識を否認していた被疑者が、その後自白に転じ、録音・録画し

た取調べにおいても、覚せい剤の認識があった旨供述した。被疑者は弁護人選任後、供述調書への署名指印を拒否しており、自白に転じた後も供述調書への署名指印拒否は変わらず、自白供述を内容とする警察官及び検察官に対する供述調書はない状態であった。そこで、自白供述を内容とする録音・録画のDVD等を犯行状況等を含め犯行状況等の立証のために実質証拠として請求した。

なお、公判前整理手続が進行中であるなどの理由により報告に至っていないものを含め、録音・録画のDVD等を実質証拠として請求した事例、あるいは請求することを検討中の事例はほかにも存在する。録音・録画の範囲を拡大し、いわゆるライブ方式の録音・録画が増えていることや、被疑者が供述調書への署名指印を拒否したために供述調書の作成に至らない事件が目立つこと等から、今後録音・録画のDVD等を実質証拠として請求する事例は増えることが見込まれる。

(5) DVD等の証拠調べ請求に対する裁判所の判断等

検察官が録音・録画のDVD等を証拠調べ請求した47件の事件について、平成24年4月30日までに第一審判決が言い渡されたものは、43件である。このうち、DVD等を証拠採用したものが38件となっており、被告人質問を実施した結果などにより、DVD等の取調べをするまでもないなどとして証拠採用に至らなかったものが5件となっている。

この38件のうち、供述調書の任意性立証を目的としてDVD等を証拠調べ請求したものは、34件であるが、DVD等の取調べ後の供述調書の採否を見ると、供述調書の任意性の欠如を理由に証拠採用しなかった事例は0件となっている。

なお、DVD等を実質証拠として証拠調べ請求した事例については、判決に至っていない（注6）。

（注6） 今回の検証の対象外的事件であるが、強盗殺人・現住建造物等放火事件において、検察官が、録音・録画のDVD等（読み聞かせ・レビュー場面を録音・録画したもの）を犯行状況等の立証のために実質証拠として請求したところ、弁護人が不同意としたため、刑訴法322条1項に準ずるものとしての取調べを求め、弁護人は異議を申し立てたが、裁判所がこれを採用し、取調べがなされた事例がある。

上記38件のうち、判決書においてDVD等への言及がなされているものは8件であり、その内容は、例えば、以下のとおりである。

- 強盗傷人事件において、犯行状況等に関する被告人の捜査段階の自白調書について、警察官及び検察官から威嚇、誘導されながら供述したものととして任意性が争われたのに対して、「取調べ状況の一部を録音・録画したDVD（注：読み聞かせ・レビュー場面を録音・録画したもの）によれば、被告人は、検察官の朗読に合わせて供述調書の頁をめくるとしてあり、その内容を十分理解して署名・押印したと考えられる上、検察官による朗読後、自らの言葉で事件に対する心境を吐露しており、重いうつ病を抱えた被告人が検察官から威嚇、誘導されながら供述したとは認められない。」と判示。
- 覚せい剤の密輸事件において、覚せい剤の未必の認識を認めた被疑者の捜査段階の供述調書について、検察官から供述を押し付けられたものであるとして任意性が争われたのに対して、「被告人は、捜査段階において、・・・違法薬物かもしれないとの心配はずっと消えなかった旨を供述している。取調べ時に撮影されたDVD（注：レビュー場面を録音・録画したもの）を見ても、検察官がこの点について供述を押し付けるなど不当な取調べを行ったとはうかがわれない。上記供述は被告人の当時の心境をありのままに語ったものと認められる。」と判示。
- 知人の胸部を包丁で刺突した殺人未遂事件において、能動的な刺突行為の有無が争点となり、これを認めた被告人の捜査段階の供述調書について、もともと犯行状況をよく覚えていなかったなどとして信用性が争われたのに対して、「被告人が供述調書に署名捺印をする際の被告人の様子や検察官とのやり取りを録画したDVD（注：読み聞かせ・レビュー場面を録音・録画したもの）によれば、被告人は検察官に対し、自ら、素直に自分のありのままを伝えた旨を述べた上、犯行当時の様子についても身振りを交えながら話していることが認められ、被害者を突き刺したという部分の供述の信用性は高い。」と判示。
- 強盗殺人等事件において、強盗の目的の有無が争点となり、これを認めた被告人の捜査段階の自白調書について、連日長時間の取調べがなされ、執拗に追及された結果であるなどとして任意性が争われたのに対して、「検察官による取調べの様子の一部を録画したDVD（注：読み聞かせ・レビュー場面を録音・録画したもの）によれば、被告人は、検察官に対し、供述調書の記載内容が少しでも違っていれば必ず異議を申し

立てているはずである。警察官にも検察官にも親切に話を聞いてもらったので本当のことを話そうと思ったなどと、身振り手振りを交えながら自分の言葉で極めて饒舌に語っており、取調官の圧力により、その意に反する自白調書が作成されたとは到底考えられない。」旨判示する一方、自白調書の信用性については、「上記DVDは、被告人がそれまでの供述を一部変更し、強盗目的を認めるに至った、まさにその時の取調状況を録画したものではなく、強盗目的を認めた検察官調書がほぼ完成した頃に録画されたものに過ぎない。そして、上記DVDで被告人が見せる饒舌さからは、むしろ、殊更に取調官の機嫌をとろうとするような様子もうかがわれること、殺害の根本的な動機や自白の理由について述べるよう促されると、一転して口が重くなり、専ら検察官の誘導に対して同意するだけであったり、既に作成された供述調書の内容を気にしつつ発言するような素振りを見せていること、殺害動機と密接に関係する、被告人がナイフを取り出したときの気持ちについては、検察官から2つの案を示され、そこから被告人が二者択一で選んだ内容が調書化された様子がうかがえることなどからすると、上記DVDの内容から、自白調書の信用性を認めることはできない。」旨判示。

- 殺人未遂事件において、殺意に関連して犯行態様が争点となり、包丁で切り付けた記憶があることを内容とする被告人の捜査段階の供述調書について、捜査官による強い誘導と臆罪意識から過度の迎合があったとして信用性が争われたのに対し、「検察官による取調べ状況を録画したDVD（注：レビュー場面を録音・録画したもの）の内容によれば、被告人は取調べ時に、一部被害者を切り付けたといった表現を自ら使った部分なども認められるものの、全体を通じてみると、被告人は、包丁をポケットから取り出したことや被害者を切り付けたことなどについて、終始、明確な記憶がないことを前提とした表現をしており、供述調書の内容を最終的に確認された際にも、包丁を振り下ろして被害者を切り付けたことを認めた部分に関し、包丁を振り下ろした時に被害者が近くにいたかどうかは分からない旨を指摘し、実際、その旨の供述調書が作成し直されている。・・・被告人が、捜査段階において、自らの記憶に基づいて被害者を切り付けたと供述していたとまでは到底認められず、むしろ、検察官からの発問に対し、客観的な状況等からその内容を是認し、被害者に対する罪悪感等も相まって、記憶にないことについて憶測で述

べた状況がみてとれる。・・・よって、被害者を切り付けたことを記憶し、これを認めた旨の被告人の捜査段階の供述を信用することはできない。」旨判示。

上記のとおり、DVD等を取り調べた結果、供述調書の任意性等が認められた事例がある一方、任意性は認められたものの、信用性が否定された事例もある。いずれの事例においても、裁判所は、取調べの一部を録音・録画したDVD等の取調べを行って任意性・信用性の判断を行っており、全過程の録音・録画によって取調べ状況の全てを確認しなければ判断ができないとされたものはない。その意味で、検察官にとっての有利・不利を問わず、取調べの一部の録音・録画であっても、取調べ状況を客観的に記録した資料として、任意性・信用性判断に有用であると言えることができる。

第5 録音・録画の有効性及び問題点

実際に個々の事件を担当している検察官や法裁判官から報告されている録音・録画の効用・影響を整理すると以下のとおりである。

1 録音・録画の有効性について

(1) 供述の吟味（任意性・信用性の判断）が行いやすいこと

文字情報のみが残される供述調書と異なり、録音・録画の下では、被疑者の供述態度も含めて記録されるため、供述態度を踏まえた供述の吟味ができる、あるいは吟味に資する内容が記録されることが報告されている。

このような報告をするものの中には、まず、被疑者の供述態度が記録されていることを理由とするものがある。例えば、以下のような具体的事例が報告されている。

○ 保険金目的等で2名を殺害した殺人等事件において、読み聞かせ・レビュー場面を録音・録画した取調べの中で、被疑者が、被害者のみならず共犯者の人生を台無しにしてしまった旨言葉を選びながら時には言葉を詰まらせつつ供述している様子が記録されている。

また、書面では残しづらい内容が記録されていることを理由とするものもある。例えば、以下のような具体的事例が報告されている。

○ ペティナイフで被害者の腹部を刺突した殺人未遂事件で、検察官の取調べの全過程を録音・録画した。殺意が争点となり得る事案であるが、被疑者と被害者が相互に動きながらの犯行であり、その相互の動きを確認して殺意の有無を検討すべきところ、録音・録画により、供述に加えて、被疑者が動作で説明する内容を証拠化することが可能となった。被疑者は小学校を卒業しておらず、自分の名前以外は読み書きができず、表現力が乏しかったため、動作による再現が有用であった。

また、迫真性のある詳細な供述が被疑者自身の言葉でなされていることを記録することができることを理由とするものもある。例えば、以下のような具体的事例が報告されている。

○ 遺体が発見されなかった傷害致死事件（被害者をゴルフクラブで殴打して死亡させ、遺体をゴミ焼却場に持ち込んで焼却）において、被疑者が、被害者と口論となりゴルフクラブで殴打したところ、被害者が馬鹿にしたように笑ったりしたので、さらに頭部めがけて数回ゴルフクラブを振り下ろしたことなどの暴行態様等について、自らの口で迫真性ある内容を供述している状況が録音・録画（読み聞かせ・レビュー方式のもの）されている。

○ 生後3か月の長男を頭上に放り投げて落とし、脳挫傷等の傷害を負わせて死亡させた傷害致死事件において、同事件は、事件性、犯人性、実行行為などほぼ全般に関し、自白しか証拠がなかったところ、被疑者が、自分の言葉で、犯行の動機や、被害者に回転をかけながら投げ上げるという犯行態様とそれを思いついた経緯（「当時やっていた冬季オリンピックのスノーボードの競技を見て、跳びながら何回転もしているのを見て衝撃を受け、試してみたいと思い、被害者に回転をかけて投げ上げることを思いついた。」）などについて詳細に供述する状況が録音・録画（ライブ方式のもの）されている。

また、被疑者が否認から自白に転じた理由について、十分な供述がなされていることを理由とするものもある。例えば、以下のような具体的事例が報

告されている。

- 強姦致傷事件で、被疑者は、録音・録画して行った弁解録取手続時には、合意による性交であった旨述べて否認していたところ、勾留5日目の警察の取調べで自白し、勾留8日目に行った2回目の検察官取調べでも自白を維持した。この取調べはいわゆるライブ方式で録音・録画したところ、被疑者は、「合意だと言え、それを覆す証拠は出てこずに罪を逃れられると思った。」と否認理由を述べた上で、自白に転じた理由について「被害者のことを考えたり、親が面会に来て話したことで、自分が周りにどれだけ迷惑をかけているかということを一週間考えた。うそをつき続けることに嫌悪感があり、モヤモヤしてるんだっただけははっきり言った方がいい。」などと供述した。

他方、身柄拘束当初の録音・録画下における取調べでは認めていた被疑者が、後に供述を変更した場合に、当初供述を記録できたことを効用として報告するものもある。例えば、以下のような具体的事例が報告されている。

- 被害者を出刃包丁で数回突き刺して死亡させた上、現金を奪った強盗殺人事件において、弁解録取手続を録音・録画した際には、被害者を殺害して所持金を奪った旨饒舌に供述していた被疑者が、その後の取調べでは、「私は犯人ではない。」と否認に転じた。

さらに、主任検察官と取調べを行った検察官が異なる場合において、主任検察官が当該事件の処理を決するに当たり、録音・録画下における被疑者の供述内容・供述態度等を吟味した結果、慎重な判断に至った事例も報告されている。例えば、以下のような具体的事例が報告されている。

- 通行中の女性を襲った事件において、被疑者は、ライブ方式の録音・録画の中で、「人が来なかったらセックスしたいという気持ちがあった。」旨強姦目的を認める供述をしていたが、供述態度にやや迎合的なところが見受けられたため、信用性に疑問の余地があると判断し、強制わいせつ致傷で公判請求することとした。
- 万引きした上、自動車で逃げる際に駆け付けた警備員をはねたとし

て強盗致傷罪で送致された事件において、被疑者は、ライブ方式の録音・録画の中で、警備員が立ちふさがっていたとの認識を否認していた。録音・録画されている被疑者の供述態度はおおむね真摯なものであり、強盗致傷罪での処理を断念した。

(2) 署名指印拒否の被疑者の供述内容を記録化できること

供述調書については署名指印を拒否していながら、録音・録画についてはこれに応じる被疑者がおり、そのような被疑者については、録音・録画によってその供述内容を記録化できるという効用を報告するものがある。例えば、以下のような具体的事例が報告されている。

- 被害者の腹部を包丁で刺突した殺人未遂事件において、被疑者は、供述調書については、「弁護士の先生に、調書にはサインをしないように言われている。自分ではやってもいいと思っているのですが、弁護士の先生に言われているので、勝手にそんなことをすると、弁護士の先生を困らせてしまうと思う。」と述べて署名指印を拒否したが、録音・録画（読み聞かせ・レビュー方式）には応じ、録音・録画下において、事実関係を認める供述をし、供述内容が記録化された。
- 2名共謀の上、被害者に刃物で切り付けた殺人未遂事件で、被疑者は、事実関係を認める供述をしていたが、供述調書の署名指印については、「弁護士から調書への署名を拒否するように言われた。」旨供述して拒否した。しかし、当該取調べについては、ライブ方式で録音・録画を行っていたため、事実関係を認める被疑者の供述を記録することができた。

(3) 争点の解消に資すること

弁護士も納得した上での争点の解消は、公判審理の充実・迅速に資するものである。録音・録画のDVD等を証拠開示するなどした後に、争点の解消に至った事例が報告されている。例えば、以下のような具体的事例が報告されている。

- 覚せい剤の密輸入事件において、弁護士は当初、営利目的を否認する旨主張していたが、捜査段階で被疑者が自発的に営利目的を供述し

ている録音・録画（ライブ方式で行ったもの）のDVD等を開示したところ、営利目的を認める方針に転じた。結果的に事実関係に争いがなくなった。

- 公判前整理手続中で自首の成立が主張された。供述調書上はこの点の詳細が明らかではなかったが、ライブ方式で行った取調べの録音・録画で被告人が自白した経緯を述べた場面が記録されていたことから、その旨弁護士に連絡し、自首主張の再考を求めたところ、同主張が撤回された。

(4) 取調べが適正になされていることが記録されること

録音・録画の効用として、録音・録画の結果、取調べが適正になされていることが記録され、取調べの適正に関する被疑者・弁護人の申立てに対する真偽の判断が容易になることを報告するものもある。例えば、以下のような具体的事例が報告されている。

- 妻の連れ子を襲った強姦致傷事件（姦淫行為自体は未遂）において、勾留6日目に弁護士から「司法警察員、検察官の誘導により、強姦の目的があったとの供述をした。接見時の被疑者の供述から強姦の意図をもってした行為とは到底目えず、本件は傷害と強制わいせつ罪の併合罪である。」などという申入れがあり、さらに勾留7日目に「被害者の頭をクローゼットにぶつけた時点では強姦の犯意がなかったと主張したが、検察官から『深層心理ではそんなはずはない。』と言われ、当初から強姦の目的があったことを認めた。供述調書の訂正を申し入れたが、受け入れてもらえなかった。」との申入れがあった。しかし、録音・録画（ライブ方式によるもの）をしていたことにより、弁解録取手続時において被疑者が自発的に当初から強姦の犯意を有していたことを認める供述をしていたこと、検察官が『深層心理ではそんなはずはない。』と述べた事実がないこと、被疑者が供述調書の訂正を申し入れた事実がなかったことを明らかにすることができ、公判においては、強姦の犯意を認める被疑者の供述調書の任意性・信用性は争われなかった。

これに関連して、そのような観点から網羅的に報告を求めているものでは

ないが、検察官の取調べの録音・録画の中で、被疑者がそれ以前に行われた録音・録画していない取調べに対する不満を述べた事例や、録音・録画していない取調べについて問題のないことを述べた事例も報告されている。例えば、以下のような具体的事例が報告されている。

- 覚せい剤の密売事件で、被疑者は、事実関係について多少の供述をしていたが、録音・録画をした検察官の取調べの中で、犯行について黙秘に転じるとともに、「検察官に脅迫された。」などと述べて、それまでに同じ検察官が行った録音・録画しない取調べの不当性を主張し続け、その状況が記録された。
- 強姦致傷事件で、被疑者は録音・録画をした検察官の取調べの中で、警察の取調べについて、「自分が言ったことを調書にとってもらえなかった。」旨不満を述べ、取調べへの不満とともに、警察が供述調書にとってくれなかったとする事項に関する被疑者の供述内容が記録された。
- 弁護士から警察の取調べにつき不満が申し立てられたものの、その後の録音・録画をした検察官の取調べにおいて、警察の取調べ状況につき母ねたところ、被疑者が自らの言葉で、「警察の取調べ官と一緒に泣いてくれたり、親切な人で、取調べに不満はありません。」旨述べ、その状況が記録された。
- 妻が夫と口論の末包丁で刺突した殺人未遂事件において、被疑者は自白していたが、弁護士が、被疑者に署名指印拒否を指示し、警察署の課長に対し、「被疑者が署名指印した場合、警察官が強制したものとみなす。」と述べるなどしていた。しかし、検察官の取調べの録音・録画の中で、被疑者は、「警察官が自分の言い分を聞いてくれ、調書の訂正に応じてくれた。供述調書が公判の証拠となることも理解した上で納得して署名指印している。」旨を自らの言葉で述べ、その状況が記録された。

これらは、取調べの一部の録音・録画であっても、被疑者に自由な供述の機会を与えているため、それ以前の録音・録画されていない取調べの状況について、被疑者が言い分を十分に尽くすことができ、かつ、それが客観的な形で記録化されることを示すものであり、取調べとしては、録音・録画され

ていない取調べの適正確保にも一層の意を払うことが求められるものと言えよう。

2 録音・録画の問題点について

(1) 被疑者側への影響

ア 被疑者が供述をしづらくなること

録音・録画を実施した結果の被疑者側への影響として、一般的に、被疑者が自由な意思に基づく供述をしづらくなる場合のあることが報告されている。

(7) 自白していながら録音・録画を拒否した事例

被疑者の中には、自白をしていながら録音・録画を拒否する者がいる。これらの事例は、被疑者の意向に反して録音・録画した場合はもとより、仮に被疑者が不承不承了解して録音・録画に応じたとしても、録音・録画していない時と同じ内容の供述はしづらいことを強く示唆するものである。例えば、以下のような具体的事例が報告されている。

○ 10代の女性を狙った連続強姦致傷事件の被疑者が、「調音の内容を争うつもりはないので、録音・録画の必要はない。」と述べて録音・録画を拒否した。被疑者は、最初の逮捕から一貫して自白していたが、自己の性癖等のプライバシーに関する事実を述べる姿が録音・録画されることに対する嫌悪感が強かった。一連の事件の中には、犯人性に結びつく指紋、足跡、DNA等が検出されておらず、被疑者の自白が重要な証拠となる事件もあった。また、被疑者には録音・録画に応じる意向があるか複数回確認したが、被疑者は、「録音・録画を拒否する理由は前にも述べたはずであり、なぜ同じことを何度も言わなければならないのか。」と不満を漏らし、「これ以上聞くなら黙秘する。」と不快感をあらわにしていた。

○ 心中目的で妻と子供を殺した後、自分も死のうとして放火したが死にきれず重度の火傷のため片足を切断し、顔面にもケロイドが残る怪我を負ったという殺人、非現住建造物等放火事件において、被疑者は全面的に事実を認めて供述調音作成にも応じたが、「こんな傷ついた姿を写されたくない。」として録音・録画を拒否した。

○ 覚せい剤の営利目的譲渡を業としたとする麻薬特例法違反事件で、被疑者は、事実関係を認め供述調音の作成にも応じていたが、取調べ

の録音・録画については、「取調べを受けている姿を録音・録画され、人の目に触れるのは耐えられない。」として、一切拒否した。被疑者は、暴力団の上級幹部であり、暴力団組織に対する親和性が強く、取調べを受けている姿を配下の者を含め暴力団関係者に見られ得ることを非常な屈辱と感じている様子がうかがえた。

(4) 被疑者の緊張等

録音・録画の下では、一般的に自由な供述がしづらくなることを示唆するものとして、録音・録画下における被疑者の緊張等を報告するものは少なくない。例えば、以下のような具体的事例が報告されている。

○ 通貨偽造・同行使事件で、被疑者は事実関係を認めているところ、被疑者にとって4回目の録音・録画で、レビュー方式で行ったものであったが、相変わらず供述態度には緊張感が認められ、録音・録画終了後に「途中で頭がテンパってしまい、質問内容を勘違いしたり、言いたいことを要領よく説明できなかった。」などと言っていた。

(4) 供述内容の変更等

録音・録画を実施した4702回の取調べについて、録音・録画を実施した結果、被疑者が否認に転じたり、供述が後退するなどその供述内容が変化したとするものは、153回（約3.3パーセント）である。その中には、録音・録画の結果、被疑者が犯行の動機・背景等について供述を撤回拒否したこと等を報告するものもある。

録音・録画しない取調べにおける供述内容が、検察官の録音・録画した取調べの中で後退した事例としては、以下のような具体的事例が報告されている。

○ 4名が共謀してゲーム喫茶に押し入り金品を強取して傷害を負わせた際、被疑者が、実行犯の運搬役や事前の下見役をしたとされる強盗致傷等幫助事件において、被疑者は録音・録画しない取調べの中で、本犯者が強盗に入ることは分かっていた旨供述していたにもかかわらず、読み聞かせ・レビュー場面を録音・録画した取調べの中で、「強盗をしたということは後から聞かされたことで、事前には強盗をする

とは知らなかった。」旨強盗の幫助の犯意を否認する供述に変遷した。同供述は、被疑者の犯行前の行動に照らして不合理な内容のものであった。公判請求後、公判の被告人質問において、被告人が犯意を認めるに至り、公訴事実に争いがなくなった。

被疑者が、録音・録画の下では、犯行の動機・背景・心情等について供述を渋り拒否したこと等を報告する例としては、以下のような具体的事例が報告されている。

- うつ病により休学中の女子大生が、自殺を企図して、両親と住む自宅に放火した事件で、母親から十分な愛情を注がれなかったと感じるなど、被疑者の両親に対する不満が相当大きく、そのことが自殺念慮につながっていたが、被疑者は、その点について供述することを躊躇していた。そのため、録音・録画には応じたものの、両親との関係について供述を渋っていた。録音・録画をしない取調べの中では、両親に対する不満についてエピソードを交えて具体的に供述していた。
- クラブのホステスと馴染み客との間の強姦致傷事件において、被疑者が、ライブ方式で行った録音・録画の終了を確認した後、「被害者は、車のローンの頭金の提供や貴金属の購入を求めるなど金に汚い女だった。やらせてくれそうな気配を漂わせながらやらせてくれない。誰にでも媚びを売る女だ。」などと被害者の悪口を言い始めるという場面があり、被疑者に録音・録画中に話さなかった理由を聞いたところ、「録音・録画されていると、後で裁判になったときに、被害者の悪口を言っている様子が自分にとって不利になると思った。」と供述した。被疑者が録音・録画しない取調べの中で供述した内容のうち、被害者に貸していた状況は警察の取調べで供述調書化されており、被害者もそれに沿う供述をしていたので供述調書化する必要はなく、それ以外の内容については、被疑者の意向を考慮し供述調書化しなかった。
- ヘロインの購入をめぐる争いに端を発する殺人未遂事件において、被疑者が、「事件の背景を話したいが、この部屋限りにしてほしい。調書にも記載しないでほしい。」などと供述し、録音・録画を行った取調べにおいてはその点の供述が得られなかった。録音・録画をしない

い取調べでは、被疑者が特定の人物の名前を明らかにしつつ、同人物から度々ヘロインを入手していたこと、被害者からヘロインの売却方を求められたが断って口論となったことについて供述していたが、録音・録画した取調べでは、ヘロインの売却をめぐる被害者と口論になったことについて供述するにとどまり、入手元に関する供述は得られなかった。入手元に関する供述内容については、被疑者が供述調書化にも応じなかったことから、証拠化はできなかったものの、捜査情報として把握することはできた。

取調官が被疑者との信頼関係を構築し、被疑者が自由にものが言える状態を作るためには、犯行の動機、背景、被疑者の心情等のほか、犯罪の成否に直接関わりのない事実についても、必ずしも供述調書化を前提としないやり取りをすることを通じて、まずは、被疑者が慮せずに話せる環境を確保する必要がある。上記各事例は、録音・録画の下で被疑者の供述内容が即時に客観的に記録化されることによってそれらが困難となる場合があることを示すものと言えよう。

イ 組織や共犯者についての供述がしづらくなること

組織的な背景のある犯罪を含め、共犯事件においては、録音・録画下において被疑者の供述を得ることが特に困難であることを報告するものがある。例えば、以下のような具体的事例が報告されている。

- 強盗致傷事件の被疑者が、弁解録取時の録音・録画には応じ、犯行現場にはいたが犯行とは無関係である旨述べて犯行を否認していたが、勾留延長前の取調べでは、「録音・録画されていると本音で話せないし、緊張もするから嫌だ。」と述べ、録音・録画を拒否した。取調べ検察官は、録音・録画をしない取調べの中で、被疑者に対して、親身になって家族関係や生活状況について聴取しながら、真実を供述するよう説得を続けたところ、被疑者は、事実を認めた上で、動機について、「路上での強盗致傷をやるようになったのは、振り込め詐欺の出し子をやらされていたことのストレス発散という意味もあった。経緯、動機も含めて本当のことを話そうとすれば、振り込め詐欺グループの上位者の名前を出さざるを得なくなるとい、話すことができなかった。振り込め詐欺について詳細な話をすると、上のことを話さなけれ

ばなくなるので、あまり話したくない。」と供述するに至った。取調べ検察官は、録音・録画をしない取調べの中で、「動機についてしっかり話して、裁判官や裁判員に伝えた方がいいのではないか。」と述べて更に説得を続けたところ、被疑者は、具体的な氏名を挙げた上で、「これまで上位者から言われて振り込め詐欺の出し子をやり、報酬を得ていたが、上位者の名前は調書には載せないでほしい。名前を出したことが分かったら、家に放火されるなどする。」と述べ、振り込め詐欺の出し子をしていたことや、そのストレス発散のためあつて路上強盗を行ったことについて供述し、供述調書の作成にも応じたが、上位者の氏名を供述調書に明記することはできなかった。取調べ検察官は、その者の名前を伏せた上で録音・録画に応じるよう説得したが、被疑者は、「上位者の名前を思わずしゃべってしまうと思うと、しゃべりにくくなるので録音・録画はやめてほしい。」と述べ拒否した。なお、その後被疑者が関与した振り込め詐欺事件の捜査において、被疑者は、他の共犯者らが上位者の氏名を供述している状況を知るに至って、上位者の氏名を供述調書に明示することに応じた。

- 共犯者数名による強盗致傷事件において、被疑者は、録音・録画をしない取調べにおいて、事実関係についてある程度認めつつも自己の関与等について一部否認する供述をした上で、その内容について供述調書化に応じていたが、勾留満期前に、取調官が、録音・録画を行う旨告げたところ、「自分が知っていることは全て話したと思うし、自分が話した内容を調書にするのは構わないが、それを録音・録画して共犯者に見られると、『こいつ、こんなこと言っているのか。』と悪く思われる気がして、共犯者の目を気にして話せなくなってしまう。共犯者から恨まれて家族が危否を加えられるおそれもあるので、弁護士とも相談して、録音・録画はやらないことにした。」と述べ、自己が取調べにおいて供述しているそのままの姿が後に共犯者らに見られた場合には、供述調書を眺まれただけの場合に比べて一層恨みを買うことになるのではないかと考えて、録音・録画を拒否した。被疑者は、犯行に必要な情報を共犯者から得て、これを別の共犯者に伝達するなどの役割を担っており、自身は暴力団関係者ではなかったが、共犯者の中には、被疑者が直接上記の情報のやり取りをした共犯者など、暴力団関係者が含まれていた。

- 2名共謀の上、被害者に刃物で切り付けた殺人未遂事件で、着手時には既に被疑者が所属する暴力団組織と被害者が所属する暴力団組織との間で手打ちがなされていた。被疑者は、一貫して事実関係について黙秘していたが、録音・録画しない取調べでは、雑談に応じていたものの、録音・録画した取調べでは、雑談にすら応じなかった。録音・録画しない取調べの中で、「まあ、今回の事件は、今となつては、私個人の判断でどうこうできる状態ではないんです。上の方にお伺いを立てないといけない。でも、こんな話も、録音・録画されたら、絶対に言えないですけど。」などと供述することもあった。

共犯事件や組織的な背景のある事件については、被疑者に対する被疑事実の立証のみならず、共犯者の検挙などさらなる捜査の進展や、組織についての実態解明のための情報収集などを目的として、時には供述調書化を前提としないで事情を聴く場合もある。上記各事例は、録音・録画の下では、被疑者の供述内容が即時に客観的に記録化されるものであるが故に被疑者が供述自体を控えることによって、それらが困難となる場合があることを示すものと言えよう。

(2) 取調官側への影響

録音・録画の実施による取調官側への影響については、録音・録画を意識して十分な説得・追及ができなかったとか、録音・録画の下では、被疑者との間で信頼関係を構築することが困難であるなどの報告がなされている。例えば、以下のような具体的事例が報告されている。

- 被害者を拉致し拘束具を用いて拘束した上で姦淫して被害を負わせた強姦致傷事件において、検察官の取調べの全過程を録音・録画した。被疑者は事実を認めていたが、事件の実態を解明するためには、なぜそのような犯行態様となったのかや、被告人の性癖等について詳細な供述を得ることが必要であった。被疑者は、録音・録画しない警察の取調べにおいて、以前の彼女と交際していた際に、いわゆるSM行為を好む性癖を身につけ、拘束具を手に入れて保管していた旨詳細に供述し、供述調書においても、その女性が特定されないように配慮しつつ供述調書化されていたが、録音・録画した検察官の取調べについては、後日、公判廷において、取調べのDVD等が上映され、関係者の

プライバシーが侵害される可能性があることを考慮し、被疑者の性癖等に関する質問を行うことを躊躇してしまった。

- かねてより実父に暴力を振るっていた被疑者が、実父の振る舞いに腹を立て、暴行を加えて死亡させた傷害致死事件で、検察官の取調べの全過程を録音・録画した。被疑者は事実を認めていたが、実父を一方的に非難するばかりで、自己の非を認めるところがなかったため、被疑者が実父をそこまで嫌悪していた理由について具体的なエピソードを含めて聴取したいと考えた。また、被疑者は実父を非難する一方、自立もせず甘えている姿勢もうかがえたので、反省を促したいという気持ちもあった。取調べをした検察官自身、実父と仲が悪く口もきかない関係にあったが、自分が自立することによって実父と衝突しないですむ関係を築いた。そうした自らの経験についても話をして信頼関係を深め、被疑者の心の奥底に迫るような供述を得るとともに、被疑者に反省を促したかったが、検察官自身のプライバシーがDVD等に残り、関係者に閲覧され得ることを考えるとためらってしまった。

(3) 関係者のプライバシーへの影響等

録音・録画の影響として、関係者のプライバシー侵害の可能性等を報告するものが少なくない。例えば、以下のような具体的事例が報告されている。

- 被疑者方を訪れた女性銀行員に対する強制わいせつ致傷事件で、被害者特定事項の秘匿の申立てが想定される事件であったが、ライブ方式で録音・録画した取調べの中で、被疑者がうっかり被害者の実名を言ってしまう場面があった。
- 被疑者が、妻の親族方に放火して全焼させた現住建造物等放火事件で、被疑者が離婚をめぐる妻やその親族と対立していたことが背景にあった。被疑者は、ライブ方式の録音・録画の下で、「相手のうちが丸裸になるようなこと、言っているのかどうか分かりませんが。」と言いつつも、「妻の親族たちは、道理を曲げてまでも、離婚調停を有利に進めようとした。文書もねつ造していた。」など、裁判に必要な範囲を超えて、一方的な供述をしたため、その全てが記録されてしまった。

知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある
被疑者等に対する取調べの録音・録画の試行について

知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に対する取調べの録音・録画の試行について

(目次)

第1 試行の概要	1
1 試行の経緯	1
2 試行の内容	1
(1) 取調べの録音・録画の試行	1
ア パイロット試行	1
イ 東京、大阪及び名古屋地検の3庁を中心とする試行	2
ウ 全庁による試行	2
(2) 心理・福祉関係者による取調べの助言・立会いの試行	2
第2 試行対象事件に該当するかどうかの判断(対象事件のスクリーニング)	3
第3 録音・録画の試行の実施状況	5
1 録音・録画を実施した事件数	5
(1) 実施件数について	5
(2) 不実施件数について	6
2 罪種別内訳	6
3 録音・録画の範囲別内訳	7
(1) 取調べの全過程の録音・録画を実施した事件について	8
(2) 知的障害によりコミュニケーション能力等に問題があることが判明した以降の全ての取調べの録音・録画を実施した事件について	8
(3) 取調べの一部の録音・録画を実施した事件について	9
4 録音・録画を実施した事件の処分別内訳	9
5 録音・録画の実施回数等	10
(1) 総論	10
(2) 1事件当たりの実施回数	11
(3) 取調べの一部の録音・録画の方法別の実施回数	12
6 録音・録画時間	12
(1) 録音・録画の総時間数	12
(2) 取調べ時間に占める録音・録画時間の割合	13
第4 録音・録画の不実施理由について	14
1 録音・録画を全く実施しなかった事例における不実施理由	14

2 個別の取調べにおける不実施理由	15
(1) 総論	15
(2) 具体的な不実施理由の内訳	15
第5 録音・録画のDVD等の使用状況等	16
1 捜査段階における使用状況	16
2 公判段階における使用状況等	16
(1) 公判の状況	16
(2) DVD等の証拠調べの状況	16
第6 録音・録画の有効性及び問題点	17
1 録音・録画の有効性について	17
(1) 供述の任意性・信用性の判断に有用であること	17
(2) 供述自体を記録化できること	19
(3) 責任能力に関する判断の資料として有用であること	19
2 録音・録画の問題点について	20
(1) 緊張等による被疑者の供述態度等への影響	20
(2) 取調官側への影響	21
第7 心理・福祉関係者による取調べの助言・立会いの試行	22
1 心理・福祉関係者による助言	22
2 助言・立会いの試行状況	22
(1) 実施件数	22
(2) 立会人となった心理・福祉関係者	23
(3) 助言・立会いの具体的な状況	23
ア 立会い実施前の助言	23
イ 立会い時における立会人の役割	23
ウ 立会い実施後の助言	23
(4) 助言のみを受けた事例	23
3 助言・立会いに関する指摘	24
(1) 助言・立会いを行った心理・福祉関係者からの指摘	24
(2) 助言・立会いを実施した検察官からの指摘	25

知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に対する取調べの録音・録画の試行について

第1 試行の概要

1 試行の経緯

平成23年3月31日、検察の在り方検討会議は、その提言「検察の再生に向けて」において、取調べの録音・録画について、検察の運用において実施可能なところから早急に着手し、積極的に拡大していくことが相当であるとした上で

「知的障害を有する被疑者であって、言語によるコミュニケーションの能力に問題があり、あるいは、取調べに対する迎合性や被誘導性が高いと認められるものについては、取調べの発問や被疑者の応答の状況が記録されていることが、その供述の信用性判断のために有効であると考えられる。そこで、そのような被疑者を検察官が身柄拘束下で取り調べる場合について、取調べの録音・録画の試行を開始するよう提言する。この試行に当たっては、事案の性質や被疑者の特性に応じ、その供述状況等ができる限り明らかになるよう、例えば、取調べの全過程を含む広範囲な録音・録画を行ったり、心理・福祉関係者の立会いを求めるよう努めるなど、様々な試行を行うことを求めるものである。」

とする具体的な提言を行った。

この提言を踏まえて、同年4月8日、「検察の再生に向けての取組」の一つとして、法務大臣から

「知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に対する検察官の取調べにおける取調べの録音・録画についても、必要な機器の整備を行った上、3か月以内を目途に試行に着手し、専門家の意見を十分に聴取しつつ、取調べの全過程を含む広範囲な録音・録画を行うなど、様々な試行を積み重ね、1年後を目途に多角的な検証を実施する。」

との指示が出された。

2 試行の内容

(1) 取調べの録音・録画の試行

ア パイロット試行

前記の検察の在り方検討会議の提言や法務大臣指示を踏まえ、正式な試行に先立ち、平成23年4月から、東京地検等において、知的障害により

コミュニケーション能力に問題がある被疑者等の身柄事件に係る取調べについて、パイロット的に録音・録画の試行を開始した。

イ 東京、大阪及び名古屋地検の3庁を中心とする試行

平成23年7月から、東京、大阪及び名古屋の3地検を中心に、身柄事件について正式に試行を実施することとし、これ以外の地検においても、各庁の実情に応じ、可能な範囲で取調べの録音・録画の試行を実施することとした。

試行に当たっては、対象とする事件を、身柄事件について、知的障害の程度やコミュニケーション能力等の被疑者の特性、事案の内容、被疑者の精神的負担や供述に与える影響等を考慮し、録音・録画を試行するのに適した事案とし、録音・録画機器の配備状況を踏まえ、取調べの全過程を含む広範囲な録音・録画を行うなど、様々な試行を実施することとした。

ウ 全庁による試行

平成23年10月から、全庁において、試行を実施することとした。

試行に当たっては、対象とする事件を、身柄事件について公判請求が見込まれる場合であって、知的障害の程度やコミュニケーション能力等の被疑者の特性、事案の内容、被疑者の精神的負担や供述に与える影響等を考慮し、録音・録画を試行するのに適した事案とし、取調べの全過程を含む広範囲な録音・録画を行うなど、様々な試行を実施することとした。

なお、アからウのいずれの段階における試行においても、裁判員裁判対象事件における取調べの録音・録画と同様、被疑者が録音・録画を拒否した場合には、録音・録画を実施しないものとした。

(2) 心理・福祉関係者による取調べの助言・立会いの試行

前記検察の在り方検討会議の提言において、「例えば、取調べの全過程を含む広範囲な録音・録画を行ったり、心理・福祉関係者の立会いを求めるよう努めるなど、様々な試行を行うことを求める」とされ、法務大臣指示においても、「専門家の意見を十分に聴取しつつ、取調べの全過程を含む広範囲な録音・録画を行うなど、様々な試行を積み重ね」ることとされたことを受け、知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に対する取調べに際し、心理・福祉関係者から知的障害者の供述特性や発問方法等に関する助言を受けたり、取調べに立会人として心理・福祉関係者を同席させる試行も実施した。

第2 試行対象事件に該当するか否かの判断（対象事件のスクリーニング）

今回の試行では、知的障害によりコミュニケーション能力等に問題があるか否かを判断するに当たっては、明確で画一的な基準を定めることは困難であることから（注1）、個別事案ごとに被疑者の知的障害の程度やコミュニケーション能力等の被疑者の特性、事案の内容、被疑者の精神的負担や供述に与える影響等を考慮し、録音・録画を試行するのに適した事案について、これを実施している。

実際に録音・録画を行った例を見ると、検察官による弁解録取手続に先立ち、警察から送致された記録や警察の取調官からの情報提供により、例えば

- 被疑者が療育手帳等の発行を受けるなど知的障害に係る公的な認定を受けている
- 被疑者が特別支援学級や特別支援学校に在籍していたことがある
- （前科・前歴に係る事件において）被疑者に対して精神鑑定が実施され、被疑者に知的障害があると診断されている
- 家族等の関係者が被疑者に知的障害がある旨供述している
- 犯行態様が稚拙であったり、動機が不可解であるなど犯行の内容から、被疑者に知的障害が疑われる

などの事情を総合的に考慮して試行対象事件に該当すると判断しており、例えば、以下のような事例が報告されている。

- 送致記録中に、被疑者が、過去に療育手帳の交付を受け、IQ69と認定されている旨の記載があったことから、試行対象事件として弁解録取手続の冒頭から録音・録画を実施した。弁解録取手続やその後の取調べにおけるやり取りから、発問の意味を理解する能力には問題がないものの、心情などを表現することは苦手であると見受けられたので、全過程の録音・録画を行った。

一方で、警察が被疑者を逮捕して検察庁に事件を送致するまでの短い時間に、被疑者が療育手帳等の交付を受けていることや過去に特別支援学級等に在籍していたことなどの知的障害によりコミュニケーション能力等に問題があると判断し得る事情を必ずしも収集・把握できるわけではなく、警察から事件の送致を受けた時点では、被疑者の知的障害の有無やコミュニケーション能力の程度等を判断する資料が存在しない場合も多い。

もっとも、このような場合であっても、検察官は、弁解録取手続やその後の取

調べにおいて、被疑者について知的障害によりコミュニケーション能力等に問題があると判断した場合には、録音・録画を実施している。

例えば

- 弁解録取手続や取調べの中で、被疑者の様子や発問に対する応答ぶりに、知的障害をうかがわせる言動等が見られた（具体例として、「話す速度が遅い」、「質問されてから答えるまでに時間がかかる」、「漢字が読めない（簡単な漢字しか読めない）」、「返答が単語や2、3語に限られ、長い文章で話せない」、「質問の中の言葉をおうむ返しで使う」、「『なぜ』『どうして』という質問が理解できず、混乱したり戸惑った様子を見せる」など）
- 精神鑑定等を実施した結果により知的障害を有する旨の診断がなされた（なお、精神鑑定は、被疑者が勾留された後、一定程度、捜査が進んだ時点で実施されることが多い）
- 被疑者の家族等の関係者から事情聴取等をする中で、被疑者が知的障害を有する旨の情報提供があった

などの事情から、被疑者について知的障害によりコミュニケーション能力等に問題があると判断し、録音・録画を実施した旨の報告がされており、具体例としては、以下のようなものがある。

- 検察官による弁解録取手続で、被疑者は犯行を認めていたものの、質問に対して、文章として回答できず単語のみを答えたり、時折、質問の意味がよく分からない様子で黙り込むなどしていたことから、知的障害が疑われ、コミュニケーション能力にも問題があると判断して、その後の取調べでは録音・録画を実施した。捜査の結果、被疑者には精神科等への通院歴がないことが判明したが、簡易鑑定によって知的障害（IQ53）と診断された。

以上のように、被疑者について知的障害によりコミュニケーション能力等に問題があると判断するに至る事情には様々なものがある旨報告されているが、他方で、例えば、以下の事例のように、知的障害の疑いがあるものの、コミュニケーション能力はさほど問題があるとはいえない被疑者について、念のために、録音・録画を実施した旨の報告もなされている。

- 無銭飲食で逮捕された被疑者は、弁解録取手続の冒頭で、検察官か

ら氏名を確認された際、「それはないです。」「名前がきました。」などとして偽った様子で意味不明な言動を繰り返したことから、被疑者が知的障害者であって、コミュニケーション能力に問題を有する疑いも否定できないと判断し、慎重を期して直ちに録音・録画を実施した。しかし、その後の取調べでは、意味不明な言動もなく、コミュニケーション能力等に問題は見受けられず、捜査の結果、被疑者には、知的障害に係る公的認定や精神科等への通院歴はないことが判明した。

(注1) アメリカ精神医学会 (American Psychiatric Association) が出版し、精神医学界で広く利用されている「DSM-IV-TR 精神疾患の診断・統計マニュアル 新訂版」では、知的障害(精神遅滞)の診断的特徴について、「精神遅滞の基本的特徴は、明らかに平均より低い全般的知的機能で、以下の少なくとも2つの技能領域において適応機能の明らかな制限を伴っている(技能領域として挙げられているのは、『コミュニケーション、自己管理、家庭生活、社会的/対人的技能、地域社会資源の利用、自律性、発揮される学習能力、仕事、余暇、健康、及び安全』である。)。発症は18歳以前でなければならない。」旨記載している。

なお、DSM-IV-TRの注意書きには、「これらの基準を正しく使用するためには、一定の知識と臨床技能を獲得するための特別な臨床研修が必要である。」と記載されている。

第3 録音・録画の試行の実施状況

試行対象事件について、被疑者の取調べの録音・録画を実施した状況は以下のとおりであるが、今回の検証に当たっては、録音・録画の実施状況、当該事件の処理状況、公判結果等について、最高検に対し報告を求めるとともに、録音・録画の記録媒体(以下「DVD等」という。)を視聴し、必要に応じて取調官からヒアリングを実施するなどしており、以下の統計や事例への言及は、これらに基づくものである。

1 録音・録画を実施した事件数

(1) 実施件数について

試行対象事件として取調べの録音・録画を実施した事件は、540件である。

これを実施の時期ごとに分類すると、パイロット試行期間である平成23年4月から同年6月までの間に報告があった件数は31件、東京、大阪及び名古屋の各地検で正式に試行を開始した同年7月から同年9月までの間に報告があった件数は52件、全庁で正式に試行を開始した同年10月から平成

24年4月までの間に報告があった件数は457件である。【表1】

【表1】録音・録画の実施件数

取調べの録音・録画を実施した事件数	540件	1か月平均
平成23年4月～同年6月	31件	10.3件
平成23年7月～同年9月	52件	17.3件
平成23年10月～平成24年4月	457件	65.3件

(2) 不実施件数について

今回の試行期間(パイロット試行期間を含む。)において、試行対象事件に該当すると判断したものの、取調べの録音・録画を全く実施しなかったものは13件(注2)であり、その理由は、いずれも被疑者が録音・録画を拒否したためである。

この13件の処分状況は、公判請求が10件、不起訴が3件である。

(注2) なお、一度も録音・録画をしなかった事件として報告があったものは18件であるが、うち5件は、被疑者が知的障害を有する又は有する疑いは認められるが、コミュニケーション能力等に問題はないと判断して録音・録画を実施しなかったもので、本来、試行対象事件とはならないものであった。そのため、試行対象事件として録音・録画をしようとしたが一度も録音・録画をしなかった事件は、18件から5件を控除した13件となる。

2 罪種別内訳

録音・録画を実施した事件について罪種別内訳を見ると、最も多いのは、窃盗の224件であり、次いで、強制わいせつの28件、傷害の24件、器物損壊、詐欺の各22件の順となっている。

また、今回の試行期間中に録音・録画を実施した事件(540件)のうち、裁判員裁判対象事件(裁判員裁判対象事件と併合審理される見込みのある裁判員裁判非対象事件を含む。)は68件(約12.6パーセント)であり、裁判員裁判非対象事件は472件(約87.4パーセント)である(注3)。【表2】

(注3) 上記472件は、今回、知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等の取調べの録音・録画の試行が開始されたことにより、新たに取調べの録音・録画の対象とされた事件である。

【表2】録音・録画実施事件罪種別内訳

(単位:件)

番 号	原 名	裁判員 裁判対象 事件	裁判員 裁判対象 事件と併合 見込みの 事件	裁判員 裁判対象 事件	合 計
1	窃盗(常習犯窃盗を含む)		4	220	224
2	強姦わいせつ(準強姦わいせつを含む)			28	28
3	傷害			24	24
4	器物損壊		2	20	22
5	詐欺			22	22
6	現住建造物等放火	20			20
7	強盗(事後強盗を含む)			19	19
8	建造物侵入			17	17
9	銃砲刀剣類所持等取締法違反		1	16	17
10	殺人	16			16
11	その他	22	3	106	131
	総計	58	10	472	540

※ 複数の罪名に該当する場合、法定刑の最も重い罪名の罪について計上し、法定刑が同じ場合は、刑法と特別法違反の罪については刑法の罪について、複数の刑法の罪については刑法の条文の順番で先に規定されている罪について計上している。

※ 未遂犯同罪規定のある罪名については、未遂のものを含む。未遂については、既遂と合算して計上した。

3 録音・録画の範囲別内訳

今回の試行においては、法務大臣の指示等を受け、知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある者や迎合性や被誘導性が高いという特性を有する者の供述について、その任意性や信用性を的確に判断するために有用であるとの観点から、従来の裁判員裁判対象事件の被疑者の取調べにおいて実施されていたようなレビュー方式（被疑者の供述を録取した供述調書作成後に当該供述調書の作成過程、供述調書に録取されている供述内容、供述の動機・経過、取調べの状況等について質問し、被疑者が応答する場面を録音・録画する方式）や読み聞かせ・レビュー方式（被疑者の供述を録取した供述調書について、被疑者が読み聞かせを受け、閲読する場面及びこれらにより内容を確認して署名

指印する場面を録音・録画し、引き続き当該供述調書を中心として、供述調書の作成過程、供述調書に録取されている供述内容、供述の動機・経過、取調べの状況等について質問し、被疑者が応答する場面を録音・録画する方式）だけでなく、取調べの全過程を含むライブ方式（被疑者の供述を録取した供述調書の存在を前提とせず、犯行に至る経緯、犯行状況、犯行後の行動等について質問し、被疑者が応答する場面をそのまま録音・録画する方式）による広範囲な録音・録画も実施するなど、様々な試行を実施することとしたものである。

今回の試行において取調べの録音・録画を実施した事件を「取調べの全過程の録音・録画を実施した事件」、「知的障害によりコミュニケーション能力等に問題があることが判明した時点以降の全ての取調べの録音・録画を実施した事件」、それ以外の「取調べの一部の録音・録画を実施した事件」の3つに分けてその件数等を説明する。

(1) 取調べの全過程の録音・録画を実施した事件について

今回の試行において、取調べの録音・録画を実施した事件540件のうち、取調べの全過程を録音・録画した事件（検察官による弁解録取手続及び取調べの全てを録音・録画した事件）は、194件（全体の約35.9パーセント）である。【図1】

(2) 知的障害によりコミュニケーション能力等に問題があることが判明した以降の全ての取調べの録音・録画を実施した事件について

警察から事件の送致を受けた段階で、必ずしも全ての被疑者について、知的障害を有することやコミュニケーション能力等に問題があることなどの被疑者の特性を把握できるとは限らず、その後の被疑者とのやり取りなどから、知的障害によりコミュニケーション能力等に問題があると判断する場合があることは、前記第2記載のとおりである。

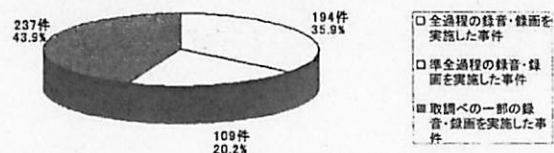
このように事件の送致を受けた段階では、被疑者に知的障害によりコミュニケーション能力等に問題があることを把握できなかったため録音・録画をしなかったものの、知的障害によりコミュニケーション能力等に問題があることが判明した後の検察官による全ての取調べについて録音・録画をした事件（以下「取調べの準全過程の録音・録画を実施した事件」という。）があり、この事件数は109件（全体の約20.2パーセント）である。【図1】

取調べの全過程の録音・録画を実施した事件と取調べの準全過程の録音・録画を実施した事件とを合計すると303件であり、その割合は、録音・録画を実施した事件全体の約56.1パーセントとなっている。

(3) 取調べの一部の録音・録画を実施した事件について

録音・録画を実施した事件のうち、検察官の取調べの一部の録音・録画を実施した事件は237件（全体の約43.9パーセント）である。【図1】

【図1】録音・録画の範囲別内訳



4 録音・録画を実施した事件の処分別内訳

今回の試行において、「公判請求が見込まれる場合」に試行対象事件を限定した理由は、知的障害によりコミュニケーション能力等に問題がある被疑者に係る身柄事件の中には、事案の軽重に様々なものがあり、その事件数も相当数に上ると見込まれた上、公判請求の見込みがない事件においては、録音・録画を実施する必要性に乏しいと考えられたからであるところ、取調べの録音・録画を実施した事件についての処分状況は、図2のとおりである。

取調べの全過程の録音・録画を実施した事件（194件）の処分状況は、公判請求が115件（取調べの全過程の録音・録画を実施した事件の約59.3パーセント）であり、略式命令請求が8件（同約4.1パーセント）、不起訴が65件（同約33.5パーセント）などとなっている。

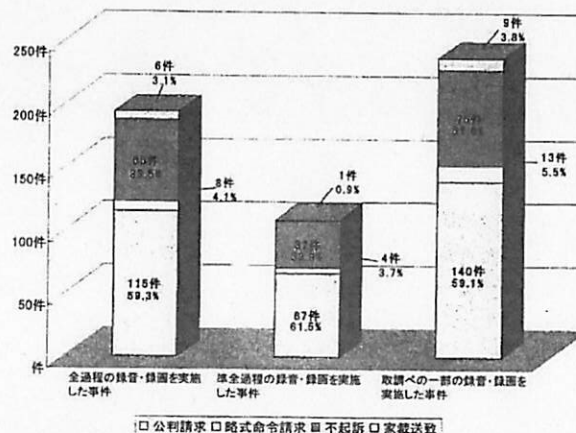
取調べの準全過程の録音・録画を実施した事件（109件）の処分状況は、公判請求が67件（取調べの準全過程の録音・録画を実施した事件の約61.5パーセント）、略式命令請求が4件（同約3.7パーセント）、不起訴が37件（同約33.9パーセント）などとなっている。

取調べの一部の録音・録画を実施した事件（237件）の処分状況は、公判請求が140件（取調べの一部の録音・録画を実施した事件の約59.1パーセント）、略式命令請求が13件（同約5.5パーセント）、不起訴が75件（同約31.6パーセント）などとなっている。

このように、いずれの種類の録音・録画を実施した事件においても、公判請

求したものに限られず、結果として略式命令請求や不起訴とされたものも多数存在していることからすれば、運用上は、公判請求の見込みが確実な場合に限ることなく幅広く実施されていることが分かる。【図2】

【図2】録音・録画を行った事件の処分別内訳



5 録音・録画の実施回数等

(1) 総論

今回の試行期間中に、試行対象事件として取調べの録音・録画を実施した事件（540件）において、取調べの総実施回数は1614回であり、1事件当たりの取調べ回数は、平均約3.0回であるところ、このうち録音・録画の総実施回数は、1079回（注4）であり、1事件当たりの録音・録画実施回数は、平均約2.0回である。

録音・録画を実施した事件において、取調べの総実施回数（1614回）に対する録音・録画の総実施回数（1079回）の占める割合は、約66.9パーセントである。【表3】

（注4）上記回数は、取調べを行った日数単位で数えた場合の数字である。取調べは、同じ日に、食事や休憩を挟みながら複数回実施する場合も少なくないところ、このような場合について、実態に沿って複数回と数えた場合の録音・録画の総実施回数は、1455回となる。以下、特に断りなく「取調べ回数」や「録音・録画の実施回数」というときは、日数単位で数えた場合の数字である。

(2) 1事件当たりの実施回数

取調べの全過程の録音・録画を実施した事件（194件）における録音・録画の総実施回数は549回であり、1事件当たりの録音・録画実施回数は、平均約2.8回となっている。

取調べの準全過程の録音・録画を実施した事件（109件）における録音・録画の総実施回数は190回であり、1事件当たりの録音・録画の実施回数は、平均約1.7回となっている。

取調べの一部の録音・録画を実施した事件（237件）における録音・録画の総実施回数は340回であり、1事件当たりの録音・録画の実施回数は、平均約1.4回となっている。

取調べの準全過程の録音・録画を実施した事件及び取調べの一部の録音・録画を実施した事件における取調べの総回数（1065回）に占める録音・録画の総実施回数（530回）の割合は、約49.8パーセントである。【表3、図3】

【表3】事件ごとの録音・録画の実施回数

	全過程の録音・録画を実施した事件	準全過程の録音・録画を実施した事件	取調べの一部の録音・録画を実施した事件	合計
録音・録画を実施した事件数	194件	109件	237件	540件
録音・録画の総実施回数	549回	190回	340回	1079回
1事件当たりの平均録音・録画回数	2.8回	1.7回	1.4回	2.0回

【図3】準全過程の録音・録画を実施した事件及び取調べの一部の録音・録画を実施した事件における録音・録画の実施回数等



(3) 取調べの一部の録音・録画の方法別の実施回数

取調べの一部の録音・録画を実施した事件（237件）のうち、レビュー方式又は読み聞かせ・レビュー方式のみの方法により録音・録画したものは、11件（約4.6パーセント）であり、残りの226件（約95.4パーセント）は、ライブ方式による録音・録画が行われている。

録音・録画を実施した取調べ回数で見ると、レビュー方式又は読み聞かせ・レビュー方式のみの方法により録音・録画した取調べの回数は、取調べの一部の録音・録画を実施した事件における録音・録画を行った取調べ回数の合計340回のうち18回（約5.3パーセント）であって、残りの322回（約94.7パーセント）は、ライブ方式による録音・録画が実施されており、今回の試行においては、取調べの一部の録音・録画であっても、9割以上の取調べにおいてライブ方式が用いられていることが分かる。

6 録音・録画時間

(1) 録音・録画の総時間数

平成23年7月の正式試行開始以降に録音・録画を実施した事件に関して（注5）、取調べ時間の合計及び録音・録画時間の合計は、図4のとおりであり、取調べ時間の合計は、1714時間14分、録音・録画時間の合計は、1104時間0分で、全体の取調べ時間に占める録音・録画した取調べ時間の割合は約64.4パーセントとなっている。【図4】

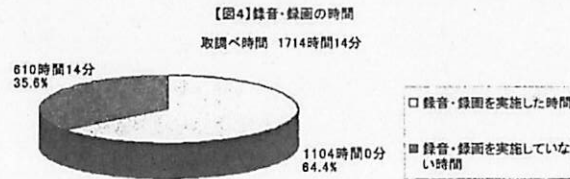
平成23年7月の試行開始以降に取調べの全過程の録音・録画を実施した事件（187件）の録音・録画の合計時間は590時間52分であり、事件1事件当たりの平均録音・録画時間は、約3時間10分である。

平成23年7月の試行開始以降に取調べの準全過程の録音・録画を実施し

た事件の録音・録画の合計時間は、219時間6分であり、1事件当たりの平均録音・録画時間は、約2時間13分である。

平成23年7月の試行開始以降に取調べの一部の録音・録画を実施した事件の録音・録画の合計時間は、294時間2分であり、1事件当たりの平均録音・録画時間は、約1時間21分である。

(注5) 取調べ時間及び録音・録画時間について報告を受けることとなったのは、正式に試行を開始した平成23年7月以降であるので、この数字には、平成23年6月以前に実施した取調べについての時間は含まれていない。



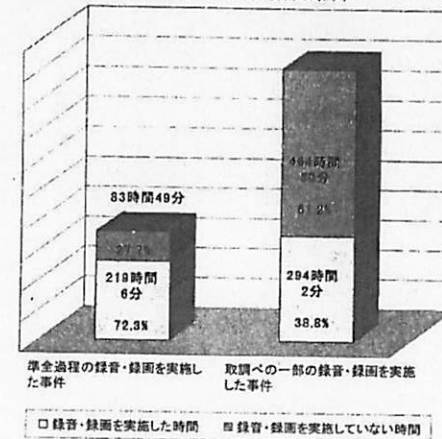
(2) 取調べ時間に占める録音・録画時間の割合

取調べの準全過程の録音・録画を実施した事件及び取調べの一部の録音・録画を実施した事件について、全体の取調べ時間に占める録音・録画時間の割合を見ると図5のとおりである。

平成23年7月の試行開始以降に取調べの準全過程の録音・録画を実施した事件では、1事件当たりの平均で、取調べ時間に占める録音・録画時間の割合は、約72.3パーセントである。

平成23年7月の試行開始以降に取調べの一部の録音・録画を実施した事件については、1事件当たりの平均で、取調べ時間に占める録音・録画時間の割合は、約38.8パーセントである。【図5】

【図5】準全過程の録音・録画を実施した事件及び取調べの一部の録音・録画を実施した事件における録音・録画の時間等



第4 録音・録画の不実施理由について

1 録音・録画を全く実施しなかった事例における不実施理由

今回の試行期間中（パイロット試行期間を含む。）において、取調べの録音・録画を全く実施しなかった13件については、前記第3の1(2)のとおり、いずれも被疑者が取調べの録音・録画を拒否した事例であるところ、被疑者が取調べの録音・録画を拒否した理由については、必ずしもその詳細が明らかではないものもあるが、以下のような具体的な事例が報告されている。

- 強制わいせつ事件の被疑者（I'Q51）は、犯行を認めていたものの、「ドラマみたいに撮られるのは嫌だ。」などと述べて、録音・録画を拒否したので、録音・録画を実施しなかった。被疑者は、一貫して録音・録画を拒否していたので、被疑者の意に反して録音・録画した場合、供述をしなくなった可能性もある。
- 知人から覚せい剤を注射してもらい使用した覚せい剤取締法違反事件において、共犯者である知人が未検挙であったことから、共犯者との関係や共同犯行状況等に関して、被疑者（I'Q54）から供述調書を作成する必要があったところ、被疑者の供述調書の任意性・信用性を明らかにするために、被疑者の取調べについて録音・録

画しておくべきであると考えたものの、被疑者は、「録音・録画されるとうまく話せなくなってしまうので嫌です。」と述べて録音・録画を一切拒否したので録音・録画を実施しなかった。

2 個別の取調べにおける不実施理由

(1) 総論

これらの取調べの録音・録画を全く実施しなかった事件（13件）、取調べの準全過程の録音・録画を実施した事件（109件）及び取調べの一部の録音・録画を実施した事件（237件）について、個別の取調べ状況について見ると、録音・録画を実施しなかった取調べは合計569回である。

この569回の取調べのうち、録音・録画を実施しなかった理由について報告を受けた451回（注6）につき、その具体的理由を、取調べごとの録音・録画の不実施理由について見ると、

- | | |
|------------------|------|
| ○ 録音・録画は必要ないと考えた | 357回 |
| ○ 時間的・物理的に困難であった | 58回 |
| ○ 被疑者が拒否した | 35回 |
| ○ 通訳人の協力が得られなかった | 1回 |

となっている。

（注6）録音・録画を実施しなかった理由について報告を求めることとしたのは、平成23年9月からであり、実施しなかった理由に関する報告があった取調べが451回である。

(2) 具体的な不実施理由の内訳

「録音・録画は必要ないと考えた」の具体的内容としては、前記第2のとおりに、「捜査の初期段階で、被疑者が知的障害を有していることに気付かなかった。」というものがあるほか、「弁解録取手続や初期の取調べは録音・録画したが、その後、公判請求が見込まれなくなったので、録音・録画が必要ないと考えて実施しなかった。」（注7）、「知的障害を有すると判断して録音・録画を実施したが、取調べ時の言動等から、コミュニケーション能力等に問題がないものと判断したので、その後の取調べについて録音・録画を実施しなかった。」がある。

「時間的・物理的に困難であった」の具体的内容としては、「警察署において取調べを実施した。」が主なものである。

「被疑者が拒否した」場合に被疑者が述べた拒否の理由は、必ずしもその

詳細が明らかでないものもあるが、「恥ずかしい。」「ビデオに撮られて誰かに見られると思うと緊張する。」などである。

「通訳人の協力が得られなかった」は、録音・録画を実施することについて手話通訳人の協力が得られなかったため、録音・録画をしないで、手話通訳者を介した取調べを行ったものである。

（注7）なお、公判請求が見込まれなくなったことを理由として録音・録画を実施しなかった事件のうち、最終的に公判請求に至ったものはない。

第5 録音・録画のDVD等の使用状況等

1 捜査段階における使用状況

録音・録画のDVD等が捜査段階において使用される例として、責任能力判断のための精神鑑定（簡易鑑定を含む。）の資料として使用された例が報告されており、具体的には録音・録画を実施した事件540件のうち45件（約8.3パーセント）において、このような使用がなされている。

2 公判段階における使用状況等

(1) 公判の状況

録音・録画を実施した事件540件のうち公判請求したものは、322件であるところ、このうち第一審判決の言渡しがあったものは194件（約60.2パーセント）である。

この194件のうち、被告人の供述調書の任意性・信用性が争われた事件は報告されていない。

(2) DVD等の証拠調べの状況

録音・録画を実施した事件で第一審判決の言渡しがあった事件（194件）のうち、録音・録画のDVD等を弁護人に証拠開示したとの報告があった事例は9件あり、実際にDVD等を証拠調べ請求し、公判で取り調べられた事例は、以下のとおり2件あるが、いずれも、犯行時の被告人に責任能力があったことを立証するために請求したものであり、供述の任意性・信用性の立証のためや、DVD等自体で犯罪事実又は情状を立証するために請求した（いわゆる実質証拠として請求した）ものはない。

- 詐欺事件（無銭飲食）の被告人（精神鑑定によりIQ58）について、犯行当時、軽度精神遅滞に加えてアルコール及び抗精神薬の乱用により心神耗弱の状態にあったとの理由で、弁護人が精神鑑定

請求を行った。検察官は、鑑定不要との意見を述べるとともに、取調べ時における被告人の供述や態度から、犯行当時、被告人には責任能力の減退は認められないことを立証することとし、「被告人が責任能力を有していたこと」との立証趣旨で、取調べを録音・録画したDVD等（約2時間30分）を抄本化（約17分）して証拠調べ請求した。同DVD等の抄本が取り調べられた結果、弁護人による鑑定請求は採用されず、判決においても責任能力があったと認定された。

- 殺人事件の被告人（精神鑑定によりIQ65）について、弁護人から、公判前整理手続において、犯行当時、被告人は、知的障害と適応障害のために心神耗弱であった旨の主張がなされた。被告人は適応障害の影響で無気力に見えるときもあったので、検察官は、公判廷における被告人の様子によっては、実際以上に知能が低く見える可能性もあると判断し、立証趣旨を「被告人が犯行状況を詳細に記憶し、取調べ時にこれを供述している状況」として、取調べを録音・録画したDVD等（約54分）を証拠調べ請求した。これは、録音・録画されている供述内容自体を立証する趣旨ではなく、取調べ時においても、被告人が犯行状況を正確に記憶していることから、精神的に錯乱等した状態で行われた犯行ではないこと、及び、検察官の質問の意味を正確に把握して答え、検察官の言い間違いを指摘して訂正したり、人形を使って犯行状況を自ら再現したりしている状況などから、被告人の知的障害が重度ではなく、責任能力が減退していないことを立証する趣旨で証拠調べ請求したものである。同DVD等は、被告人質問の直前に、公判廷で再生して取り調べられ、判決では責任能力があったと認定された。

第6 録音・録画の有効性及び問題点

1 録音・録画の有効性について

(1) 供述の任意性・信用性の判断に有用であること

知的障害者の中には、被誘導性や暗示性が高いという特性を有するものがあることから、知的障害者がした自白について、取調べにおいて取調官から誘導ないし暗示を受けたためにした虚偽自白であるなどとして、その任意性

や信用性が争われることがあり得る。

今回の試行では、取調べについて広範囲に録音・録画することにより、取調官の発問やこれに対する被疑者の応答などの取調べ場面が録音・録画された結果、被疑者の自白は、取調官による誘導的・暗示的な発問によってなされたものではなく、被疑者が自らの記憶に従って自発的に供述している様子を記録化できたので、供述の任意性・信用性の判断に有用な証拠となり得る旨の報告が多数なされている。

また、被疑者が供述する内容に加えて、被疑者の表情や身振り手振り等の動作も記録化されることから、供述の信用性判断の前提となる被疑者の知的障害やコミュニケーション能力等の程度を明らかにするための有用な証拠となり得る旨の報告もなされている。

これらの報告のうち代表的なものは、以下のとおりである。

- 準強制わいせつ事件の被疑者（IQ65）は、難しい漢字や言葉は理解できないが、平易な言葉による説明や質問は理解可能であった。ライブ方式により録音・録画を実施したところ、被疑者が、検察官の質問を十分に理解した上で供述する様子が録音・録画されただけでなく、被疑者にとって不利益な供述をする場合には考え込んだり、以前の供述を修正・撤回する状況なども録音・録画されたことから、供述の任意性・信用性立証に有用であるのみならず、知的障害の程度や責任能力の評価・判断にも有用と考えられた。

- 詐欺事件（無銭飲食）の被疑者（IQ43）は、複雑な質問や長い質問は理解できなかったが、平易な言葉による短い質問は理解して答えることができた。IQの数値だけでは、被疑者のコミュニケーション能力等にどのような問題があるのか具体的には分からないが、取調べにおけるやり取りをライブ方式で録音・録画することで、被疑者の知的障害やコミュニケーション能力の程度を記録化できるとともに、検察官がこれらを踏まえて適切な発問を実施していることも記録化でき有用であると思われる。

- 覚せい剤取締法違反事件の被疑者（IQ50）は、語彙が乏しく、自分が言いたいことをうまく説明できなかったが、覚せい剤を使用した日時や、共犯者から覚せい剤を注射してもらった状況等については、被疑者自身の言葉をを用いて自発的に供述している状況を録音

・録画することができ、供述の任意性・信用性立証に有用であると思われた。

被疑者が拒否したために録音・録画を実施しなかった取調べに関しても、録音・録画をしておけば、被疑者の理解力が低くなく、供述の任意性・信用性立証等に有用であった可能性を指摘する報告もある。

(2) 供述自体を記録化できること

自白している場合であっても、供述調書への署名指印を拒否する被疑者もいるところ、このような被疑者について、供述している状況を録音・録画することにより、被疑者の自白内容等を記録することができたとの、以下のようない報告がある。

- 殺人未遂事件の被疑者（IQ55）は、録音・録画を実施した弁解録取手続において、殺意も含めて犯行を認め、その旨の弁解録取書に署名指印した。その後の取調べでは、供述調書への署名指印を拒否するに至ったものの、録音・録画は拒否しなかったため、犯行を自認している状況について、被疑者の供述態度も含めて記録化することができた。
- 放火事件の被疑者（IQ58）は、犯行を自認していたが、勾留の途中から、供述調書への署名指印を拒否するに至った。しかし、録音・録画していたことから、被疑者の供述内容を記録化でき、また、取調官の誘導によるのではなく、被疑者が自発的に供述している様子も記録化できた。

知的障害者は、語彙が少なく、表現力が乏しいなどの特性を有しているため、その供述内容を的確に記録するに当たっては、取調官からのオープンな質問に対して、被疑者が自らの言葉で答えている状況を録音・録画し、供述調書を作成することなく、録音・録画されている被疑者の供述によって立証する方法も考えられるところであるが、現在までのところ、かかる方法による立証を試みた報告はない。

(3) 責任能力に関する判断の資料として有用であること

被疑者の責任能力の判断に関しても、以下のとおり、被疑者の取調べ状況を録音・録画したDVD等は有用な資料となり得るとの報告がなされている。

る。

- 窃盗事件の被疑者（IQ31）の責任能力の鑑定を実施した医師から、「取調べのやり取りの中で、犯行に直接関係せず供述調書には録取されないような言動（例「最近クレジットカードを使う人が多いので現金を持ち歩いている人が少なくなった。」など）が録音・録画され、供述の際の表情・態度も分かることから、鑑定に際して有益である。」旨の感想が述べられた。
- 暴行事件の被疑者（IQ75）は、発問に対して的確な答えができないなどコミュニケーション能力に問題があり、また、些細なことに腹を立てるなど感情の抑制ができない特性が見受けられたところ、取調べの録音・録画をしたことで、供述調書や捜査報告書では表すことが難しい被疑者の取調べ時の態度等を含めて、責任能力判断のための鑑定資料として用いることができた。
- 窃盗事件の被疑者（IQ55）は、当初、転売目的でCDを盗んだ旨述べていたが、その後、「犯行当時、『盗め』という声が聞こえたので盗んだ。」旨幻聴を訴える内容に供述を変更させた。弁解録取手続は冒頭から全て録音・録画されていたので、その内容を確認したところ、幻聴があったことをうかがわせる言動をしていることが確認できた。その後、精神鑑定により統合失調症であることが判明し、最終処分（心神喪失による不起訴）を決定する際に、被疑者の責任能力を判断するのに有用であった。

2 録音・録画の問題点について

今回の試行では、全体的には取調べの録音・録画の有用性が認められるとの報告が数多く寄せられた一方で、次のとおり、取調べの録音・録画の影響等による問題点についても具体的事例が報告されている。

(1) 緊張等による被疑者の供述態度等への影響

前記第4の不実施理由において見られるとおり、自己の容貌や取調べを受けている状況を撮影されることによる羞恥心や自尊心が傷つけられるの思いや、緊張等の心理的な要因により、被疑者の供述態度に影響を与え取調べに支障が生じたなどの報告がなされている。報告のうち代表的なものは、以下のとおりである。

○ 重度の知的障害と判定されている窃盗事件の被疑者は、勾留6日目の取調べにおいて、録音・録画をする旨告げられるとカメラを意図する素振りを見せ、その後、過呼吸症状に陥ったため、取調べを中止するに至った。以後の取調べは録音・録画を実施せずに行ったところ、緊張する様子は見られず、取調べに支障は生じなかったことからすると、録音・録画を実施したことによる影響で過呼吸症状に陥ったものと思われた。

○ 軽度の知的障害と判定されている売春防止法違反事件の被疑者(女性)は、文章にして回答することが苦手であるなどコミュニケーション能力に問題があったため、ライブ方式による録音・録画を実施したところ、録音・録画を実施した取調べにおいては、小声で下を向きながら話すことが多く、緊張して思っていることを十分に話せない様子であったものの、録音・録画を終了した途端に、録音・録画時と態度を一変させ、笑顔を浮かべながら、大きな声で、「恥ずかしかった。」「緊張した。」などと述べて、録音・録画の感想を語っていた。

このような問題は、必ずしも知的障害者の取調べの録音・録画に固有の問題ではないと思われるものの、知的障害を有することにより、録音・録画の影響が大きくなるおそれがあるのか否か、今後とも検討が必要であると思われる。

② 取調官側への影響

前記第6の1(1)のとおり、取調べの録音・録画により、被疑者の自白が取調官の誘導的・暗示的な発問によってなされたものではないことなどを記録し、供述の任意性・信用性の立証やその前提となる被疑者の知的障害によるコミュニケーション能力等の程度を明らかにするための有用な証拠となり得る旨の報告が多数ある一方で、録音・録画の実施下においては、取調官が、以下の事例のように発問や追及をしにくい場合があるとの報告もなされている。

○ 建造物侵入・強制わいせつ未遂事件の被疑者(19歳)は、自分の心情について過去と現在の区別をせずに供述する特性が見受け

られたことから、発問を工夫する必要があった上、性的な知識や経験について尋ねる際は、取調官もこのような被疑者の特性のみならず録音・録画されていることを意識して、必要以上に丁寧でぎこちない言葉遣いになってしまいがちになる。また、取調官が、例えば、異性に対して性的な好奇心を抱くことは誰しもあることであるなどと、被疑者に対して共感ないし理解を示すような言動をすれば、被害者が後日視聴することとなった場合、取調官に不信感を抱くおそれがあることから、取調官が被疑者に対して共感や理解を示す趣旨の発言をするのが困難であると感じられた。

第7 心理・福祉関係者による取調べの助言・立会いの試行

1 心理・福祉関係者による助言

知的障害者に対する取調べにおいては、知的障害を有することによる供述特性等を踏まえた発問等を行い、また、供述の信用性の吟味に際しても、知的障害を有する供述特性等を踏まえた吟味・検討が必要である。このような観点から、最高検に設けられた知的障がい専門委員会において、専門的知見を有する医師や大学教授に、知的障害者の供述特性や取調べに当たって留意すべき点について、講演をしていただいたほか、試行において実施した取調べの録音・録画をこれら専門家に視聴してもらった上で、知的障害者の取調べにおいて留意すべき事項について様々な指摘や助言を受けた。そして、これらの内容を最高検から全国の検察庁に情報提供し、各庁においてはそれを踏まえた取調べを行うなどし、今回の試行に活用してきた。

2 助言・立会いの試行状況

(1) 実施件数

心理・福祉関係者による助言及び立会いの両方を実施した事件は12件であり、東京、横浜、大阪、京都、名古屋の5地検において実施した。

試行した事件の罪名は、殺人、殺人未遂、傷害、事後強盗、窃盗、占有離脱物横領、器物損壊、銃砲刀剣類所持等取締法違反、県迷惑防止条例違反等である。

なお、取調べの立会いは実施しなかったものの、精神鑑定を実施した医師や心理・福祉関係者から助言を受けて取調べに活用するなどした事例も報告されている。

(2) 立会人となった心理・福祉関係者

取調べの立会人については、知的障害者の供述特性等に精通している心理・福祉関係者に依頼した。具体的には、心理学を専門とする大学教授、元保護観察官、元鑑別技官である。

(3) 助言・立会いの具体的な状況

試行の具体的な方法は事案により異なるが、立会い実施前に、立会人に対して、事件の概要、被疑者の知的障害によるコミュニケーション能力等の程度、被疑者の供述内容等を説明した上、専門的見地からの助言を受け、立会人同席による取調べを実施し、取調べ終了後にも立会人から助言を受けたということが多い。以下、場面ごとに補足して説明する。

ア 立会い実施前の助言

立会いを実施するまでの取調べについて録音・録画を行っている場合には、立会人に、当該録音・録画のDVD等を視聴してもらい、被疑者の知的障害の程度や供述特性、その特性を踏まえた具体的な発問の方法等について助言を受けたとの報告がある。

イ 立会い時における立会人の役割

立会い時における立会人の役割については、コミュニケーション能力に問題がある被疑者と取調官とのコミュニケーションの補助者、つまり通訳人的な立場との位置付けで、被疑者と取調官とのやり取りがかみ合わなかったり、被疑者が取調官の発問を理解していない様子が見受けられる場合などに、立会人が助言するという考え方で実施したものが10件ある。

また、立会人の役割を供述の鑑定人的な立場と位置付け、立会人が取調べの冒頭で被疑者の緊張を和らげるためのやり取りを行ったり、被疑者の供述能力、知的障害やコミュニケーション能力の程度を知るための発問を行ったりするとともに、これらの発問以外は、立会人は発問せずに同席したものが2件ある。

ウ 立会い実施後の助言

立会い実施後には、取調官の発問が被疑者にとって理解が容易なものであったか、被疑者が発問を理解して応答していたかなどについて、専門的見地からの助言を受けたことが多い。

(4) 助言のみを受けた事例

専門家から助言のみを受けて取調べに活用した例として報告がなされているものとしては、被疑者について精神鑑定を実施した場合に、鑑定を実施し

た医師から、被疑者の供述特性及びその特性を踏まえた発問の方法等について助言を受けた旨の報告が多数なされている。

また、被疑者が入所している福祉施設の生活支援員、被疑者を担当していたケースワーカー、以前の通院先の医師などから、被疑者の供述特性等を聴取するとともに、発問の際の注意事項等について聴取した上で取調べに活用した例も報告されている。

さらに、心理学を専門とする大学教授に、被疑者の供述特性等に関する鑑定を依頼して、被疑者と面談してもらったり、録音・録画のDVD等を視聴してもらい、助言を受けた事例も報告されている。

3 助言・立会いに関する指摘

(1) 助言・立会いを行った心理・福祉関係者からの指摘

立会人からは、立ち会うことの効用として、以下のような指摘があった。

- 窃盗事件の被疑者（IQ59）が検察官から前科の内容や刑務所を出所した後の生活状況について質問される中で、二度と窃盗しないとの決意をしたのかどうか尋ねられたのに対して、「分からない。」などの曖昧な返答を繰り返したことから、立会人において、被疑者が断片的に述べた言葉を指摘しつつ、当時の心情ではなく行動を順番に確認する質問を行ったところ、被疑者が発問の意味を理解し、淡々と説明するようになった。立会人は、このように被疑者が発問を理解していないと思われたときに、補足する質問を行うなどして、検察官の発問を被疑者に適切に理解させる役割を果たせるのではないか。
- 検察官が知的障害者に対する取調べの要領を習得すれば、一定程度のコミュニケーションが可能な知的障害者については立会人は不要と考えるが、コミュニケーションを取ることが困難なレベルの知的障害者の取調べでは、被疑者と検察官との仲介等のために立ち会う意義があるのではないかと。

他方、立ち会うことによる影響として、以下のような指摘があった。

- 被疑者にとって都合が悪い事項を質問された際、被疑者は、立会人の方を見ていた。知的障害者は、相手の表情により供述を変えた

りするので、取調べに同席する者が増えれば、被疑者の供述に影響があると思われる。

- 立会人が取調べのやり取りに介入することで、取調べの流れが阻害されることもあると思われるので、立会人の役割は慎重に検討すべきである。
- 知らない人が複数いるだけで、被疑者にはプレッシャーとなるため、立ち会うとしても、別室でモニターにより視聴する方法とすべきではないか。

また、知的障害者に対する取調べは、供述特性を理解し、その特性に応じた適切な発問をすることが重要であるので、訓練された取調べ官が、事前準備をし、質問を適切に組み立てた上で、取調べを実施することが大切であるとして、取調べ官に対する研修の重要性を指摘する意見もあった。

(2) 助言・立会いを実施した検察官からの指摘

助言及び立会いを実施した取調べを担当した検察官からは、立会人の果たす役割が不明確であり、立会いに際して、どのような形で関与してもらうのが曖昧であるなどと指摘する報告があった。

他方、既に実施した録音・録画のDVD等を専門家に視聴してもらった上、専門家から被疑者の供述特性やその特性を踏まえた発問の方法等について助言を得られたことは有益であった旨の報告もあった。